

令和6年度第3回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和6年11月8日（金）

10時～11時半

場所：Web開催

1 開会

2 福祉部長あいさつ

3 審議事項

- (1)「埼玉県こども・若者計画（仮称）」について(計画案)
- (2) 児童養護部会の審議経過について
- (3)「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

4 閉会

〔配布資料〕

資料1「埼玉県こども・若者計画（仮称）」計画案

資料2「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の指標案

資料3 令和6年度第2回埼玉県児童福祉審議会における計画案への意見及び県の対応

資料4「埼玉県こども・若者計画（仮称）」策定スケジュール（案）

資料5 令和6年度第3回埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 議事概要

資料6 児童養護部会 審議結果報告

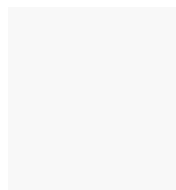
資料7－1 「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

資料7－2 一時保護施設の設備及び運営に関する基準

「埼玉県こども・若者計画(仮称)」
(令和7～11年度)
計画案



彩の国 埼玉県



計画の構成

第1章 総論	3
Ⅰ はじめに	4
1 計画策定の趣旨	4
2 計画の位置付け	5
3 計画の期間	5
4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表	5
Ⅱ 埼玉県のごども・若者、子育てをめぐる現状	6
1 社会の状況	6
2 子育てや就労をめぐる状況	12
3 こどもの貧困の状況	21
4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況	23
5 こども・若者をめぐる状況	29
Ⅲ 将来像	45
第2章 施策の展開	48
計画の体系	49
1 こどもの権利擁護、意見の反映	52
(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり	52
(2) こども等が意見を表明する機会の確保	53
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援	53
(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援	53
(2) こども・若者の社会形成への参画支援	54
3 親と子の健康・医療の充実	55
(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援	55
(2) 医療提供体制の充実	56
(3) 医療に係る経済的支援	57
4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	58
(1) 「こどもの貧困」対策の推進	58
(2) ひとり親家庭への支援	59
(3) 障害などのあるこども・若者への支援	60
(4) ヤングケアラーへの支援	63
(5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援	63
(6) 一人ひとりの状況に応じた支援	64

5	児童虐待防止・社会的養育の充実	65
(1)	こどもを虐待から守る地域づくり	65
(2)	社会的養育の充実	69
6	こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	73
(1)	こども・若者の自殺対策	73
(2)	インターネット対策の推進	73
(3)	こども・若者の性犯罪・性暴力対策	74
(4)	犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備	74
(5)	非行防止と立ち直り支援	77
7	こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	78
(1)	こどもまんなか社会への気運醸成	78
(2)	こども政策 DX の推進	79
(3)	こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進	79
(4)	子育てしやすい住環境の整備	80
8	結婚・出産の希望実現	80
(1)	結婚を望む人への支援	80
(2)	不妊・不育症に悩む人への支援	81
(3)	プレコンセプションケアの推進	81
9	「子育て」と「子育て」の支援	81
(1)	家庭の子育て力の充実	81
(2)	「孤育て」にしない地域の子育て力の充実	82
(3)	質の高い幼児教育・保育の充実	85
(4)	学校教育の充実	87
(5)	自立的な子育ての支援	92
(6)	子育てに係る経済的負担の軽減	93
10	未来を切り拓くこども・若者の応援	93
(1)	若者の職業的自立、就労等支援	93
(2)	若年者の経済的自立の支援	95
(3)	グローバル社会で活躍する人材の育成	95
11	こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	96
(1)	分野横断的な支援人材の育成	96
(2)	多様な担い手による持続的な活動の推進	96
12	ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	97
(1)	企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成	97
(2)	共働き・共育での推進、男性の家事・育児の促進	97
	指標	99
	別表1:子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制等」	102

第1章 総論

I はじめに

1 計画策定の趣旨

全てのこども・若者* 1は誰もが個人として尊重され、適切に養育され、その生活を保障され、愛され、保護され、心身ともに健やかに育成される権利を有する存在です。そのため、誰一人取り残されず、夢や希望を持って健やかに成長し、持てる能力を生かし自立・活躍できるよう、地域全体で支えていくことが重要です。

さらに、安心してこどもを生み育てられる環境をつくり、少子化の進行に歯止めをかけるためには、結婚から妊娠・出産、子育てまでの切れ目のない支援に加え、経済・雇用、教育、まちづくりなどの幅広い分野にわたって、総合的な取組を継続的に実施していくことが必要となります。

令和5（2023）年の本県の合計特殊出生率は1.14（全国41位）と全国平均1.20を下回り、全国的な傾向と同じく本県においても少子化傾向は続いています。また、いじめや不登校、貧困など様々な困難を有するこども・若者の問題への対応とともに、ヤングケアラーの問題の顕在化や性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への取組も求められます。

こども・若者、子育てへの支援が求められる中、こども政策を総合的に推進することを目的として令和5年4月に「こども基本法」が施行されました。さらに令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会* 2」を目指すことが掲げられています。

そこで、今後の少子化対策や子育て支援策、こども・若者の健やかな成長に向けた取組の内容、目標等を明確にするために、「埼玉県こども・若者計画（仮称）」（計画期間：令和7年度～令和11年度）を策定しました。

この計画に基づき、国、市町村、事業者、地域社会、民間支援団体などと連携し、こども・若者が幸福に生活し、こどもを生み育てることに希望の持てる社会づくりを進めます。

また、平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて採択された、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための国際目標である「持続可能な開発目標」（SDGs：Sustainable Development Goals）の達成に貢献していきます。



* 1 本計画では、こども基本法やこども大綱と同様に、主に「こども」や「こども・若者」という用語を使用しているが、対象となる者の呼称・年齢区分は法令等により様々であることから、施策によっては、「児童」「生徒」「少年」「子供」「若者」「青少年」等の用語を併用する。

* 2 全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会（「こども大綱」より）

2 計画の位置付け

この計画は、こども・若者、子育て支援に関連する次の法律等に基づく計画として位置付けます。

- ・ こども基本法に基づく「都道府県こども計画」
- ・ 子ども・子育て支援法に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ・ 次世代育成支援対策推進法に基づく「都道府県行動計画」
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「都道府県子どもの貧困対策計画」
- ・ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「都道府県自立促進計画」
- ・ 子ども・若者育成支援推進法に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ・ 厚生労働省通知＊3に基づく「都道府県成育医療等に関する計画」
- ・ 厚生労働省通知＊4に基づく「都道府県社会的養育推進計画」
- ・ 埼玉県青少年健全育成条例に基づく、青少年の健全な育成に関する総合的な計画

3 計画の期間

令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

4 EBPMに基づく施策立案と計画の進行管理、公表

施策の立案に当たっては、客観的データなどのファクト(事実)により現状を把握・分析し、得られたエビデンス(合理的根拠)に基づいて施策立案を行う手法(EBPM＊5)を用いて、施策の有効性を高めます。そのほか、こども・若者、子育て当事者などの意見を聴き、施策立案に生かします。

本計画を着実に推進していくため、庁内の関係部局が横断的かつ一体的に連携し、こども・若者、子育て施策の検討・調整や進行管理を行い、各指標の達成状況等を埼玉県児童福祉審議会及び県議会に毎年度報告するとともに、広く県民に公表します。

また、社会経済情勢の著しい変化や制度の大幅な変更が生じた場合など、必要に応じて計画の見直しを行っていきます。

＊3 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針「成育医療等基本方針」に基づく計画策定指針を示したもの。計画の主体は市町村及び都道府県としている。

＊4 平成28年改正児童福祉法の理念のもとに「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられたことを踏まえ、都道府県社会的養育推進計画の策定要領を示したもの。「家庭養育優先原則」を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくこと等が求められている。

＊5 Evidence-based Policy Making の略。客観的なデータ(エビデンス)に基づく政策立案。

Ⅱ 埼玉県のこども・若者、子育てをめぐる現状

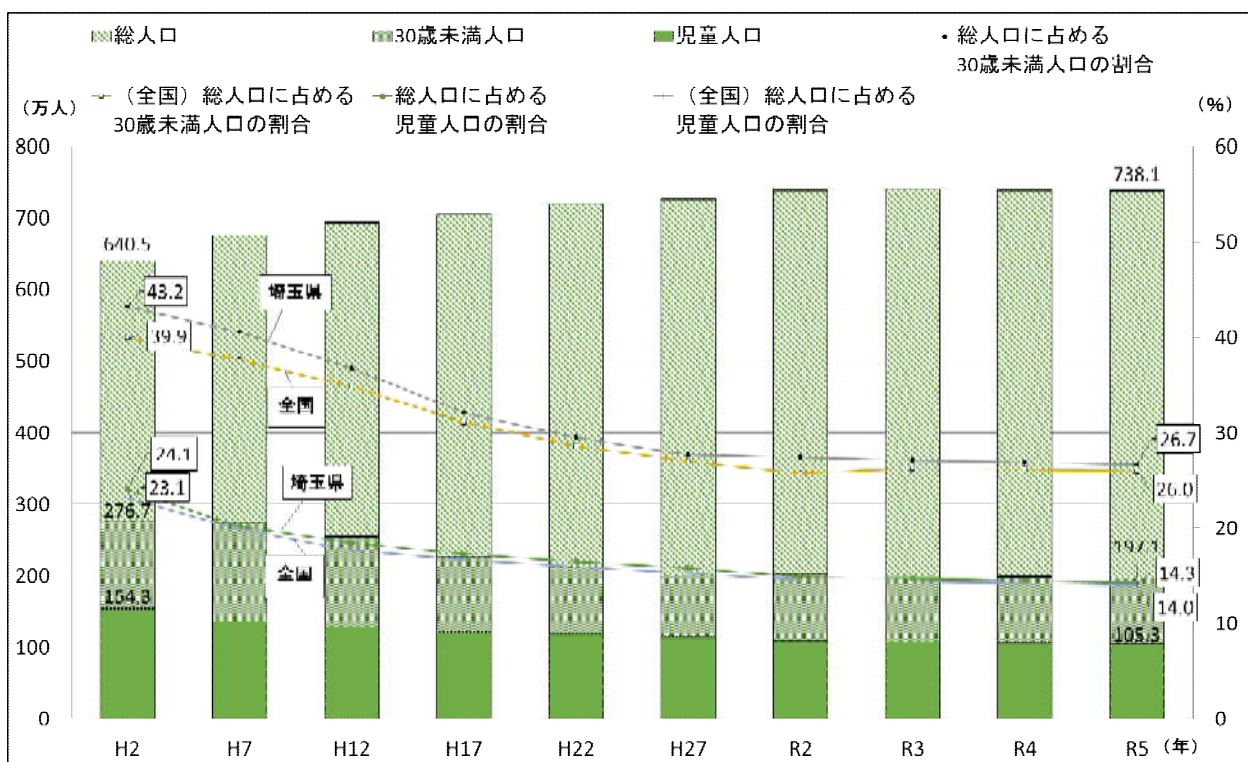
1 社会の状況

(1) 児童人口及び30歳未満人口の減少

本県における平成2(1990)年の18歳未満の児童人口は約154万3千人、30歳未満人口は約276万7千人でしたが、その後、徐々に減少し、令和5(2023)年には児童人口が約105万3千人、30歳未満人口が約197万1千人となっています。

また、平成2(1990)年の総人口に占める児童人口の割合は24.1%、30歳未満人口の割合は43.2%でしたが、令和5(2023)年には児童人口の割合が14.3%、30歳未満人口の割合が26.7%となっています。

(図表1) 児童人口、30歳未満人口及び総人口の推移(埼玉県)

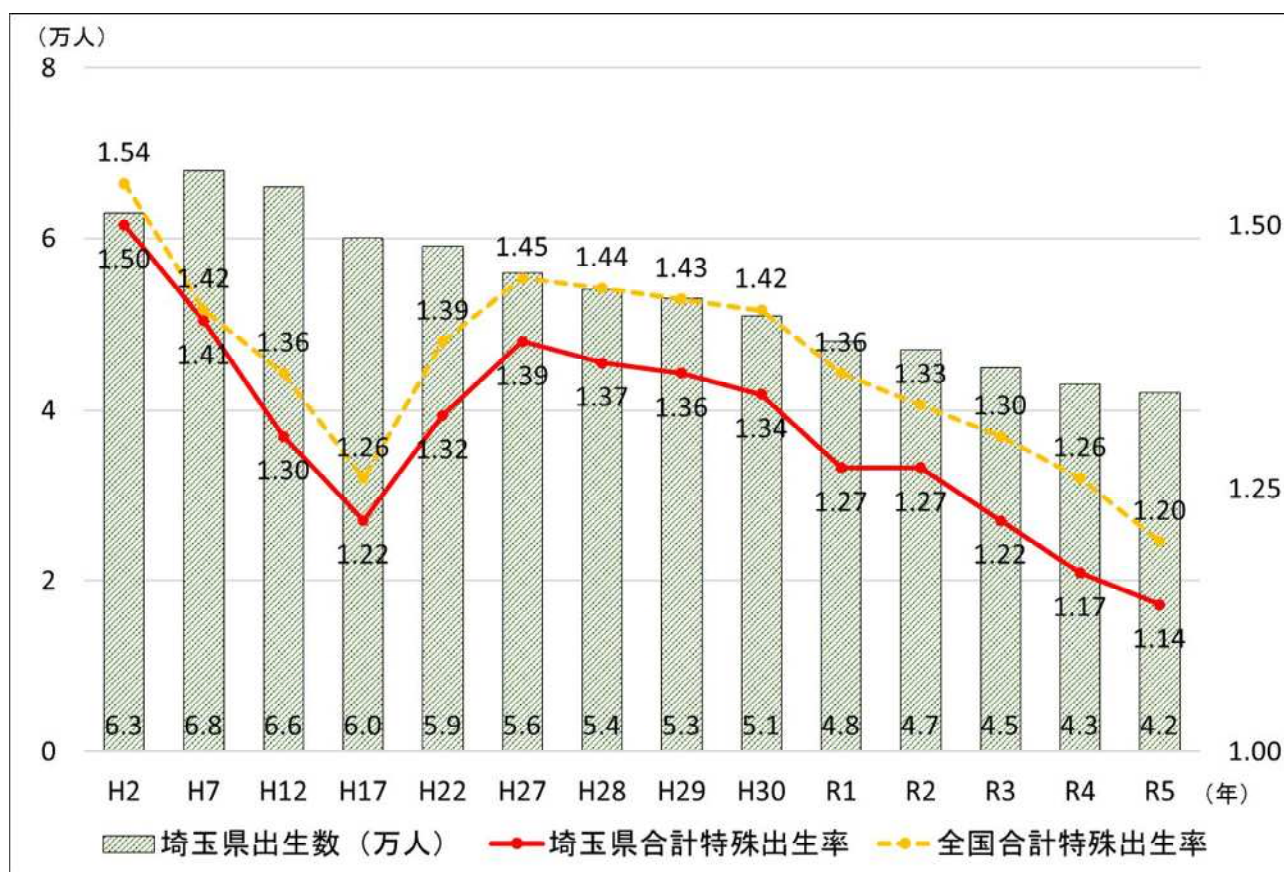


(資料:平成2～27年 総務省「国勢調査」、令和2～5年「埼玉県町(丁)字別人口調査」)

(2) 出生数及び合計特殊出生率の推移

本県における出生数は昭和48(1973)年以降、平成2(1990)年頃まで減少を続け、いったん増加したものの平成12(2000)年から減少傾向にあります。合計特殊出生率を見ると、平成2(1990)年から平成17(2005)年にかけて、1.50から1.22へと減少し、それ以降上昇に転じたものの、近年は微減が続いています。令和5(2023)年は1.14で、これは全国の1.20を下回り、全国第41位となっています。

(図表2) 出生数及び合計特殊出生率の推移(埼玉県)

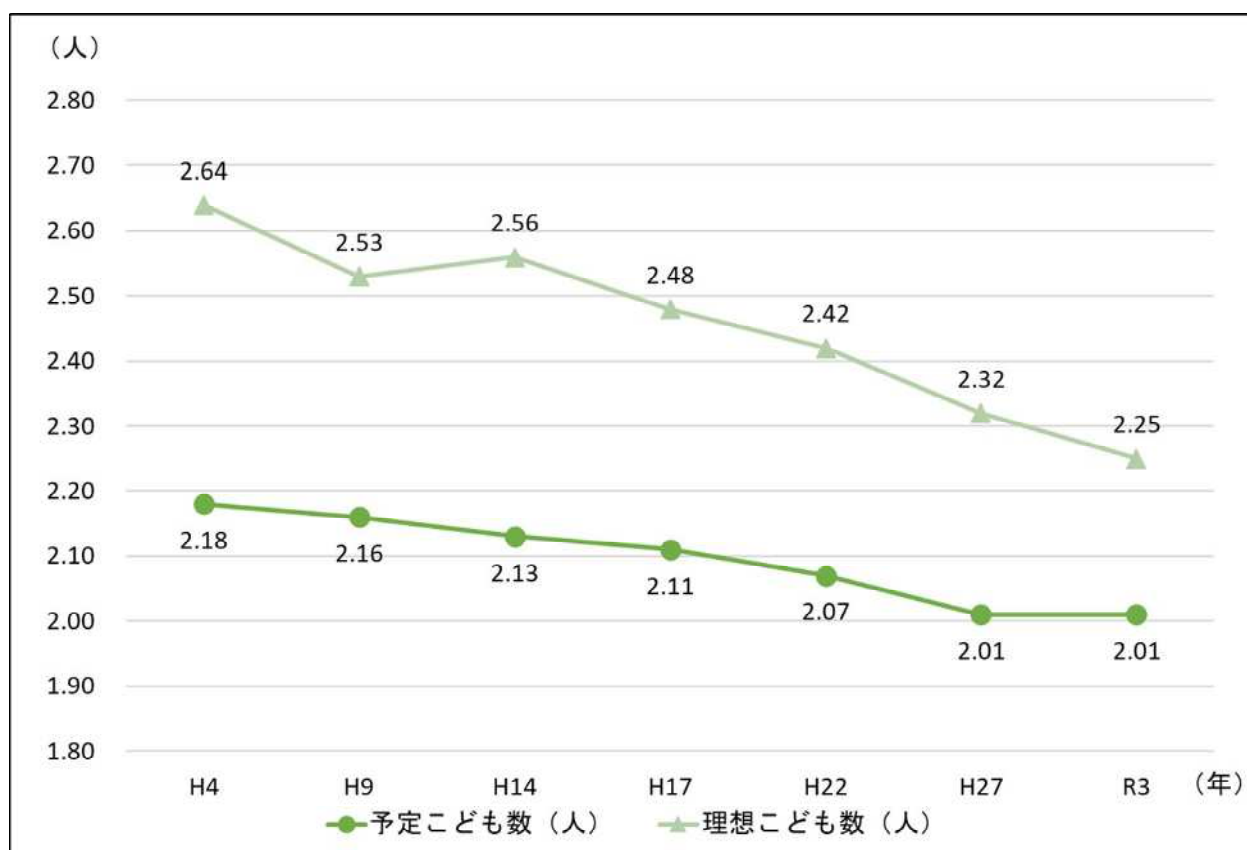


(資料:平成2～平成27年総務省「国勢調査」、平成28～令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

(3) 予定こども数と理想こども数

令和3(2021)年における夫婦にとっての理想的なこどもの数(理想こども数)が平均で2.25人であるのに対して、実際に持つつもりの子どもの数(予定こども数)は2.01人となっています。

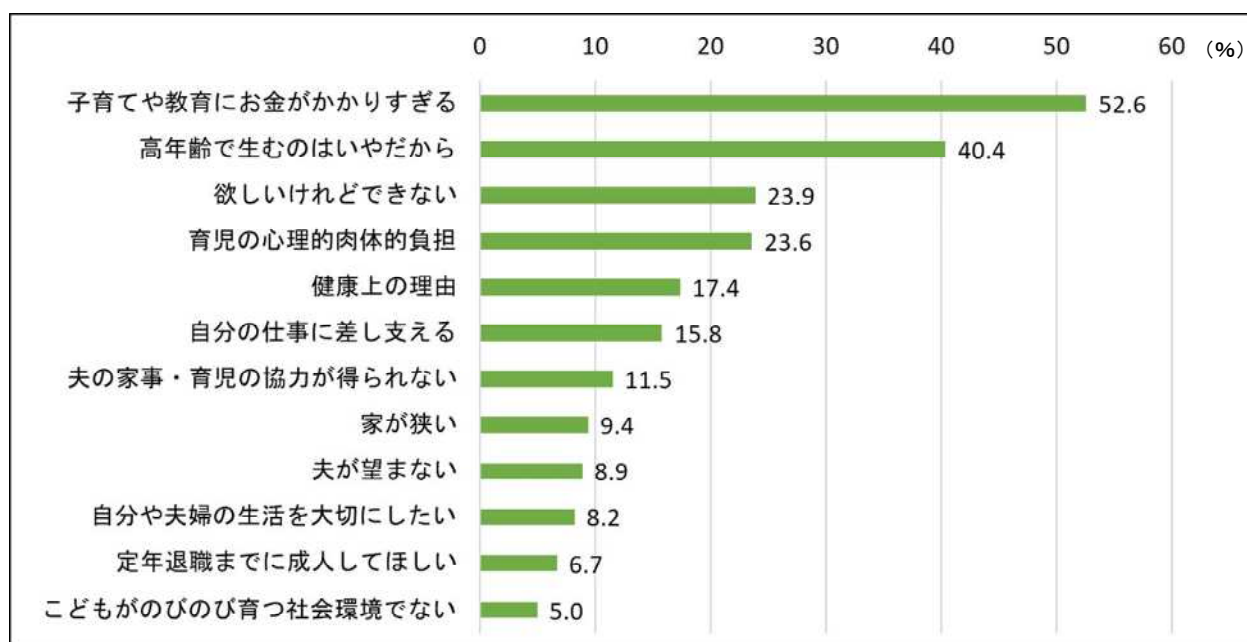
(図表3) 予定こども数・理想こども数(全国)



(資料:平成4～令和3年 国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」)

予定こども数が理想こども数を下回る理由としては、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が第1位で、以下、「高年齢で生むのはいやだから」、「欲しいけれどできない」の順となっています。

(図表4) 予定こども数が理想こども数を下回る理由(全国)



(資料: 令和3年国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査」)

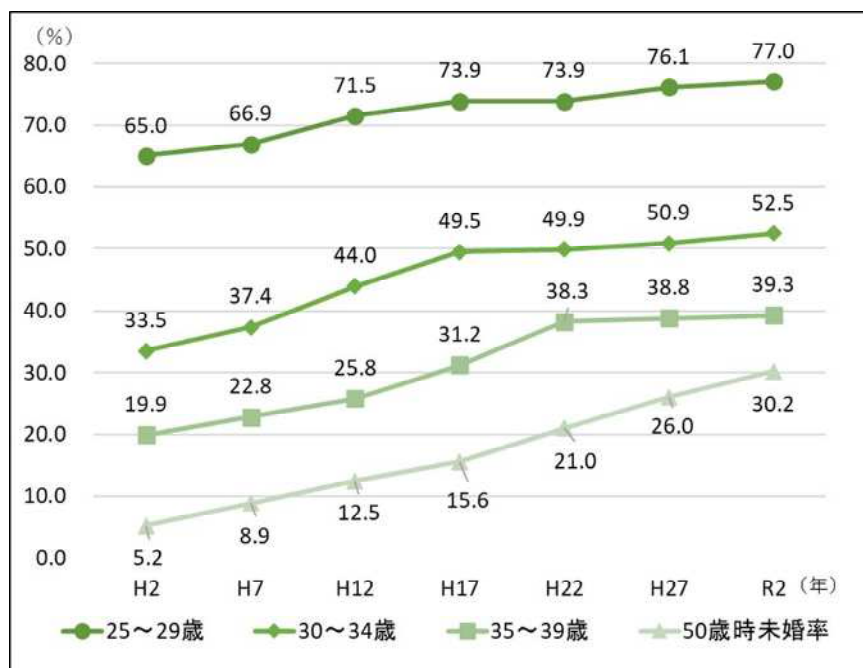
(4) 未婚率

本県における未婚率は男女ともに上昇しています。男性では、平成2(1990)年に25歳～29歳で65.0%、30～34歳で33.5%、35～39歳で19.9%、50歳時で5.2%であったのに対し、令和2(2020)年にはそれぞれ77.0%、52.5%、39.3%、30.2%となっています。女性では、平成2(1990)年に25～29歳で39.1%、30～34歳で12.1%、35～39歳で5.8%、50歳時で3.0%であったのに対し、令和2(2020)年にはそれぞれ66.3%、37.5%、24.8%、16.7%となっています。

令和2(2020)年において、男性は全ての年代において全国平均よりも未婚率が高く、女性は30歳以上の各年代において全国平均より未婚率が低くなっています。

未婚率の推移(埼玉県)

(図表5-1)①男性



全国(令和2年)

25～29歳 76.4%

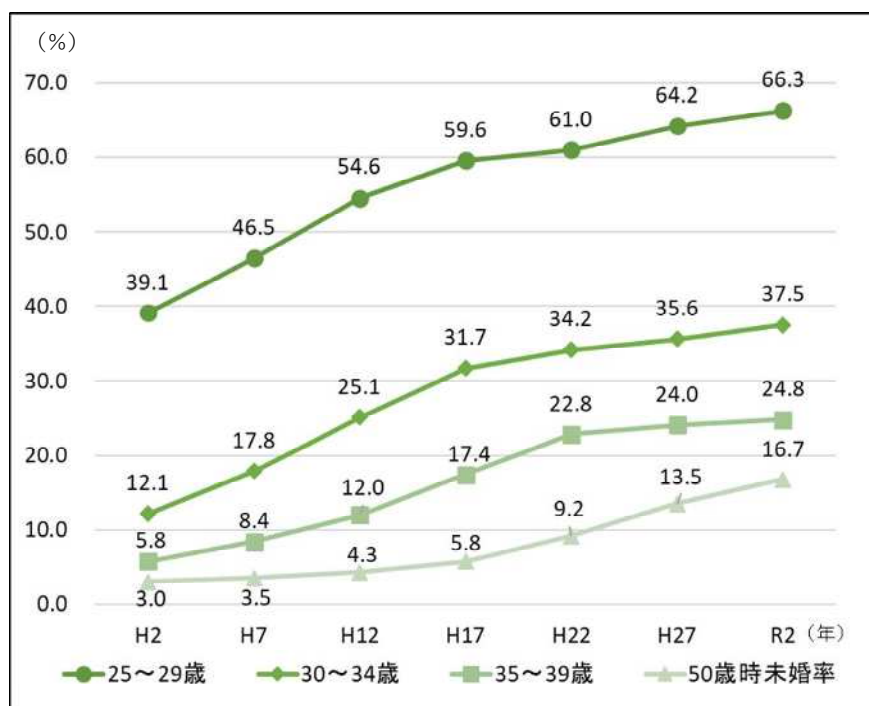
30～34歳 51.8%

35～39歳 38.5%

50歳時 28.3%

(資料:平成2～令和2年総務省「国勢調査」)

(図表5-2)②女性



全国(令和2年)

25～29歳 65.8%

30～34歳 38.5%

35～39歳 26.2%

50歳時 17.8%

(資料:平成2～令和2年総務省「国勢調査」)

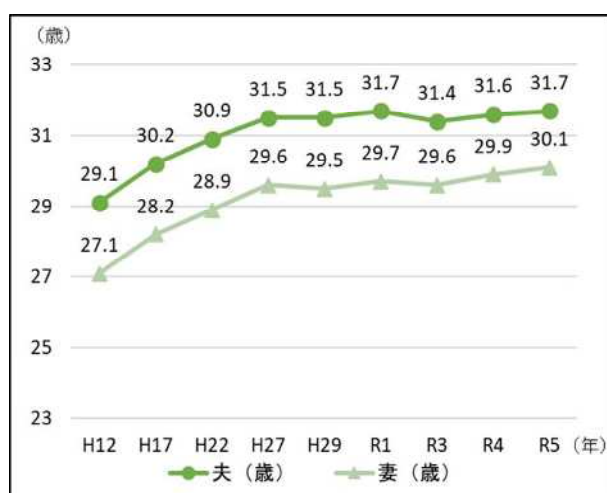
(5) 平均初婚年齢と第1子出産年齢の上昇

本県における平均初婚年齢は、男女ともに上昇傾向にあります。夫の初婚年齢は平成12(2000)年の29.1歳から令和5(2023)年には31.7歳に、妻の初婚年齢は平成12(2000)年の27.1歳から令和5(2023)年には30.1歳に上昇していることから、年々晩婚化が進んでいることが分かります。

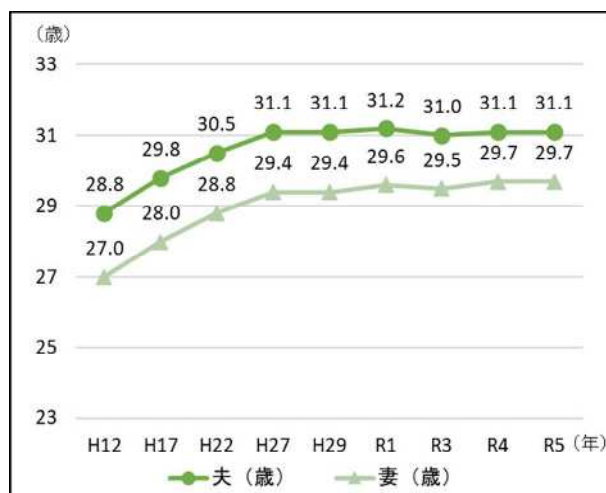
本県における第1子出産年齢は、平成12(2000)年の28.3歳から令和5(2023)年には、31.2歳に上昇し、全国平均と比較すると、平均初婚年齢、第1子出産年齢のいずれも本県の方が高く、晩婚化、晩産化が進んでいることが分かります。

平均初婚年齢の推移

(図表6-1)(埼玉県)

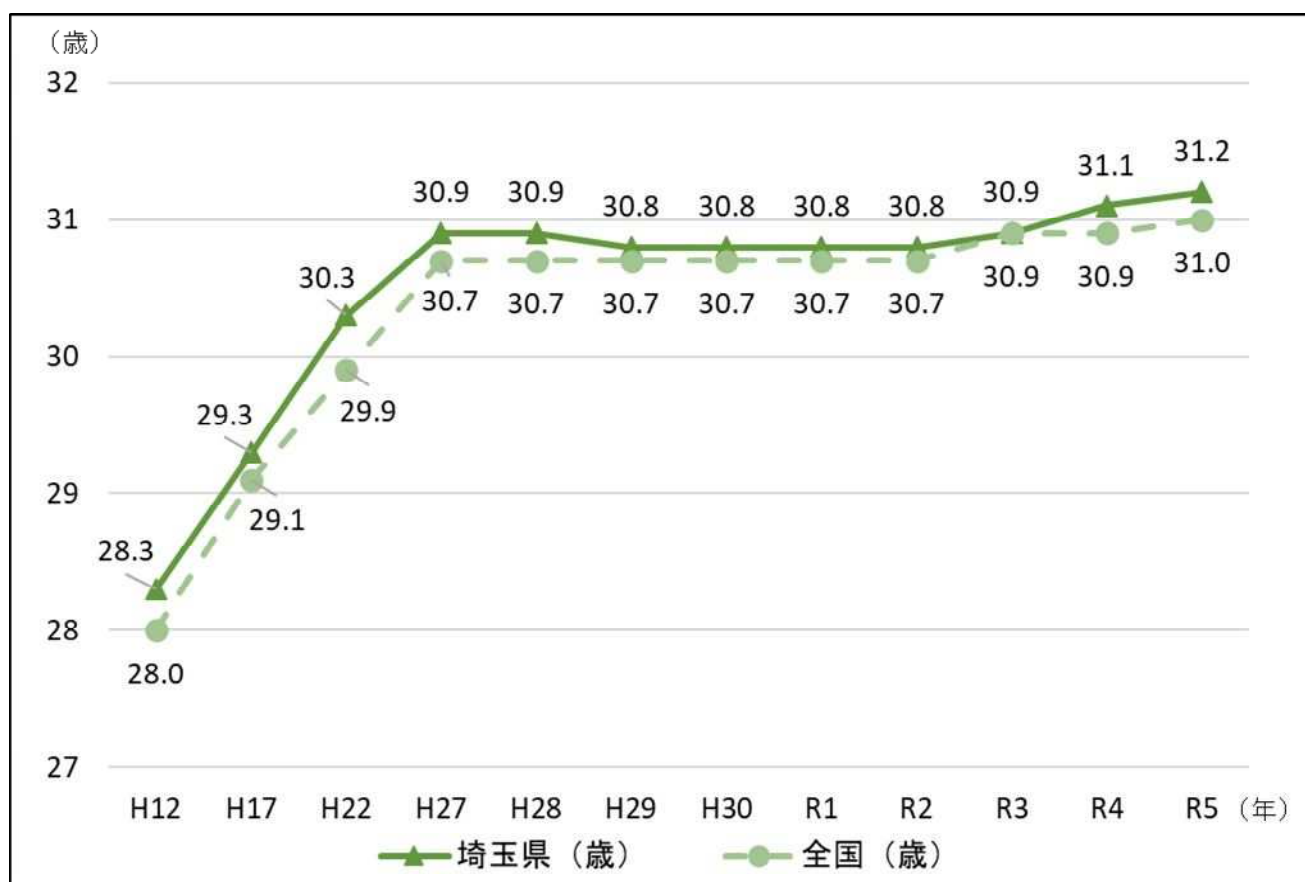


(図表6-2)(全国)



(資料: 令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

(図表7)第1子出産年齢の推移(埼玉県、全国)



(資料:平成12～令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

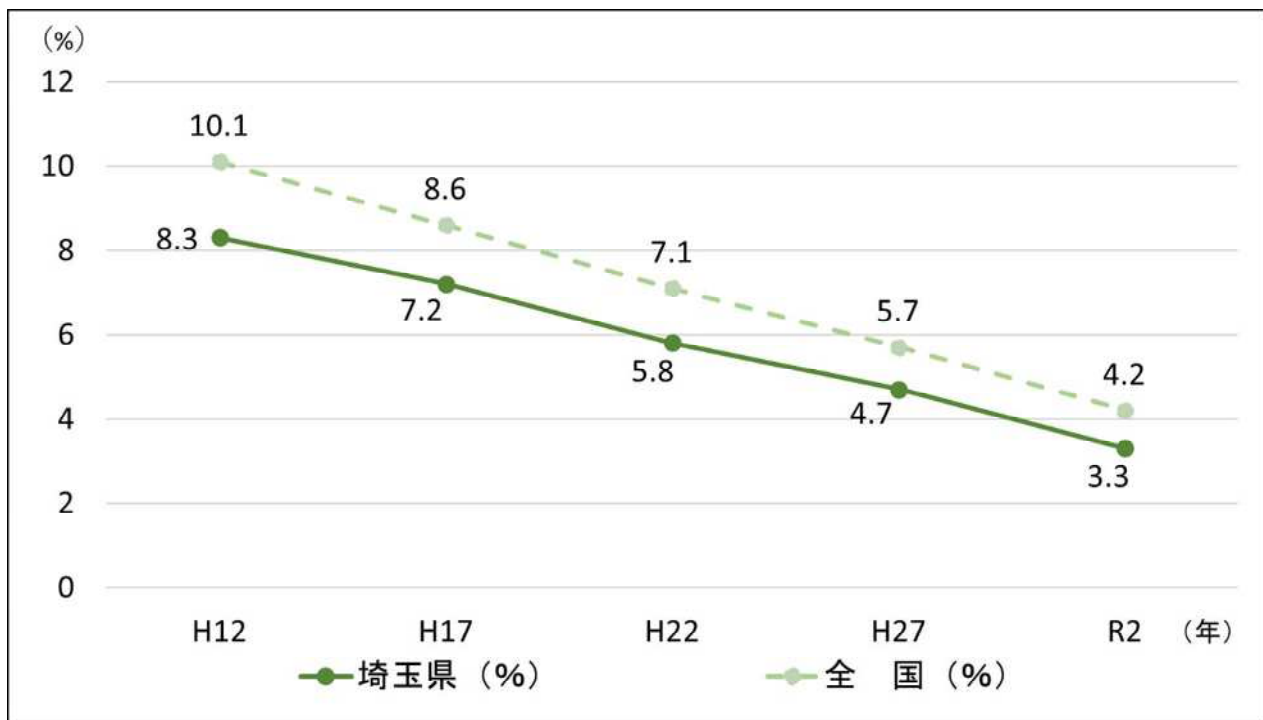
2 子育てや就労をめぐる状況

(1) 世帯の状況

世帯の状況の変化について見ると、一般世帯に占める三世帯世帯の割合は、全国的に減少しています。本県においても、全国平均を少し下回る水準で減少傾向にあり、平成12(2000)年の8.3%から令和2(2020)年には3.3%となり、子育て中の夫婦は親からの援助を受けにくくなっていることがうかがえます。

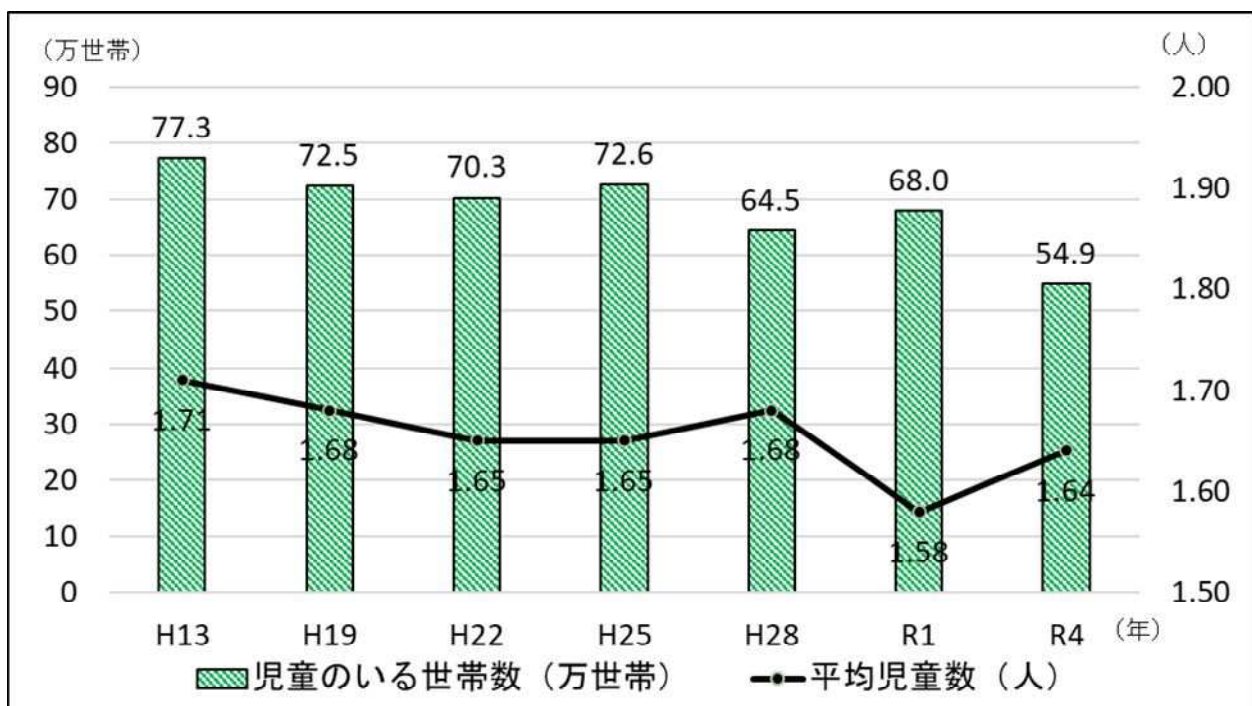
また、18歳未満の児童のいる世帯は、平成13(2001)年の約77万3千世帯から令和4(2022)年には約54万9千世帯に減少し、こどものいる世帯における平均こども数も1.71人から1.64人に減少しています。

(図表8)一般世帯に占める三世帯の割合の推移(埼玉県、全国)



(資料:平成12～令和2年 総務省「国勢調査」)

(図表9)児童のいる世帯数と1世帯当たりの平均児童数(埼玉県)

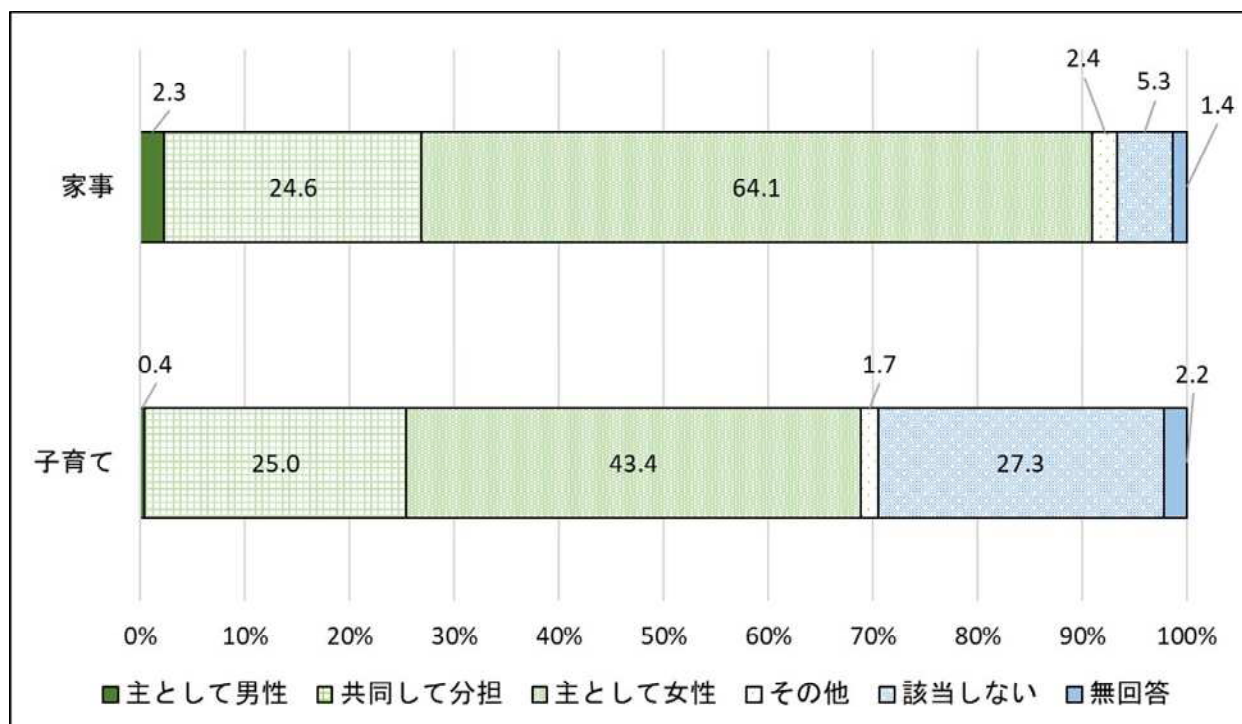


(資料:平成13～令和4年 厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(2) 家庭生活での役割分担

「家庭において家事や子育てを主に行っているのは誰か」について調べたところ、「主として女性」との回答が最も多く、依然として女性の負担が大きくなっています。

(図表10) 家庭生活での役割分担(埼玉県)



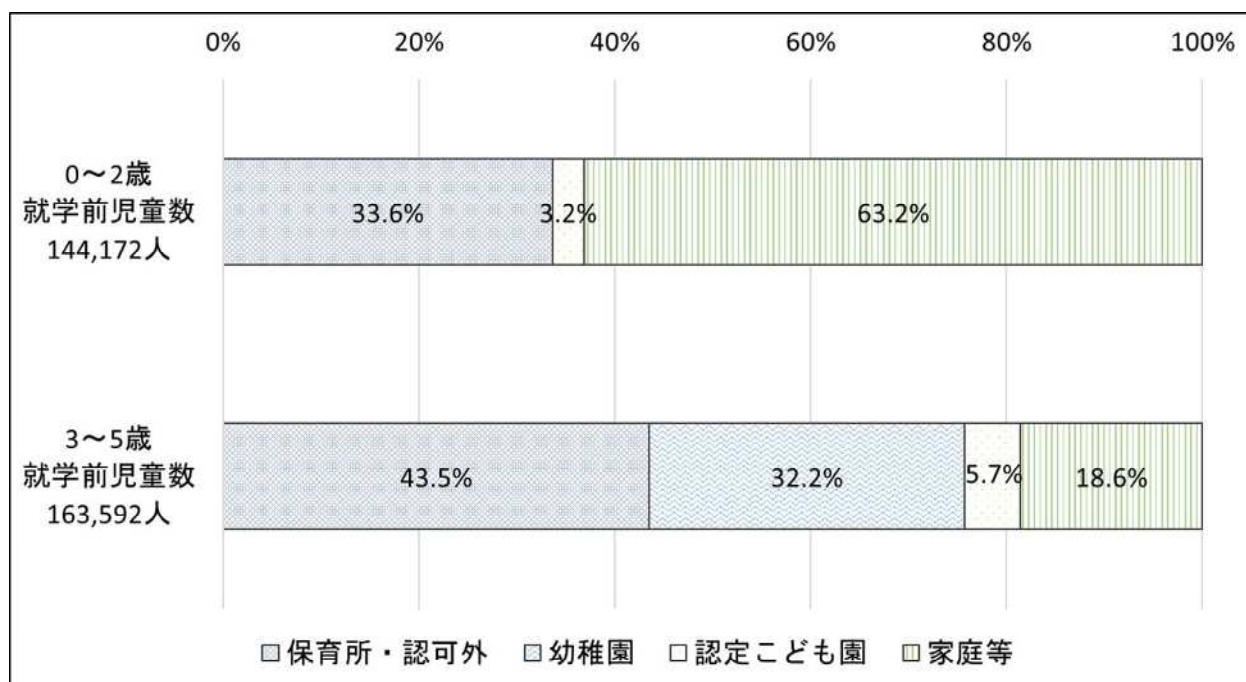
(資料:埼玉県「令和2年度男女共同参画に関する意識・実態調査」)

(3) 就学前のこどもの状況

本県のこどもの昼間の主な居場所を見ると、0歳から2歳までのこどもの33.6%が保育所や認可外保育施設に、3.2%が認定こども園に通っており、63.2%が家庭等で育てられています。

また、3歳から5歳まででは、43.5%が保育所や認可外保育施設に、32.2%が幼稚園に、5.7%が認定こども園に通っており、家庭等で育てられているこどもは18.6%となります。

(図表11)就学前の保育状況(埼玉県)



(資料: 令和6年度県こども支援課調べ)

(4)働く女性の増加

本県の女性就業者は令和2(2020)年には約146万1千人となっており、中でも雇用労働者の占める割合が増えています。令和2(2020)年の女性雇用労働者は、女性就業者の92.4%の約135万人となっています。

(図表12)女性就業者数の推移(埼玉県)



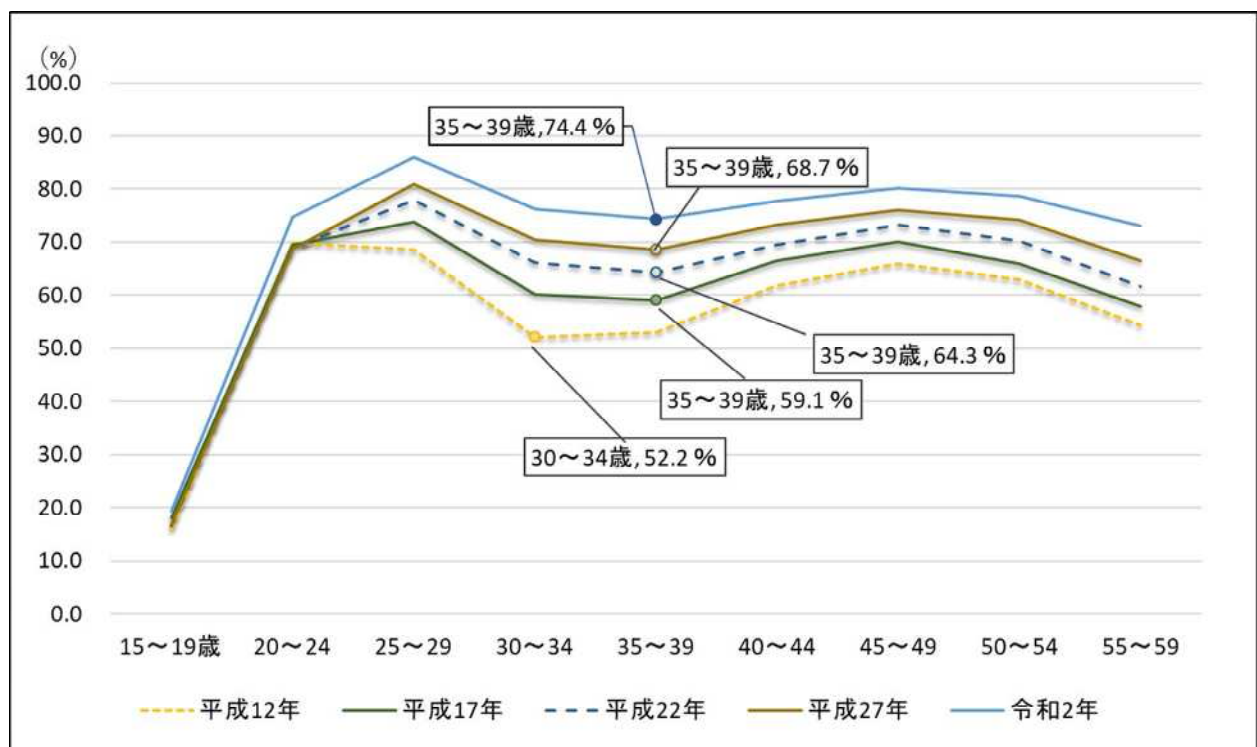
(資料: 昭和35～令和2年 総務省「国勢調査」)

女性の労働力率を年代別に見ると、30歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M 字カーブ *」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっており、M 字の底となる年齢階級も上昇しています。

M 字型の底は平成12(2000)年が52. 2%、平成17(2005)年が59. 1%、平成22(2010)年が64. 3%、平成27(2015)年が68. 7%、令和2(2020)年が74. 4%と上昇しており、仕事と子育ての両立を図る女性が増えています。

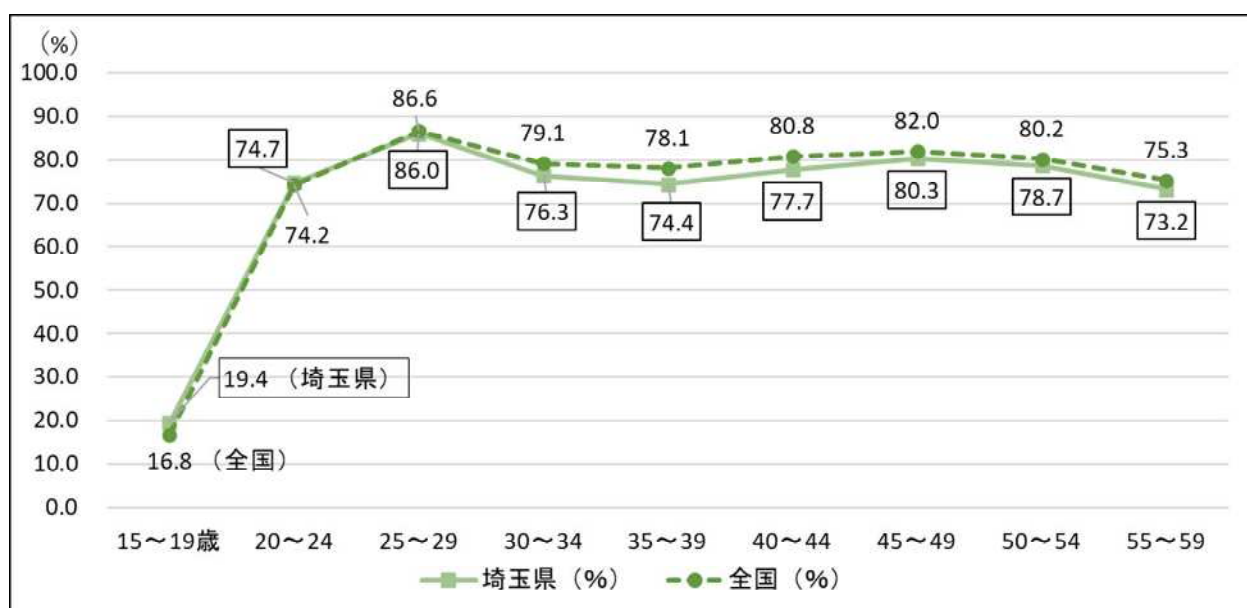
* M字カーブが深いほど結婚や出産を機に仕事を離れ、その後再就職する女性が多いことを示す。

(図表13) 女性の労働力率の推移(埼玉県・年代別)



(資料:平成12～令和2年 総務省「国勢調査」)

(図表14) 女性の労働力率(埼玉県、全国)

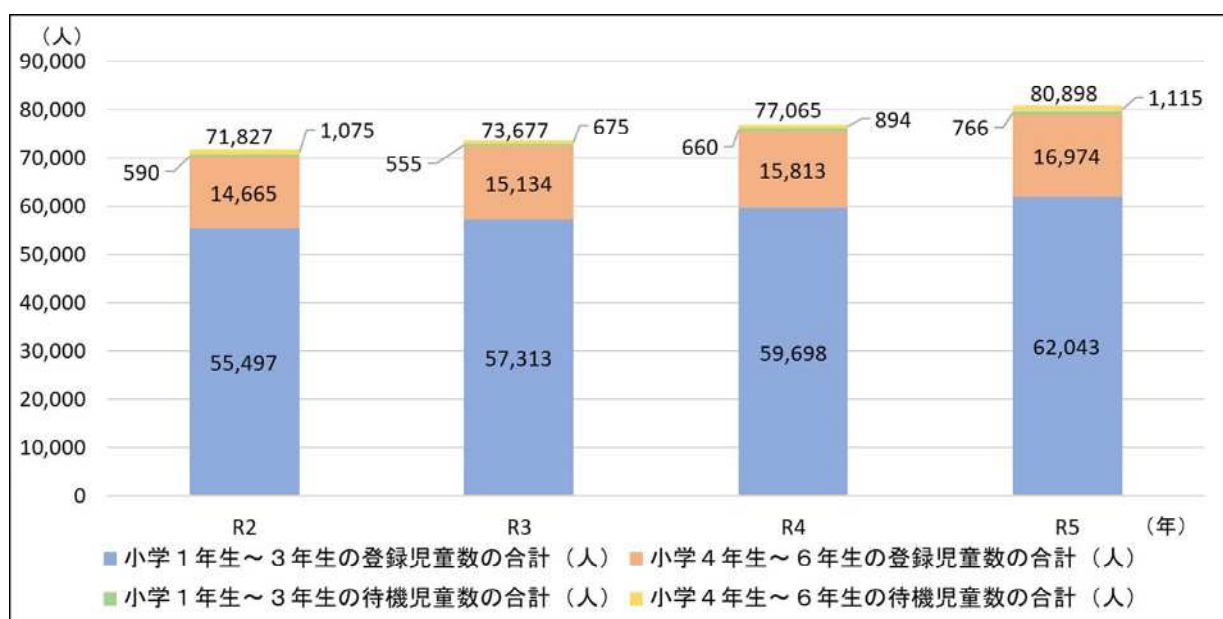


(資料: 令和2年総務省「国勢調査」)

(5) 学齢期のこどもの状況

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業については、女性就業率の上昇等もあり年々利用希望者が増加しています。

(図表15) 放課後児童クラブの利用希望者(登録児童+待機児童)の推移(埼玉県)

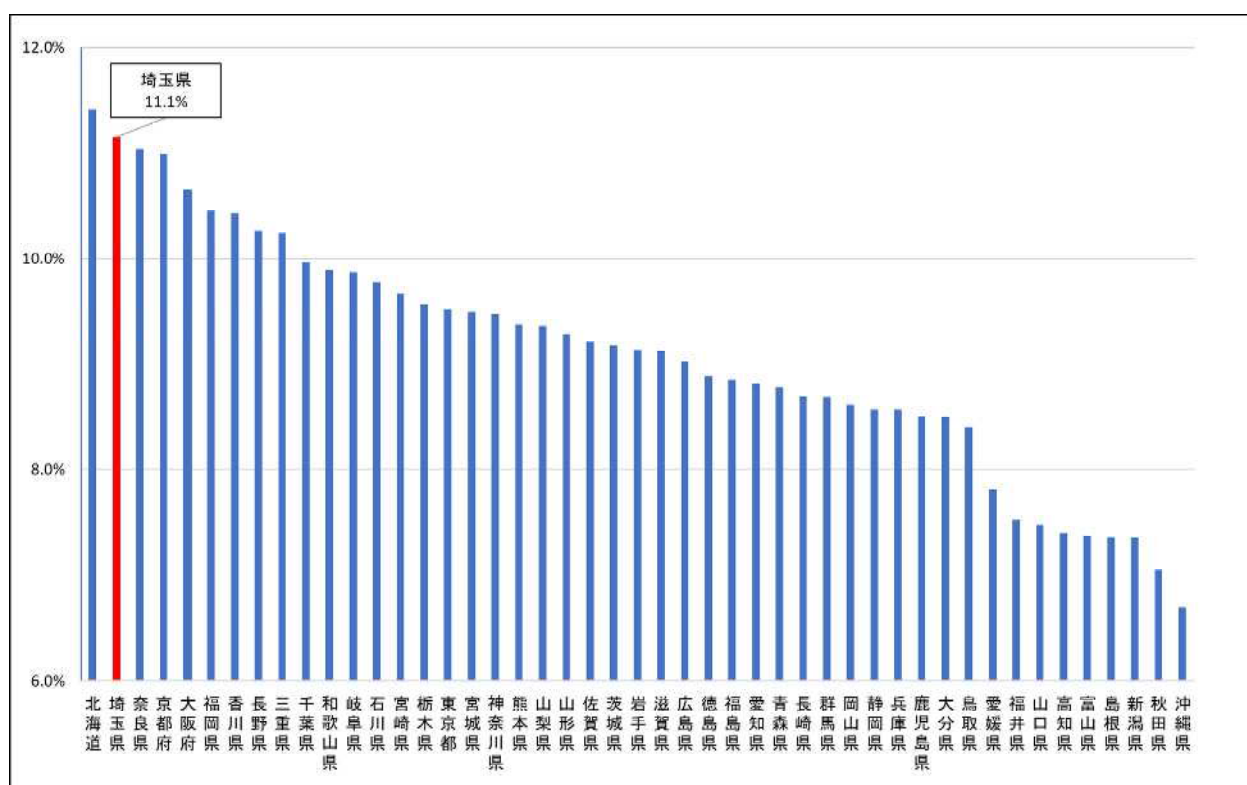


(資料: 令和2～令和4年厚生労働省、令和5年子ども家庭庁「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」)

(6) 就業時間の状況

本県の25歳から44歳の就業者(年間就業日数200日以上)のうち、週60時間以上働いている男性の割合は他県と比べて高い水準であり、子育て期にある世代の男性が仕事に時間を割いており、子育てに充てる時間が取りにくくなっていることがうかがえます。

(図表16) 25～44歳の男性の就業者のうち週60時間以上就業している者の割合(全国)

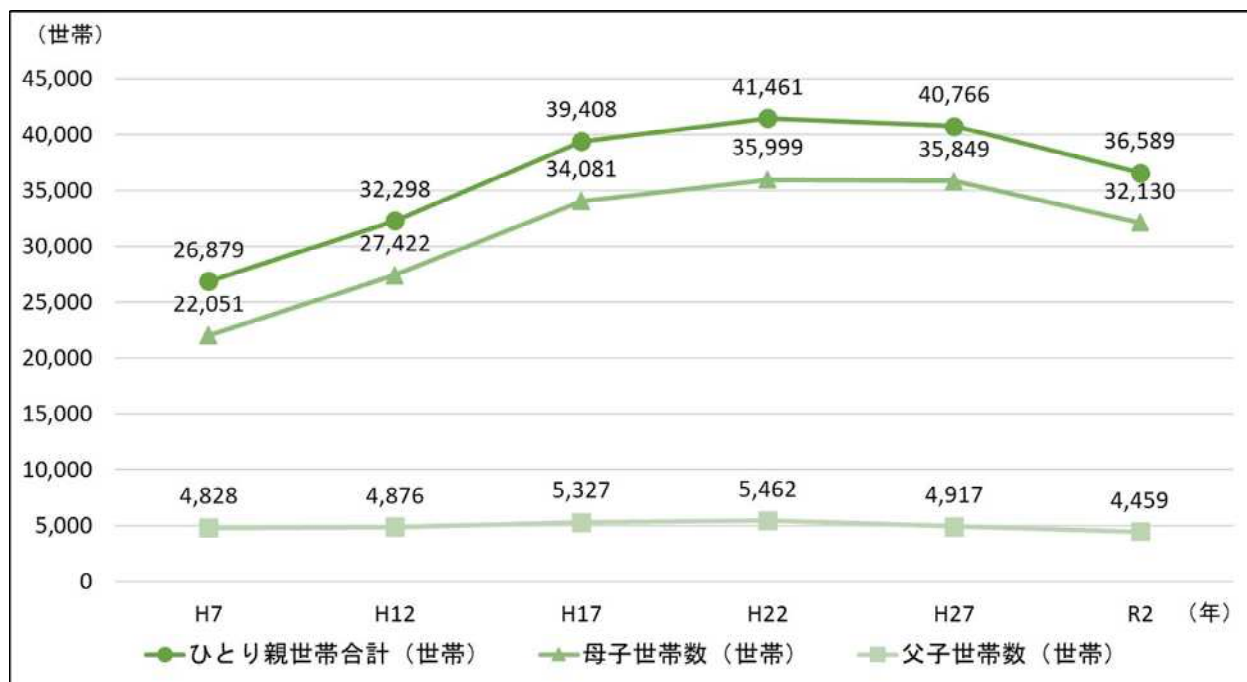


(資料:令和4年 総務省「就業構造基本調査」)

(7)ひとり親世帯の状況

本県におけるひとり親世帯数は、令和2(2020)年には、36,589世帯と平成7(1995)年の26,879世帯と比較すると、約1.4倍に増加しています。ひとり親世帯のうち約9割が母子家庭となっており、ひとり親世帯になった理由としては、離婚が約8割を占めています。

(図表17)ひとり親世帯数の推移(埼玉県)



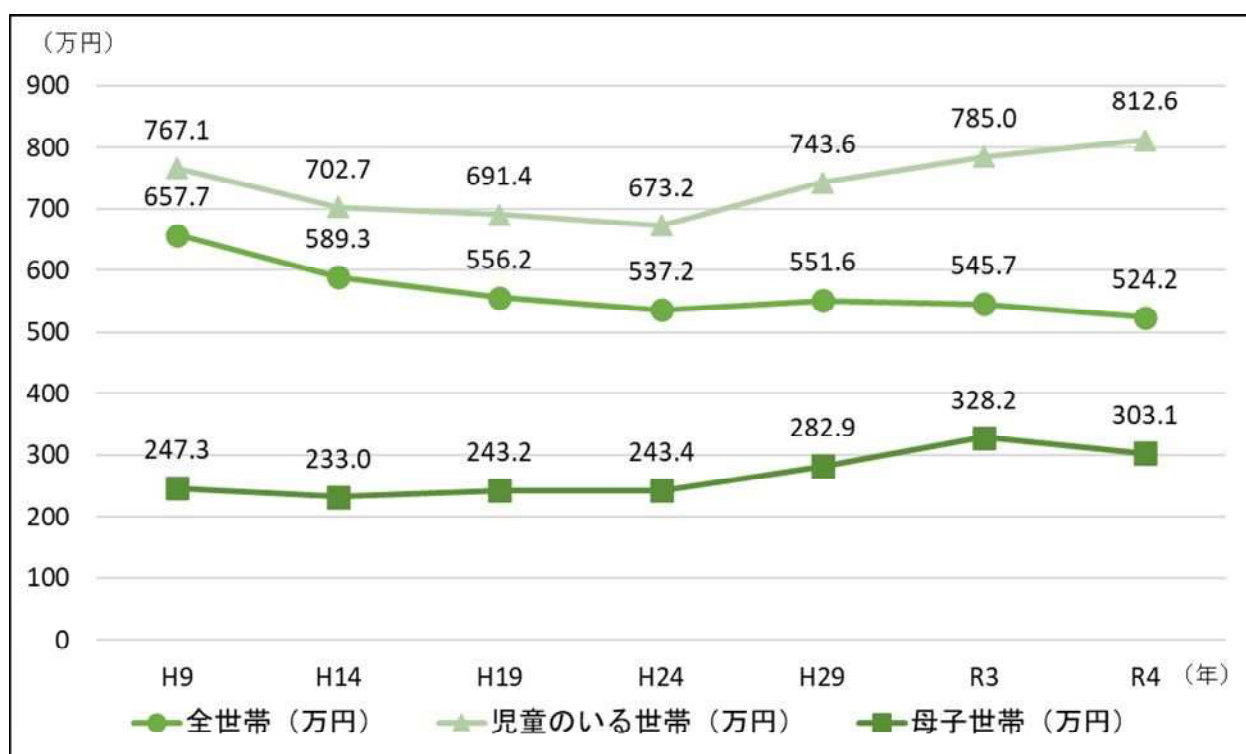
(資料:平成7～令和2年総務省「国勢調査」)

(8)ひとり親世帯の平均年間所得と悩み

全国の母子世帯の平均年間所得の推移を見ると、平成9(1997)年から令和5(2023)年までは、ほぼ横ばいとなっており、依然として母子世帯は、全世帯、とりわけ児童のいる世帯と比べて平均年間所得額に大きな差がある状況です。

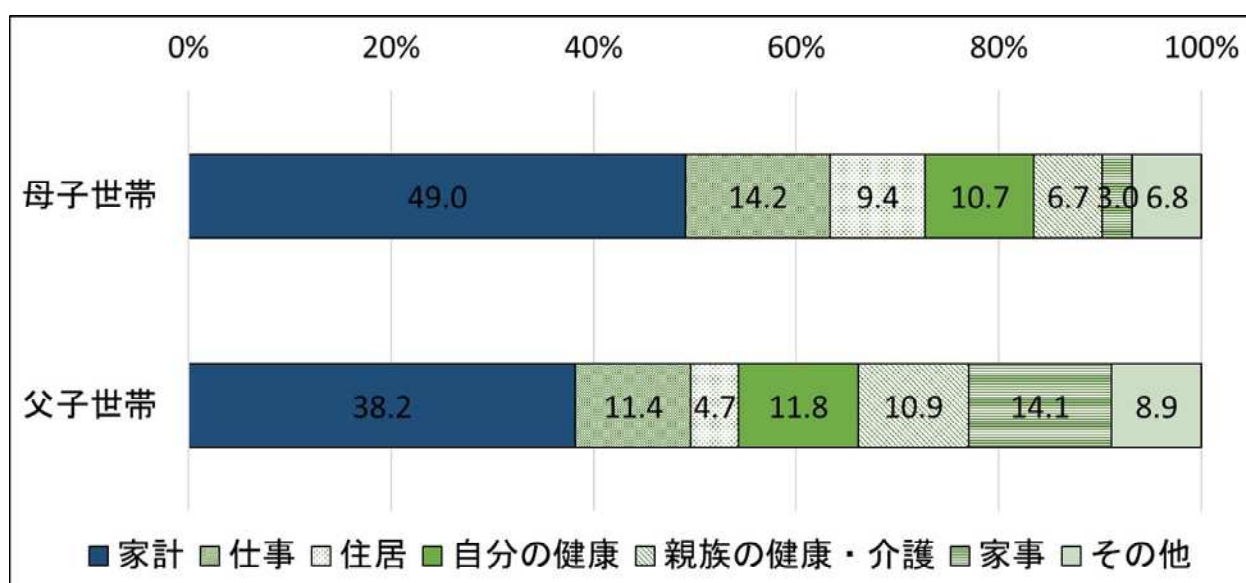
また、全国のひとり親世帯の悩みとして、母子・父子世帯ともに「家計について」が全体の多くを占めており、特に母子世帯では約5割となっています。

(図表18)世帯当たりの平均年間所得(全国)



(資料:平成10～令和5年厚生労働省「国民生活基礎調査」)

(図表19)ひとり親世帯の悩み(全国)



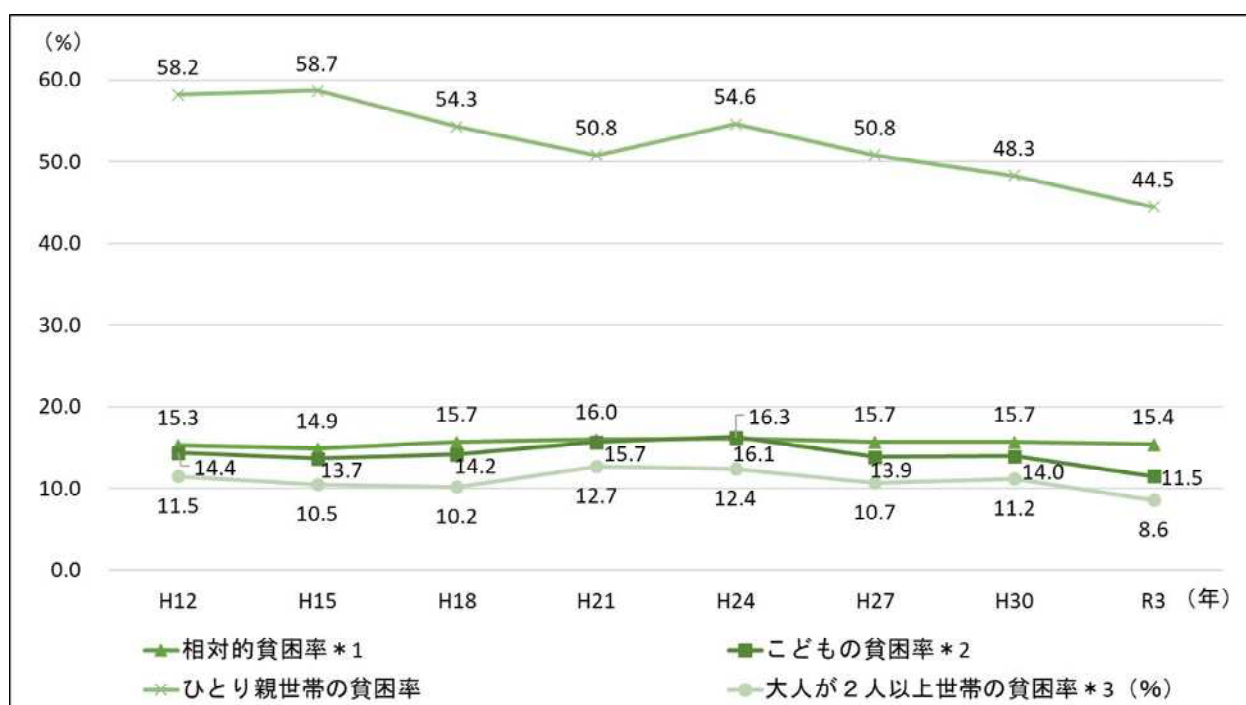
(資料:厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」)

3 こどもの貧困の状況

(1)こどもの貧困率

こどもの貧困率は、令和3(2021)年で、11.5%となっており、9人に1人のこどもが貧困状態にあります。また、ひとり親世帯の貧困率は44.5%となっており、全ひとり親世帯のうち約半数が貧困状態にあります。

(図表20)こどもの貧困率の推移(全国)



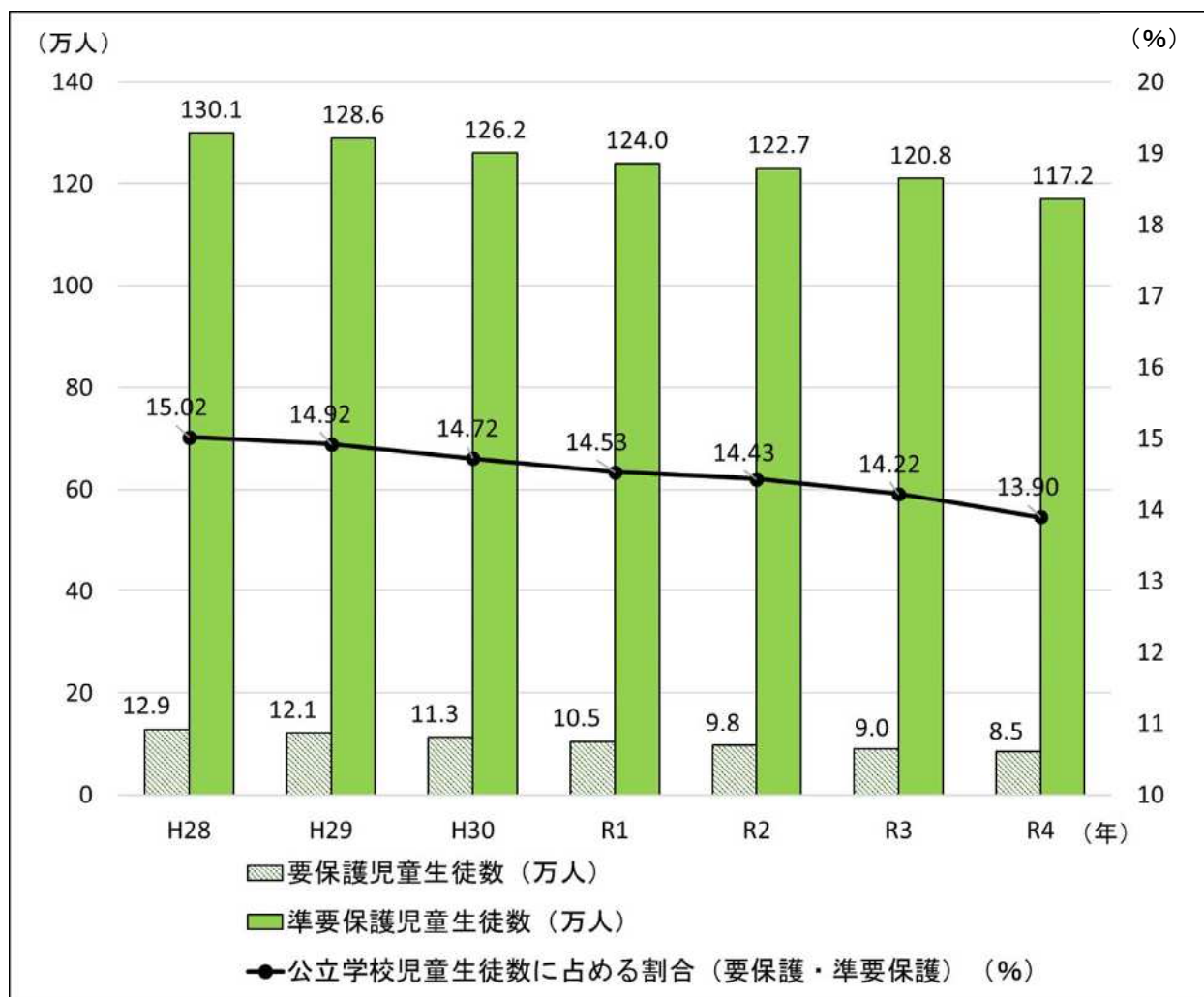
(資料:令和4年 国民生活基礎調査)

- *1 相対的貧困率…可処分所得(税や社会保険料などを除いた手取り収入)が貧困線*4に満たない者の割合。
- *2 こどもの貧困率…こども(17歳以下の者)全体に占める、可処分所得が貧困率に満たないこどもの割合。
- *3 大人が2人以上世帯の貧困率…こどもがいる現役世帯のうち、大人が2人以上世帯の貧困率。
- *4 貧困線…世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値の半分の値。

(2) 就学援助を受けている児童生徒数

経済的理由により就学困難な状況にあるため、就学援助を受けている小・中学生は減少傾向にあり、令和4(2022)年の要保護児童生徒数は約8万5千人、準要保護児童生徒数は約117万2千人となっています。

(図表21) 要保護・準要保護児童生徒数(全国)



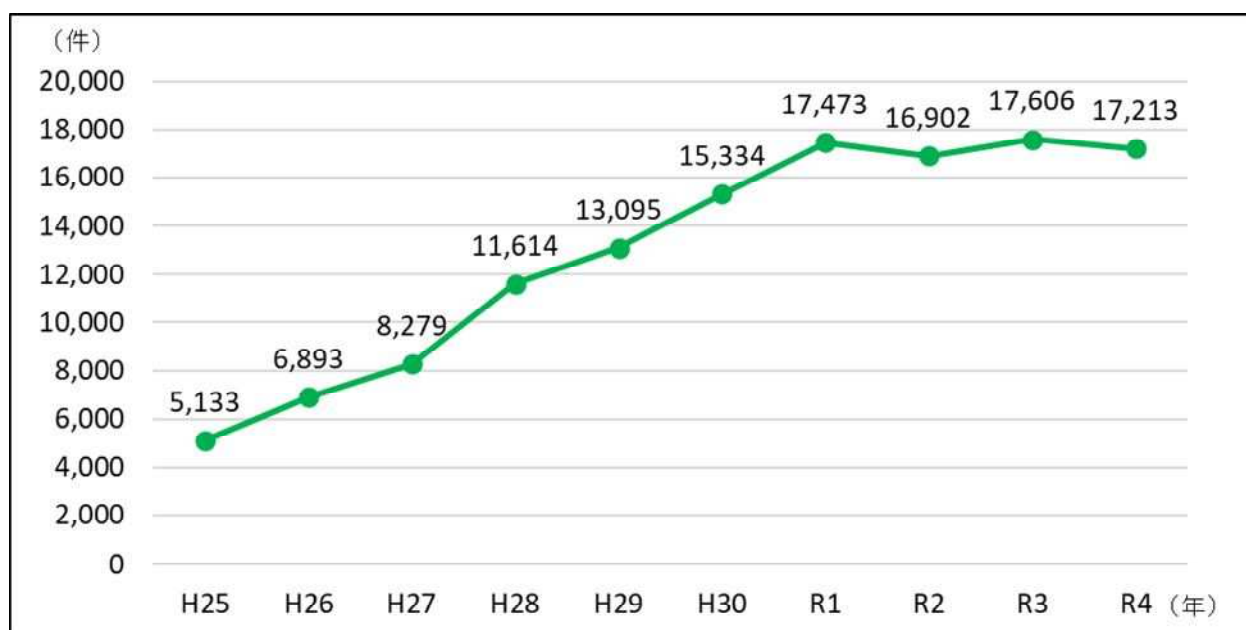
(資料: 厚生労働省調査、令和5年「要保護及び準要保護児童生徒数調査」)

4 児童虐待・社会的養育をめぐる状況

(1) 児童虐待相談対応の状況

県内の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、令和4(2022)年度は17,213件(さいたま市を含む)となり、依然として多い状況となっています。通告経路では警察からの通告が66.2%と最も多くなっています。これらの児童虐待通告に迅速に対応するためには、児童相談所の体制や機能強化、関係機関との連携強化が必要です。

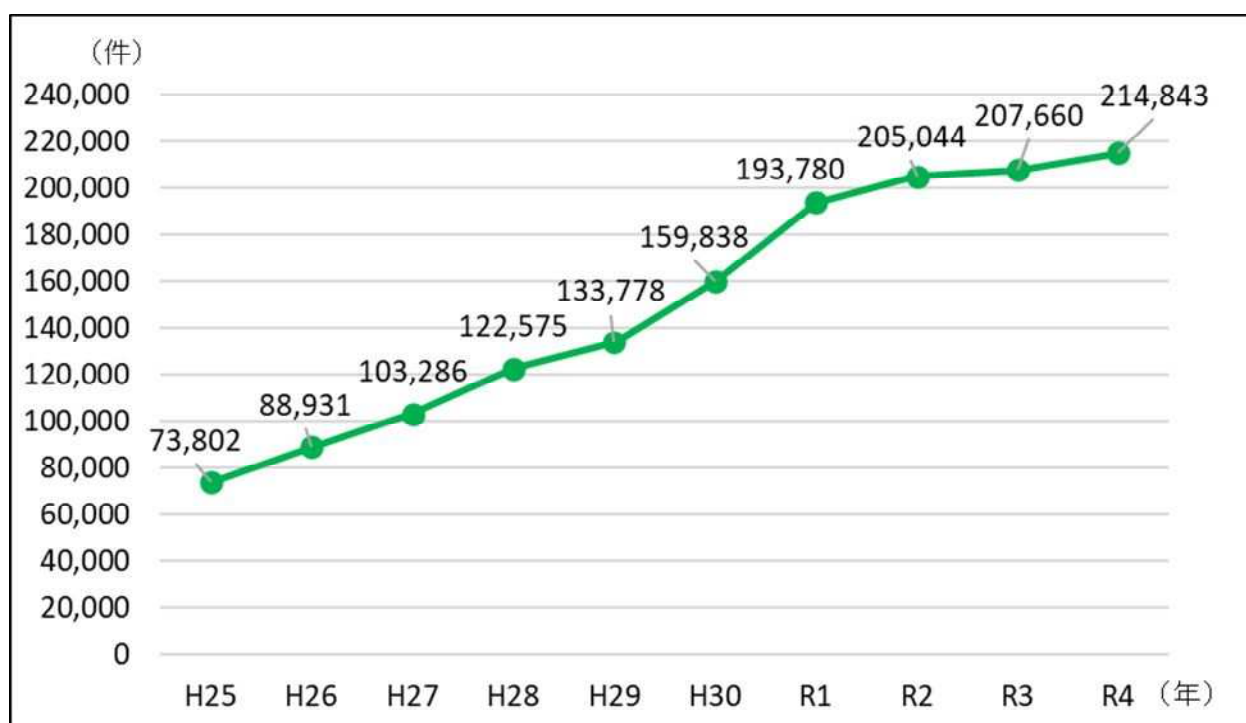
(図表22) 児童相談所における児童虐待相談対応件数(埼玉県)



※厚生労働省及び子ども家庭庁からの通知に基づき、令和4年度以降は調査の結果、虐待が無いことが確認されたケースを件数から除外しています

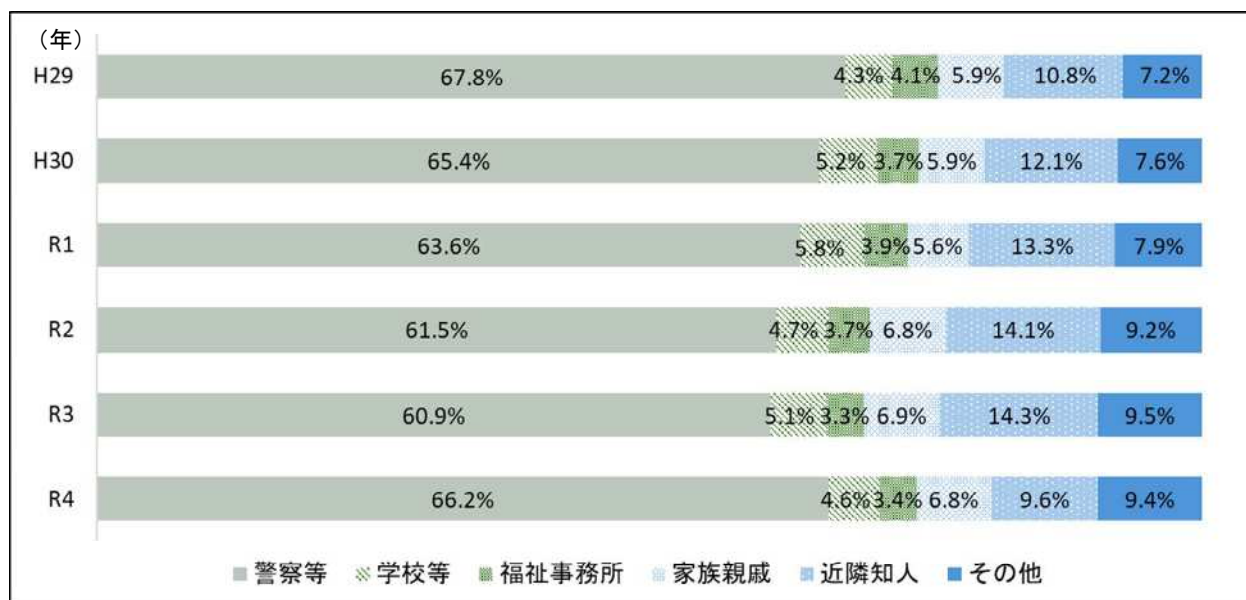
(資料:平成26～令和5年厚生労働省「福祉行政報告例」)

(図表23) 児童相談所における児童虐待相談対応件数(全国)



(資料: 平成26～令和5年厚生労働省「福祉行政報告例」)

(図表24) 虐待通告経路の割合(埼玉県)

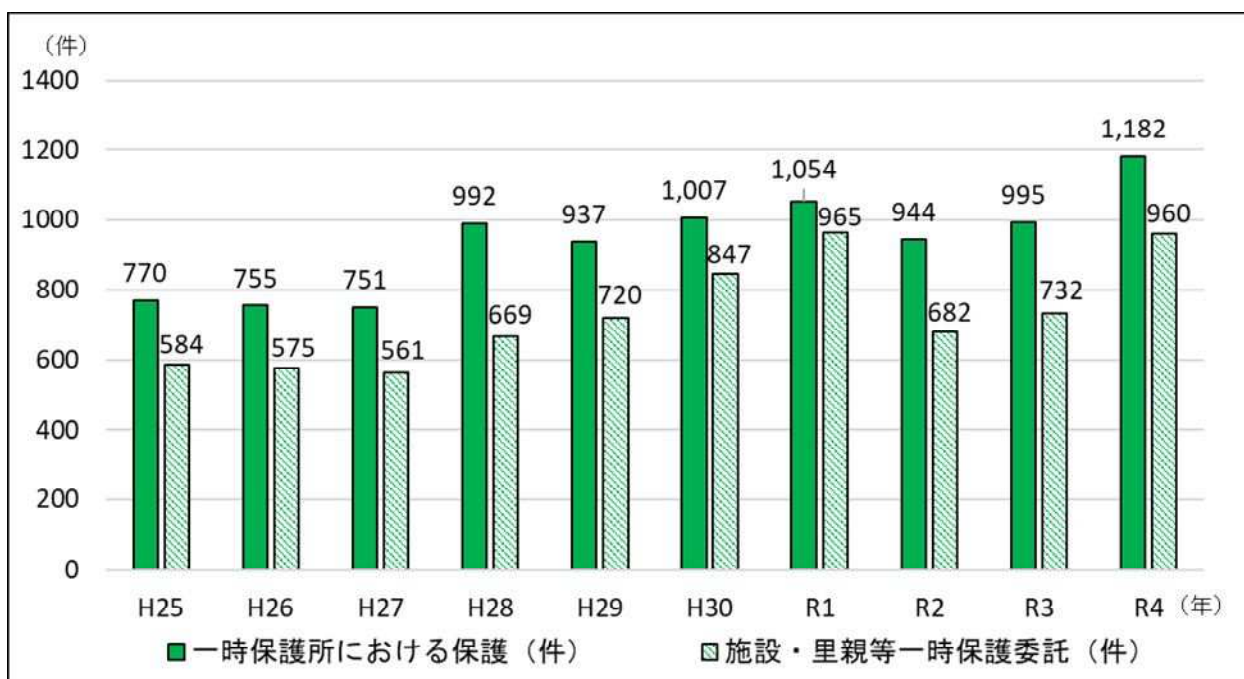


(資料: 令和5年度県こども安全課調べ)

(2) 一時保護の状況

県内の一時保護児童数が増加する中で、こどもの安全を最優先に、迅速かつ的確な一時保護が求められています。また、保護が長期化することもあり、それぞれのこどもの状況に応じた適切な支援を確保できるよう、施設や里親への保護委託を行っています。

(図表25) 一時保護対応数(埼玉県)

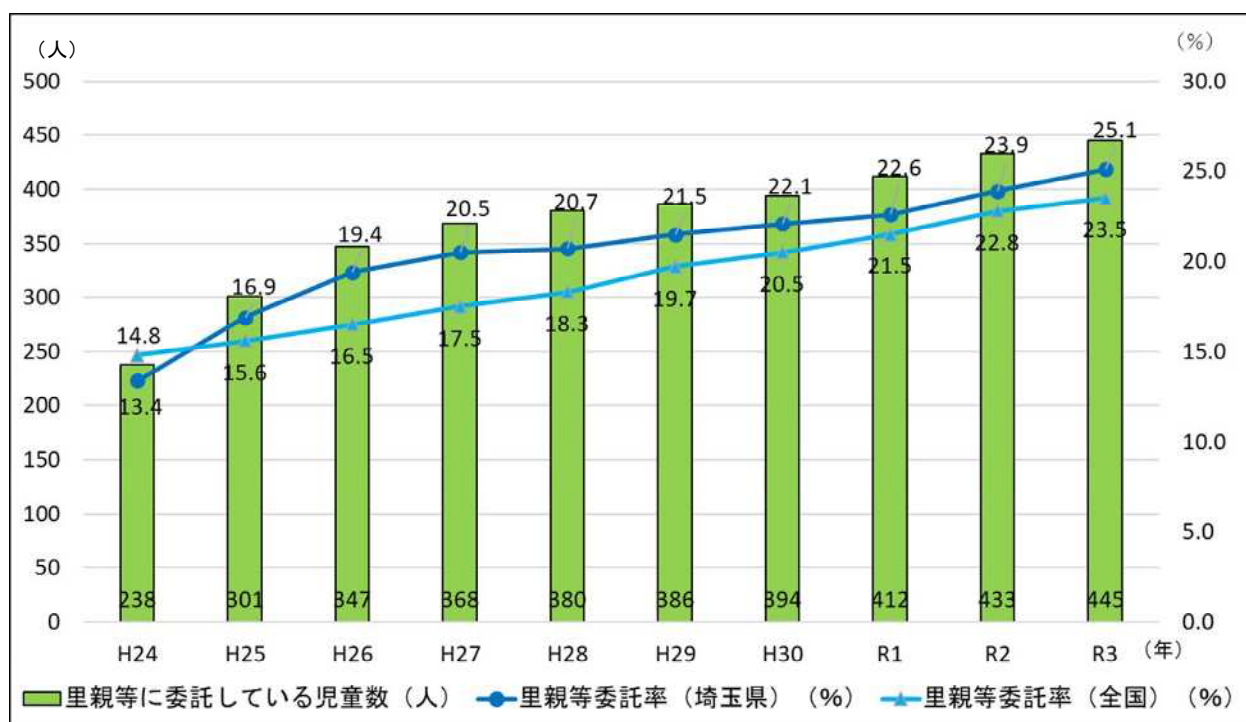


(資料:平成26～令和5年厚生労働省「福祉行政報告例」)

(3) 里親等委託の状況

保護が必要な子どもを里親等（里親及びファミリーホーム）に委託する数は年々増加しています。家庭に近い環境での養育を推進するため、さらに里親等への委託を増やしていく必要があります。

(図表26) 里親等委託数・委託率の推移(埼玉県)

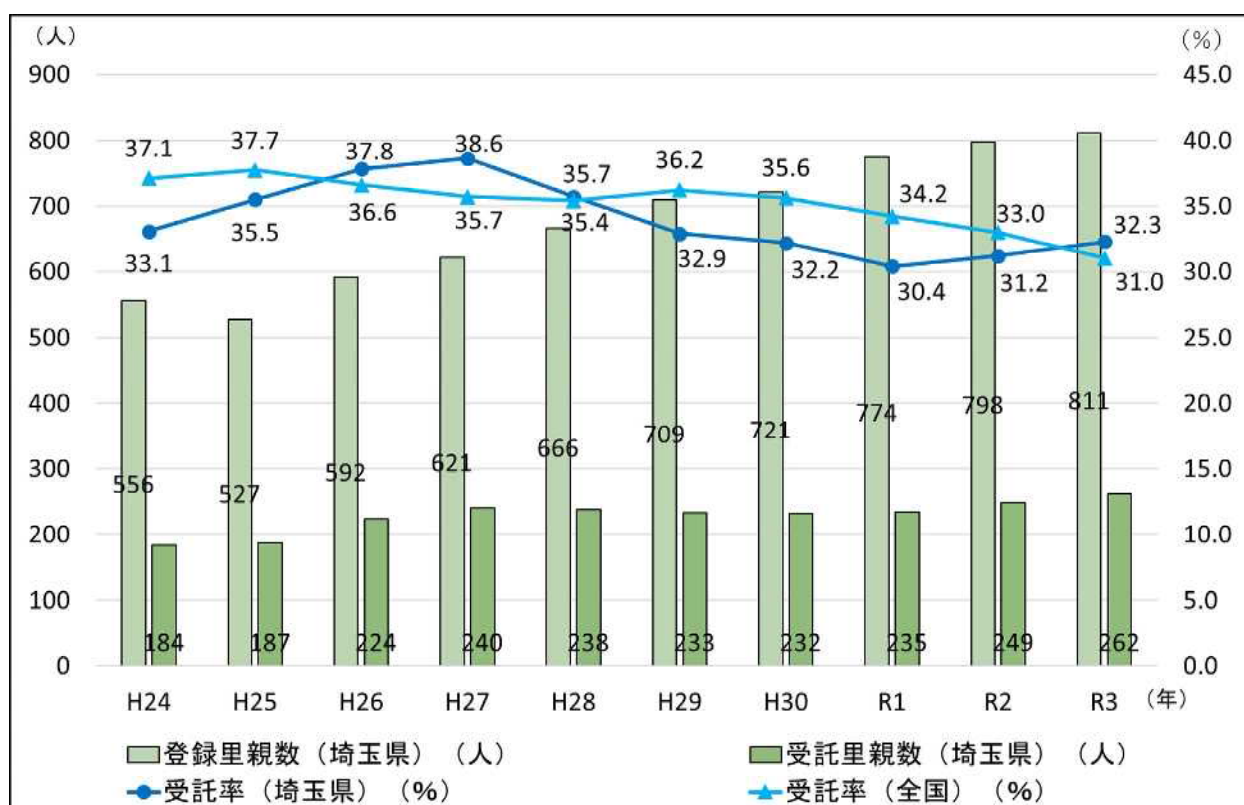


（資料：平成25～令和4年厚生労働省「福祉行政報告例」）

里親の登録数は平成24（2012）年度の556人に対して令和3（2021）年度は811人となっており順調に増加しています。一方、子どもを受託している里親の数は横ばいとなっています。

登録した里親と子どもとの交流や委託後の訪問など、きめ細やかな支援を実施し、里親委託を進めていく必要があります。

(図表27) 里親登録数・受託里親数(埼玉県)

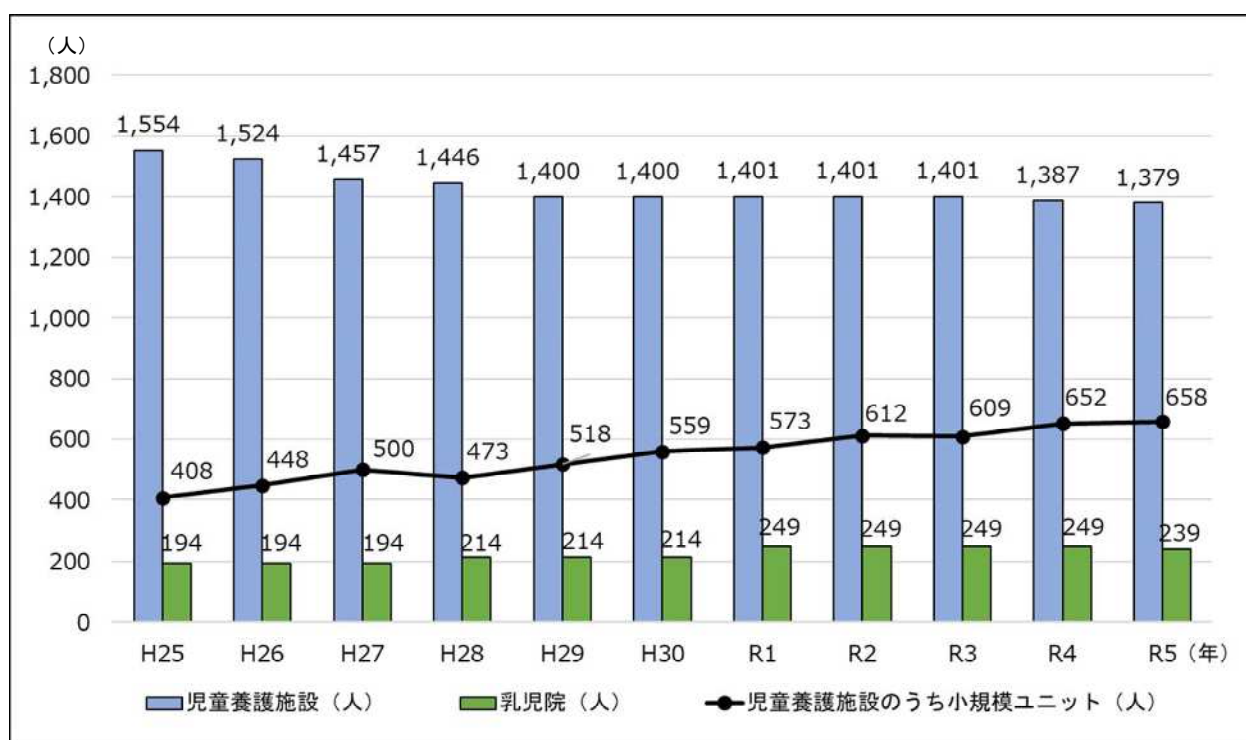


(資料:平成25～令和4年厚生労働省「福祉行政報告例」)

(4) 施設養育の状況

児童養護施設は、令和5(2023)年度末で県内に22施設あり、定員は1,379人です。家庭により近い環境での養育を進めるため、施設の小規模かつ地域分散化を進め定員は徐々に減少する一方、小規模ユニットの定員は658人に増やしています。また、乳児院は令和5(2023)年度末で県内に8施設あり、定員は239人となっています。今後、こどものケアニーズ等に応じたきめ細やかな養育が行われるよう、小規模ユニット化が求められています。

(図表28) 児童養護施設・乳児院の定員(埼玉県)



(資料: 令和6年度県こども安全課調べ)

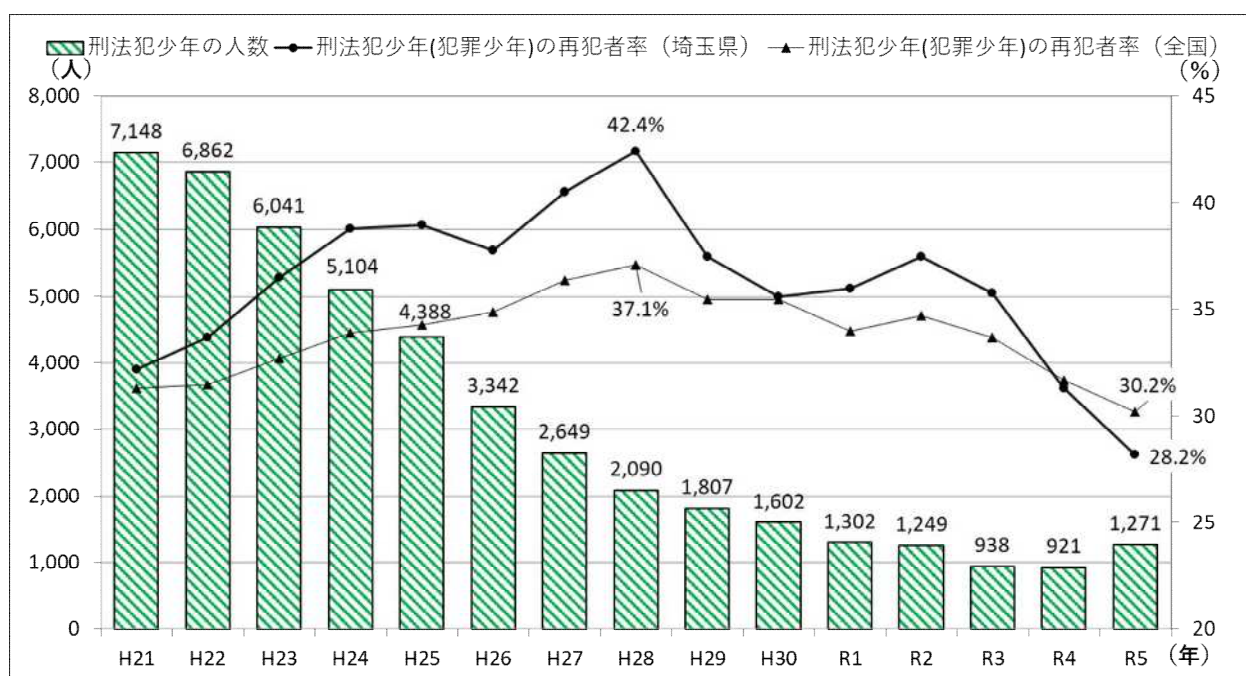
5 こども・若者をめぐる状況

(1) 非行

本県の刑法犯少年の数は減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年は1,271人と前年に比べて350人増加しています。また、刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は、令和5(2023)年は28.2%で、全国平均の30.2%を下回っています。

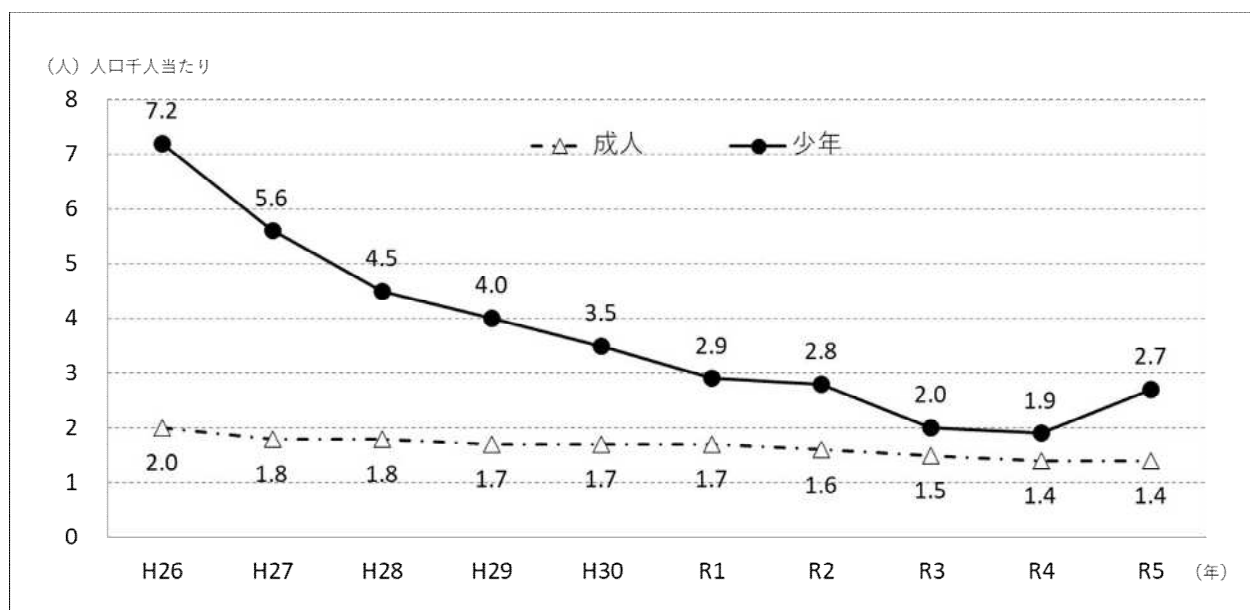
刑法犯少年の検挙人員は、少年の人口比において減少傾向で推移していましたが、令和5(2023)年は人口比で2.7%と前年に比べ増加しており、成人の人口比と比較すると、高い状態にあります。

(図表29) 刑法犯少年の推移、再犯者率の推移(埼玉県)



(資料:平成21年～令和3年 埼玉県警察本部「少年非行白書」、令和4年～5年 埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

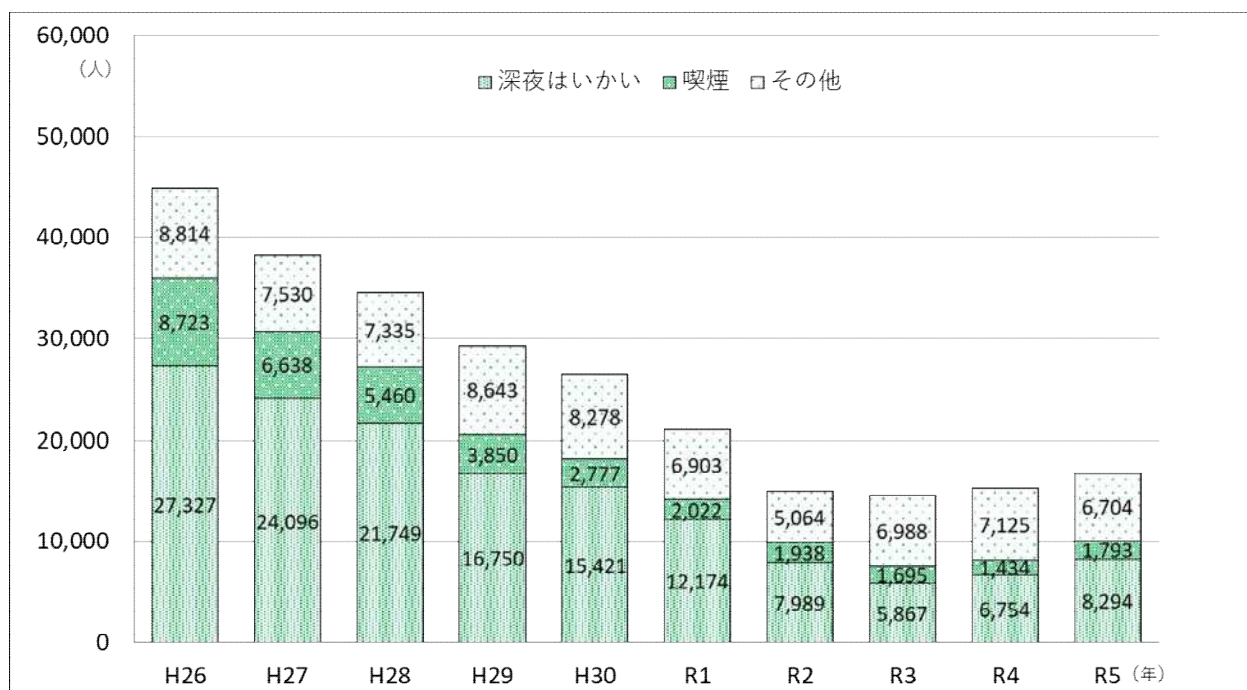
(図表30) 刑法犯少年の人口比の推移(埼玉県)



(資料: 令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

不良行為少年も令和3(2021)年までは全体として減少傾向にありましたが、令和4(2022)年以降増加傾向にあります。行為別でみると深夜はいかいと喫煙は増加傾向の状態です。

(図表31) 不良行為少年の推移(埼玉県)

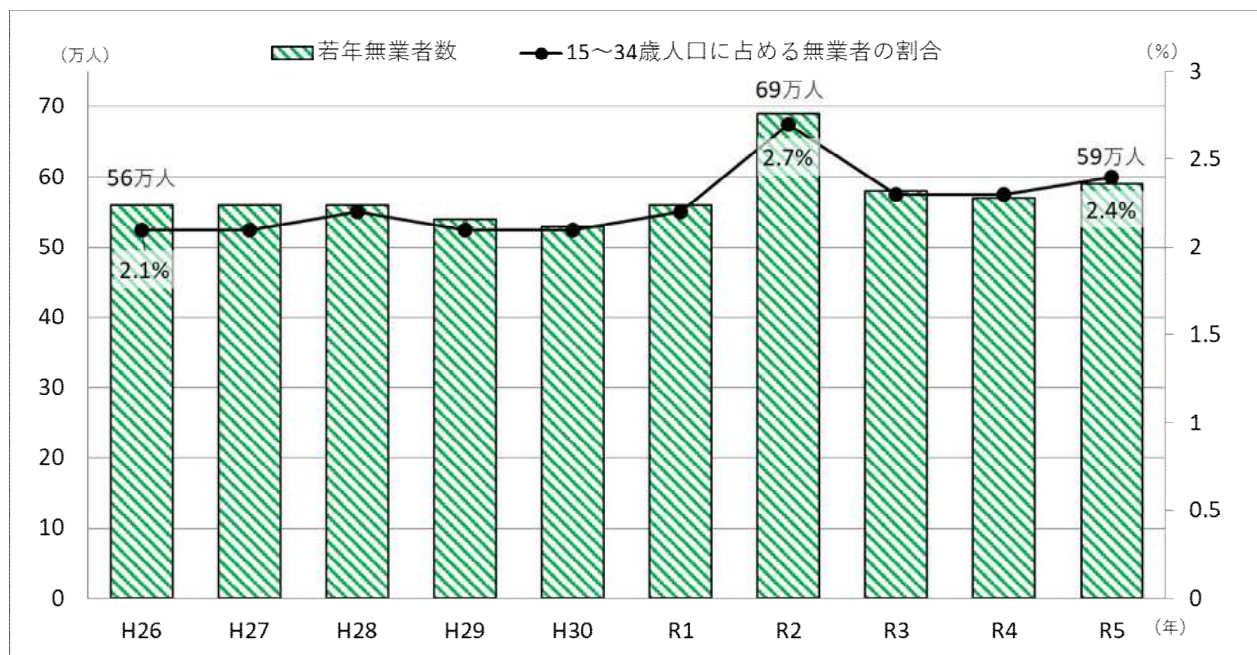


(資料: 令和5年埼玉県警察本部「少年非行等の概況」)

(2) 若年無業者(ニート)、ひきこもり

全国の15歳から34歳までの人口に占める無業者の割合は、2%台で推移しており、令和5(2023)年の若年無業者(ニート)は全国で約59万人となっています。

(図表32)若年無業者及び15歳～34歳人口に占める無業者の割合の推移(全国)



(資料: 令和5年総務省「労働力調査」)

また、令和4(2022)年のひきこもりの若者(15歳から39歳)は、全国で61万9,000人と推計されています。

(図表33) ひきこもり群の定義と推計数(全国)

	有効回収率に占める割合	全国の推計数	
ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%	22.3万人	狭義のひきこもり
自室からは出るが、家からは出ない 又は自室からほとんど出ない	0.36%	10.9万人	
ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときにだけ外出する	0.95%	28.7万人	準ひきこもり
計	2.05%	61.9万人	広義のひきこもり

(注) 1 ・ 現在の状態となって6か月以上の者のみ

- ・ 「現在の状態のきっかけで」で「病気(病名)」に統合失調症又は身体的な病気を記入した者、「妊娠した」を選択した者又は「その他()」に自宅働いている旨や出産・育児をしている旨を記入した者を除く。
- ・ 「現在働いていますか」で、「専業主婦・主夫又は家事手伝い」と回答した者を除く。

2 総務省「人口推計」(2022年)によると15～39歳人口は3,020万人のため、広義のひきこもりの割合は上記のとおりとなる。

(資料: 令和4年度 こども家庭庁「こども・若者の意識と生活に関する調査」)

(3) 障害のあるこども・若者への支援

本県の18歳未満の障害者手帳所持者の数は、令和5(2023)年度末現在で、延べ22,838人となっています。

(図表34) 18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)

18歳未満の障害者手帳所持者数(埼玉県)	
	令和5年度末
身体障害者手帳所持者数	3,818人
療育手帳所持者数	16,539人
精神障害者保健福祉手帳所持者数※1	2,481人
18歳未満の障害者手帳所持者数合計※2	22,838人

※1 15歳未満の発達障害児の人数 約75,000人

(令和4年12月 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」をもとに推計)

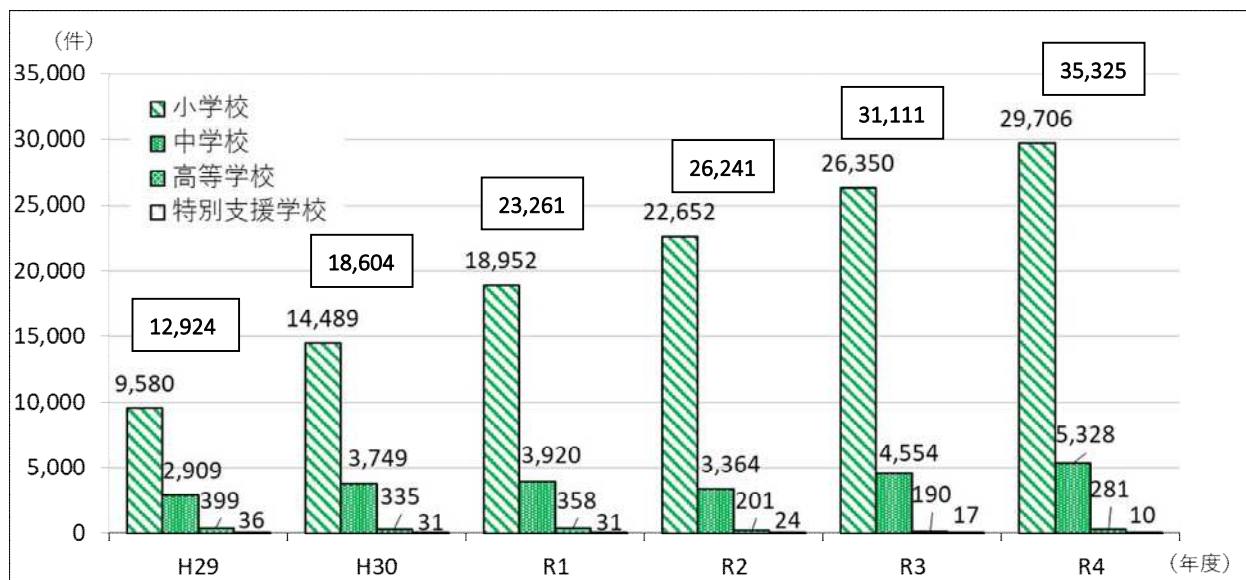
※2 複数の障害者手帳を所持している場合があるため、延べ人数

(資料: 令和4年12月 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」)

(4)いじめ、不登校、高校中退

本県の国公立小学校、中学校、高校、特別支援学校におけるいじめの認知件数は、令和4(2022)年度は35,325件となり増加傾向にあります。

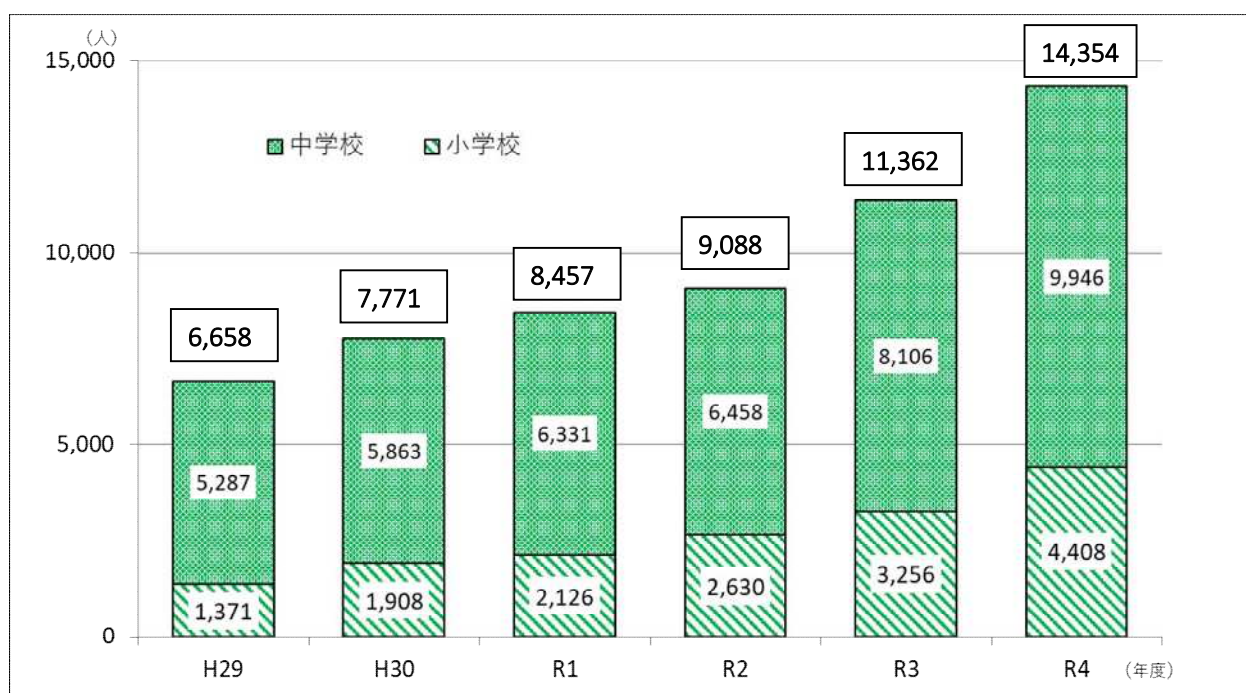
(図表35)いじめの認知件数(埼玉県)



(資料:平成29～令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

本県の国公立小・中学校における令和4(2022)年度の不登校児童生徒数は、14,354人と前年度から2,992人増加しています。

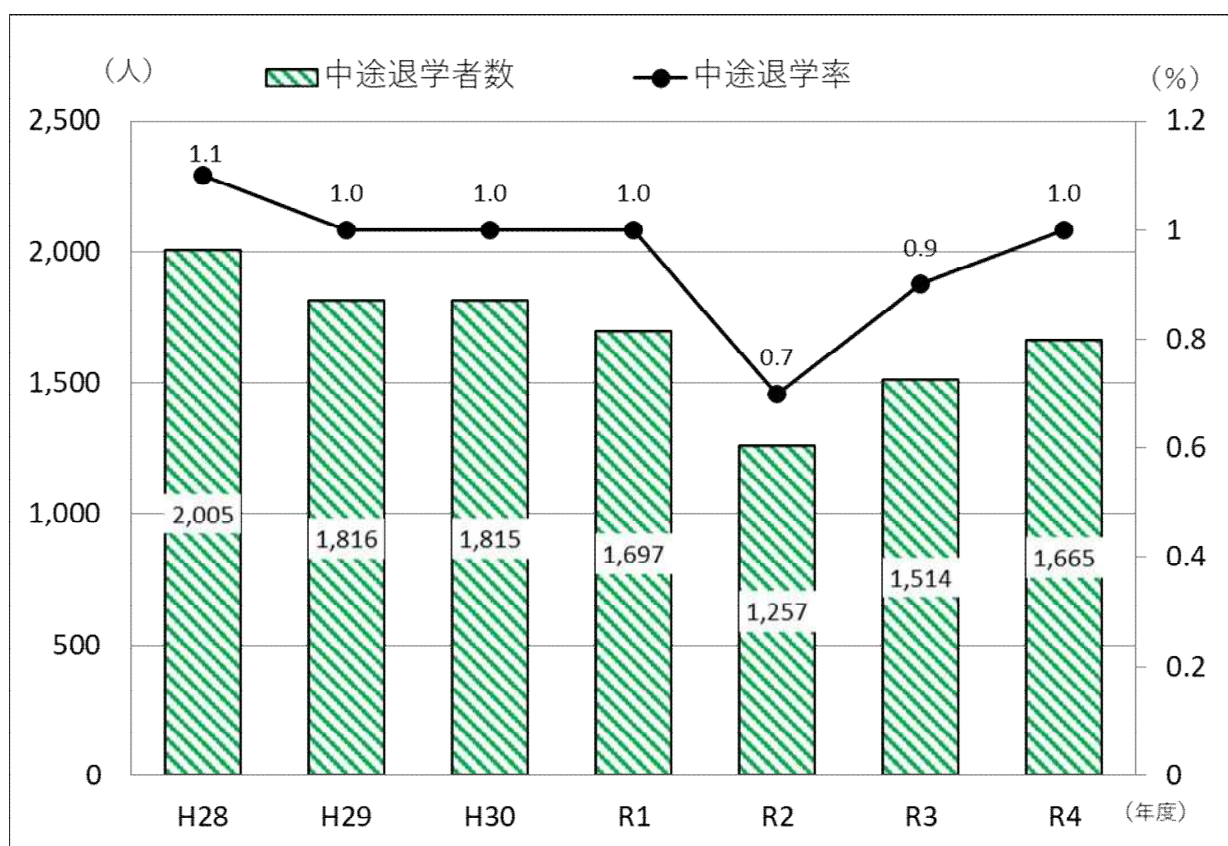
(図表36)不登校児童生徒数(埼玉県)



(資料:平成29～令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

また、本県の国公私立高校中途退学者数は、長期的には減少傾向にあるものの、令和4(2022)年度は1,665人と前年度から151人増加しています。

(図表37)国公立高校の中途退学者及び中途退学率(埼玉県)



(資料:平成28～令和4年度文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」)

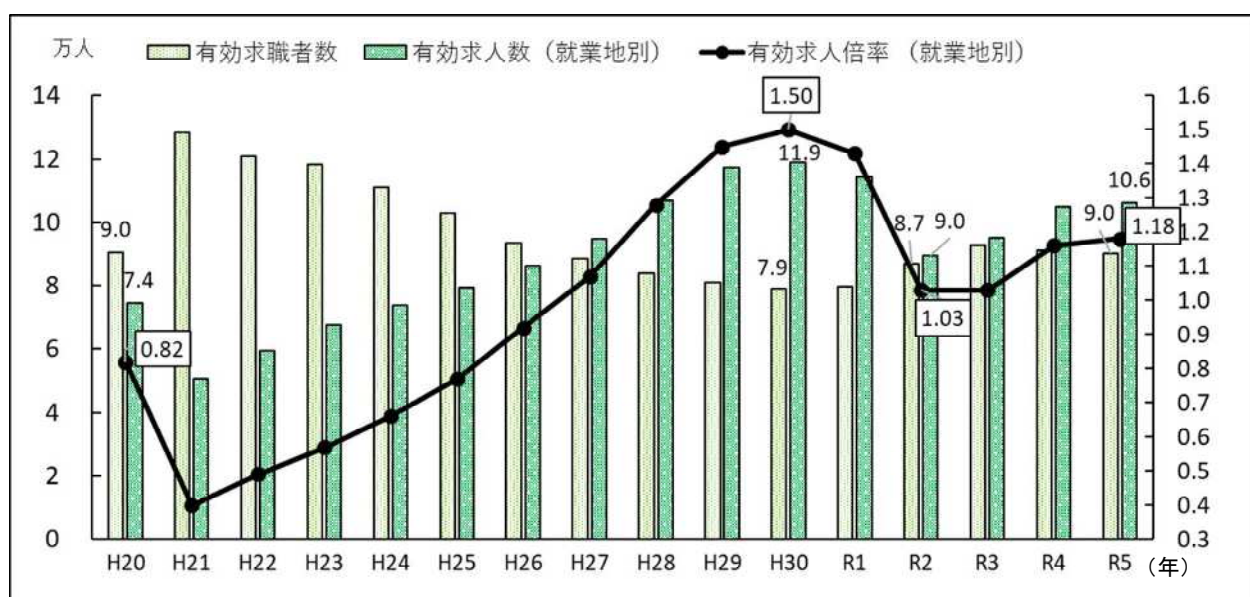
(5)雇用情勢の変化

本県の有効求人倍率は、平成20(2008)年に発生したリーマンショック後から平成30(2018)年度にかけて上昇を続け、雇用情勢は着実に改善が進んできました。

しかし、令和2(2020)年に入ると新型コロナウイルス感染症の影響により、経済活動は停滞し、県内の有効求人倍率は低下するとともに、完全失業率は上昇し、完全失業者数も増加しました。こうした中、全国より高いものの下降傾向にあった県内の大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合も、上昇しました。

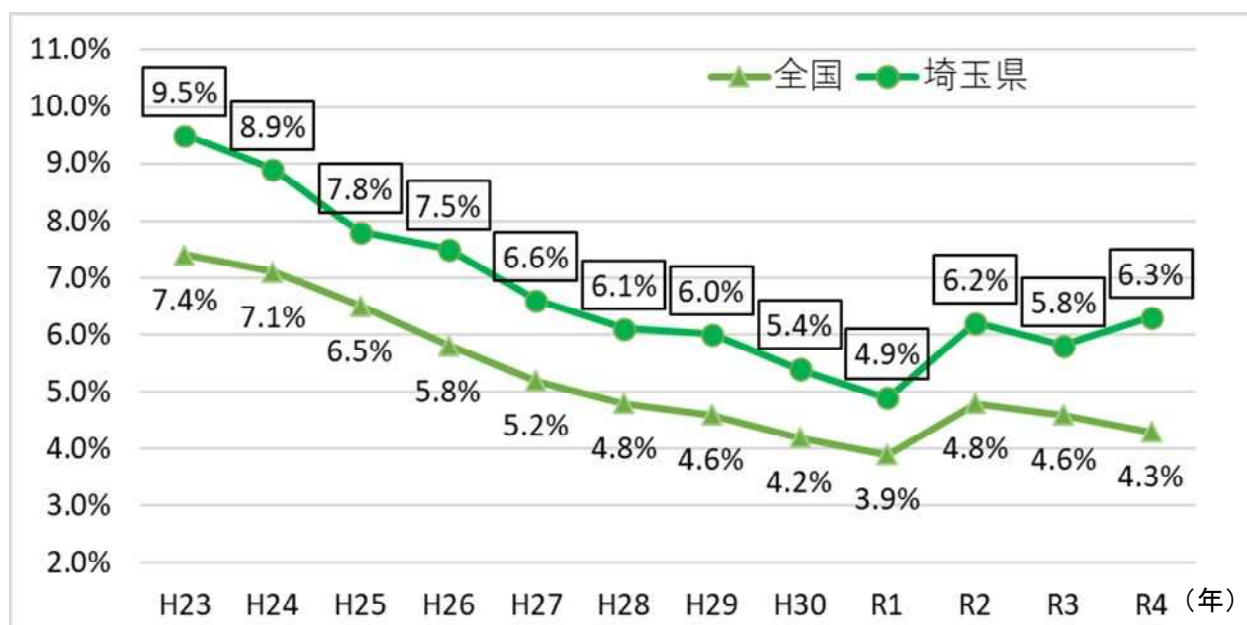
このほか、若者の就業をめぐる、不本意ながら非正規雇用者でいる者や長期間就業等をしていない者の存在などの課題もあります。

(図表38) 求人・求職及び求人倍率の推移(埼玉県)



(資料: 令和5年厚生労働省「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」)

(図表39) 大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合(埼玉県)



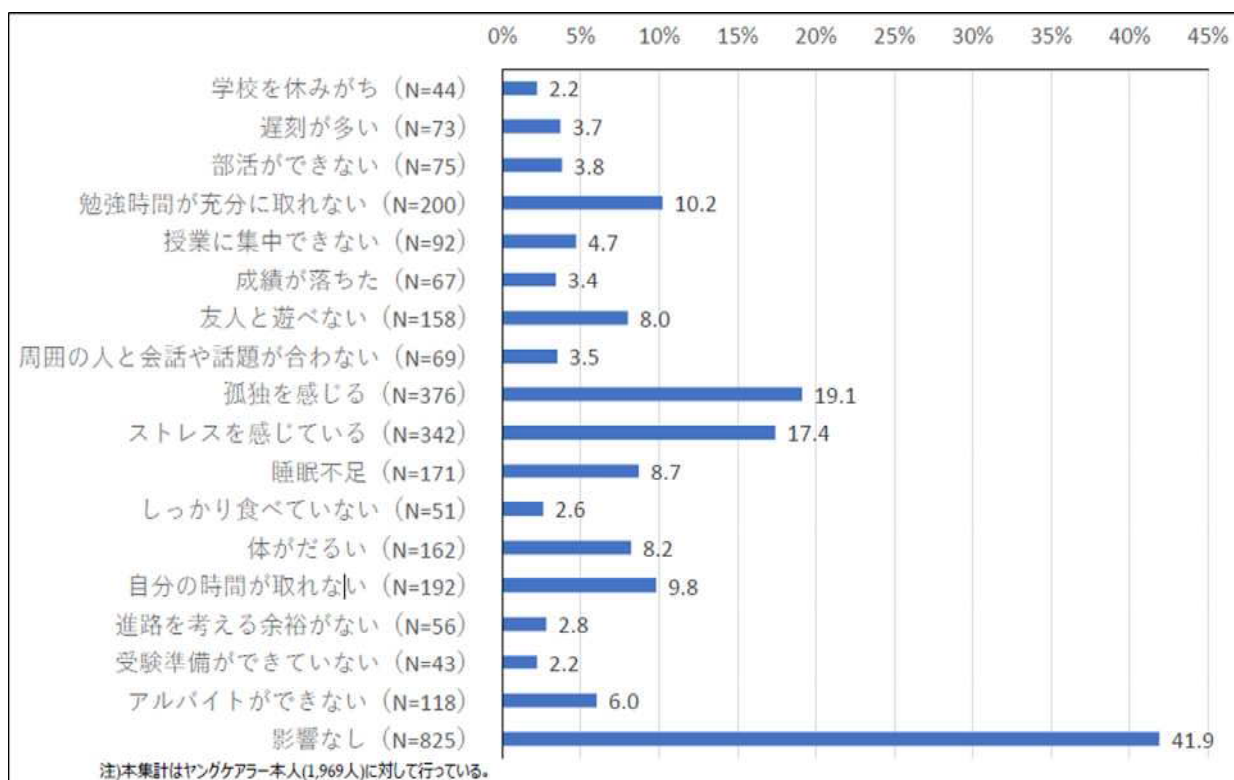
(資料: 令和5年「学校基本調査」)

(6) ヤングケアラー

埼玉県ケアラー支援条例では、「高齢、身体上又は精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話その他の援助を提供する者」をケアラーと定義し、そのうち18歳未満の者をヤングケアラーとしています。県のヤングケアラー実態調査(令和2年度)では、高校2年生のうち、約4.1%が、自分が「ヤングケアラー」である、または過去にそうであったと思うと回答しています。

学校生活への影響については、「影響なし」が41.9%と最も高く、次いで「孤独を感じる」が19.1%、「ストレスを感じている」が17.4%、「勉強時間が充分に取れない」が10.2%となっています。

(図表40) 学校生活への影響(複数回答)(埼玉県)

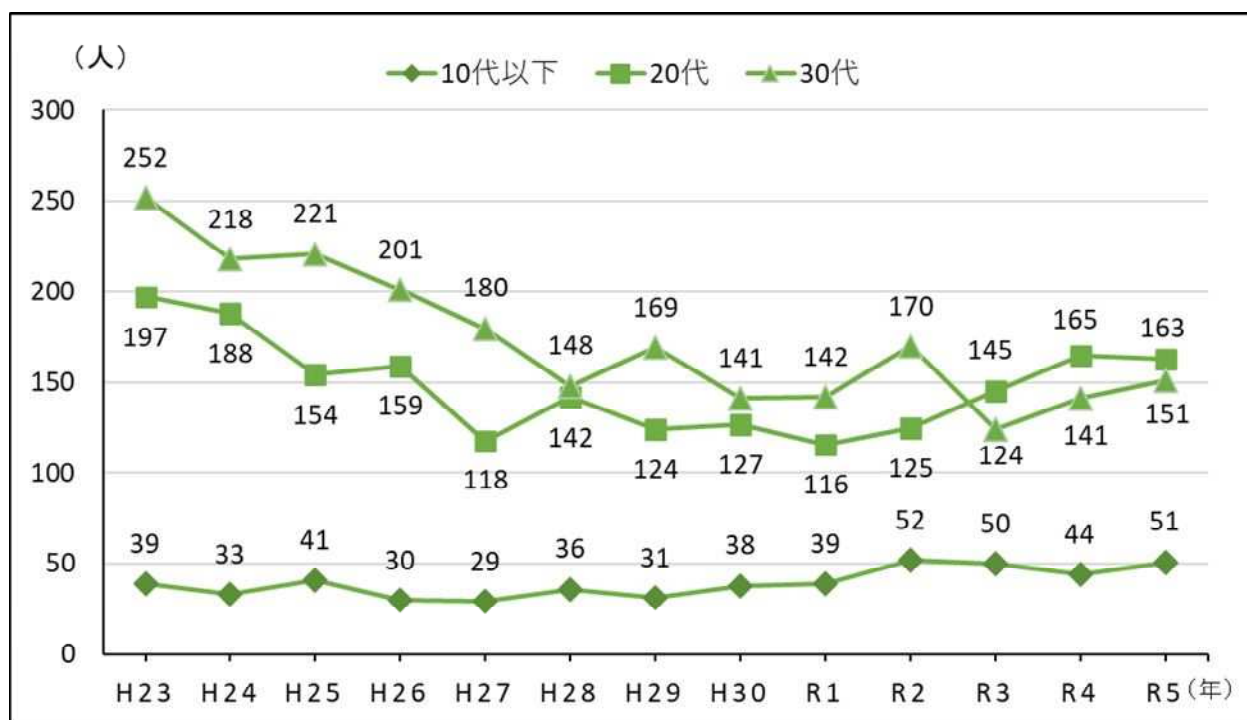


(資料: 令和2年度埼玉県福祉部地域包括ケア課「埼玉県ケアラー支援計画のためのヤングケアラー実態調査」)

(7) 若者の自殺、犯罪被害、交通事故

19歳以下の自殺者数では、増加傾向が見られていたところ、令和2(2020)年に急増し、その後も横ばいとなっています。15歳から39歳までの死因の第1位を自殺が占めており、極めて重大な問題です。

(図表41) 自殺者数の推移(埼玉県)



(資料: 令和5年厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」)

(図表42)死因順位別・年齢階級別死亡数(埼玉県・令和5(2023)年)

(単位:人)

年齢階級	1位		2位		3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
15～19歳	自殺	41	不慮の事故	7	悪性新生物	6
20～24歳	自殺	88	不慮の事故	15	悪性新生物	11
25～29歳	自殺	73	不慮の事故	16	悪性新生物	13
30～34歳	自殺	82	悪性新生物	31	不慮の事故 心疾患(高血圧性を除く)	15
35～39歳	自殺	60	悪性新生物	59	心疾患 (高血圧性を除く)	30
40～44歳	悪性新生物	118	自殺	111	心疾患 (高血圧性を除く)	54
45～49歳	悪性新生物	270	心疾患 (高血圧性を除く)	125	自殺	108
50～54歳	悪性新生物	502	心疾患 (高血圧性を除く)	229	自殺	146

(資料:令和5年厚生労働省「人口動態統計調査」)

こども・若者が犯罪に巻き込まれる事件が多数発生しており、少年の福祉と保護を目的とした各種特別法や、条例等に違反する犯罪による令和5(2023)年の検挙件数は、358件となっています。

また、中学生以下の交通事故死傷者数は令和2(2020)年までは減少傾向にありましたが、令和3(2021)年に増加し、その後、横ばいが続いています。依然として交通事故は毎年多数発生しており、令和5(2023)年度の交通事故死傷者数は高校生で778人、中学生以下で1,306人となっています。

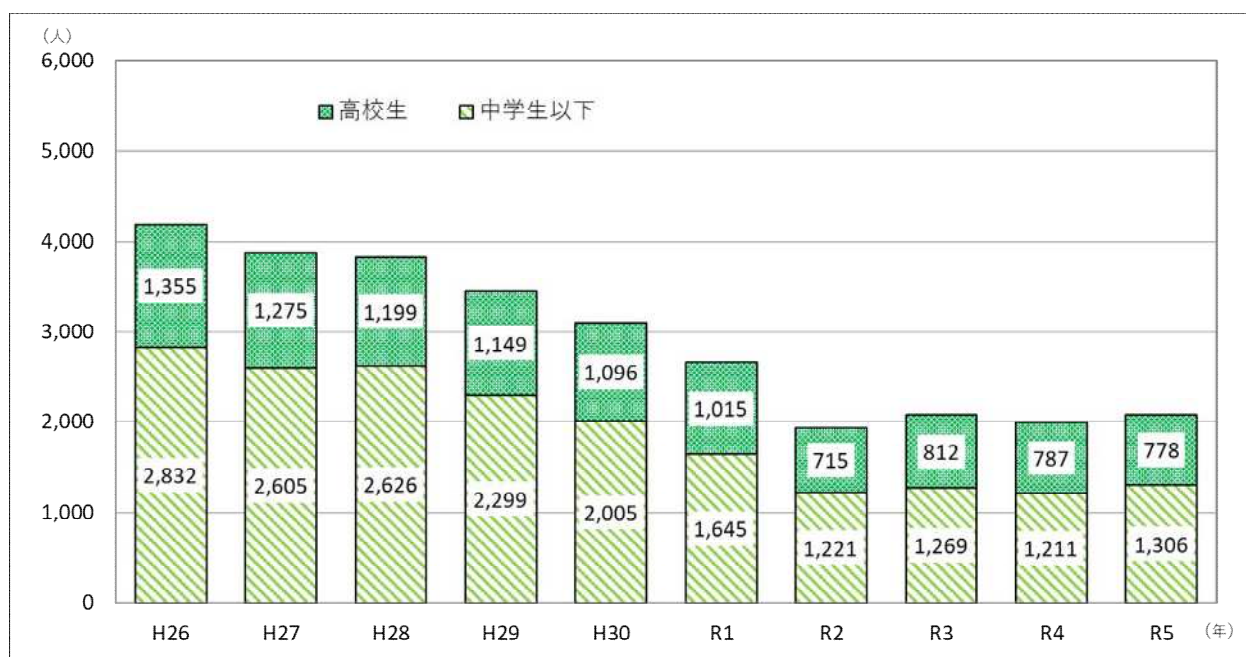
(図表43)福祉犯罪の法令別検挙状況(埼玉県)

単位：件

	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
青少年健全育成条例	165	158	205	277	222	176	156
児童買春・児童ポルノ禁止法	130	154	230	199	248	252	158
未成年者喫煙禁止法	31	11	19	29	21	14	8
風営適正化法	8	9	4	8	5	4	0
児童福祉法	10	18	8	12	3	10	5
未成年者飲酒禁止法	6	6	8	8	8	4	3
その他	13	13	3	5	11	5	28
合計	363	369	477	538	518	465	358

(資料：埼玉県警察本部調べ)

(図表44)交通事故死傷者数の推移(埼玉県)



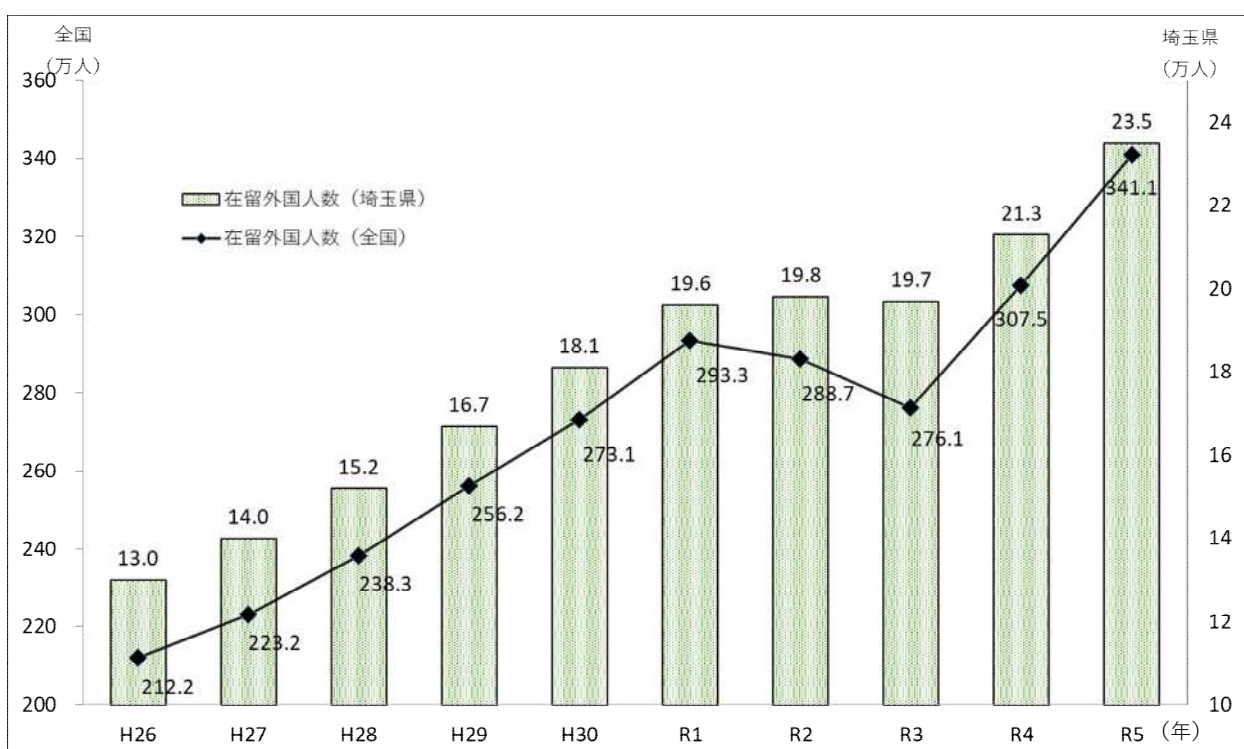
(資料：令和5年埼玉県警察本部 交通事故年報「交通安全のために」)

(8) グローバル化の進展

本県における令和5(2023)年末の在留外国人数は、約23万5,000人となり、県人口に占める割合は約3.2%となっています。

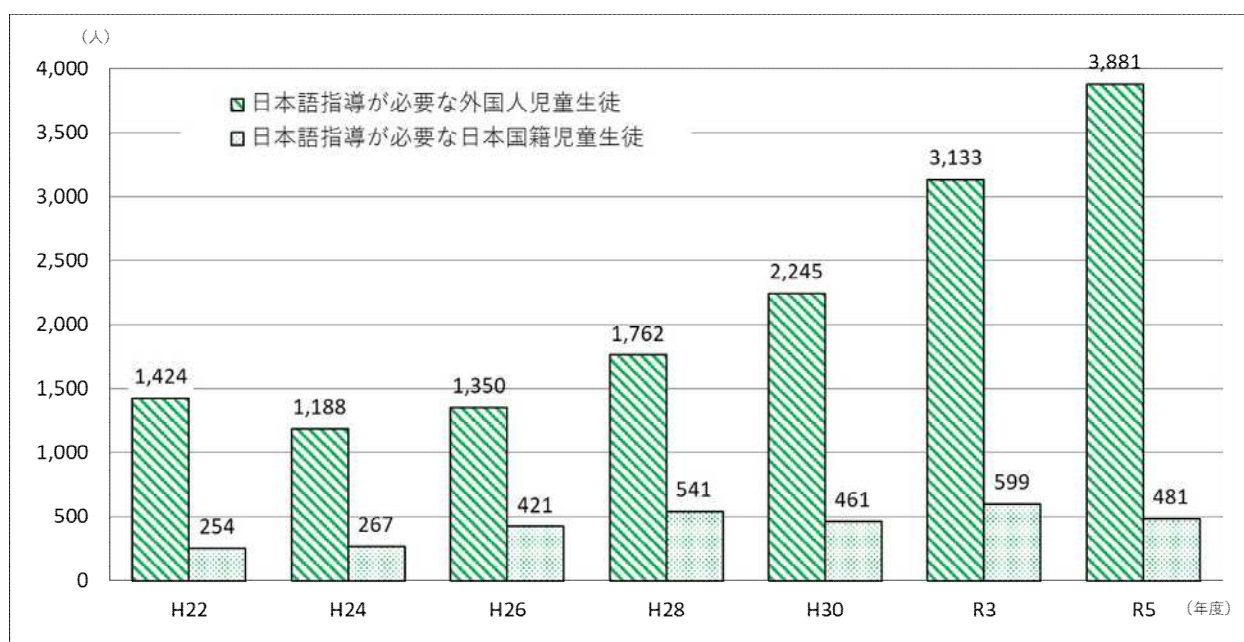
在留外国人や海外在留邦人などの増加に伴い、支援が必要な外国人児童生徒や帰国児童生徒などが増加しており、日本語指導が必要な外国人児童生徒は令和5(2023)年で3,881人と、令和3(2021)年より748人増加しています。また、帰国児童生徒や国際結婚により家庭内言語が日本語以外の場合など、日本語指導が必要な日本国籍の児童生徒も増える傾向にあります。

(図表45) 在留外国人数(埼玉県、全国・各年12月末時点)



(資料:平成26～令和5年出入国在留管理庁「在留外国人統計」)

(図表46) 日本語指導が必要な児童生徒数(埼玉県)



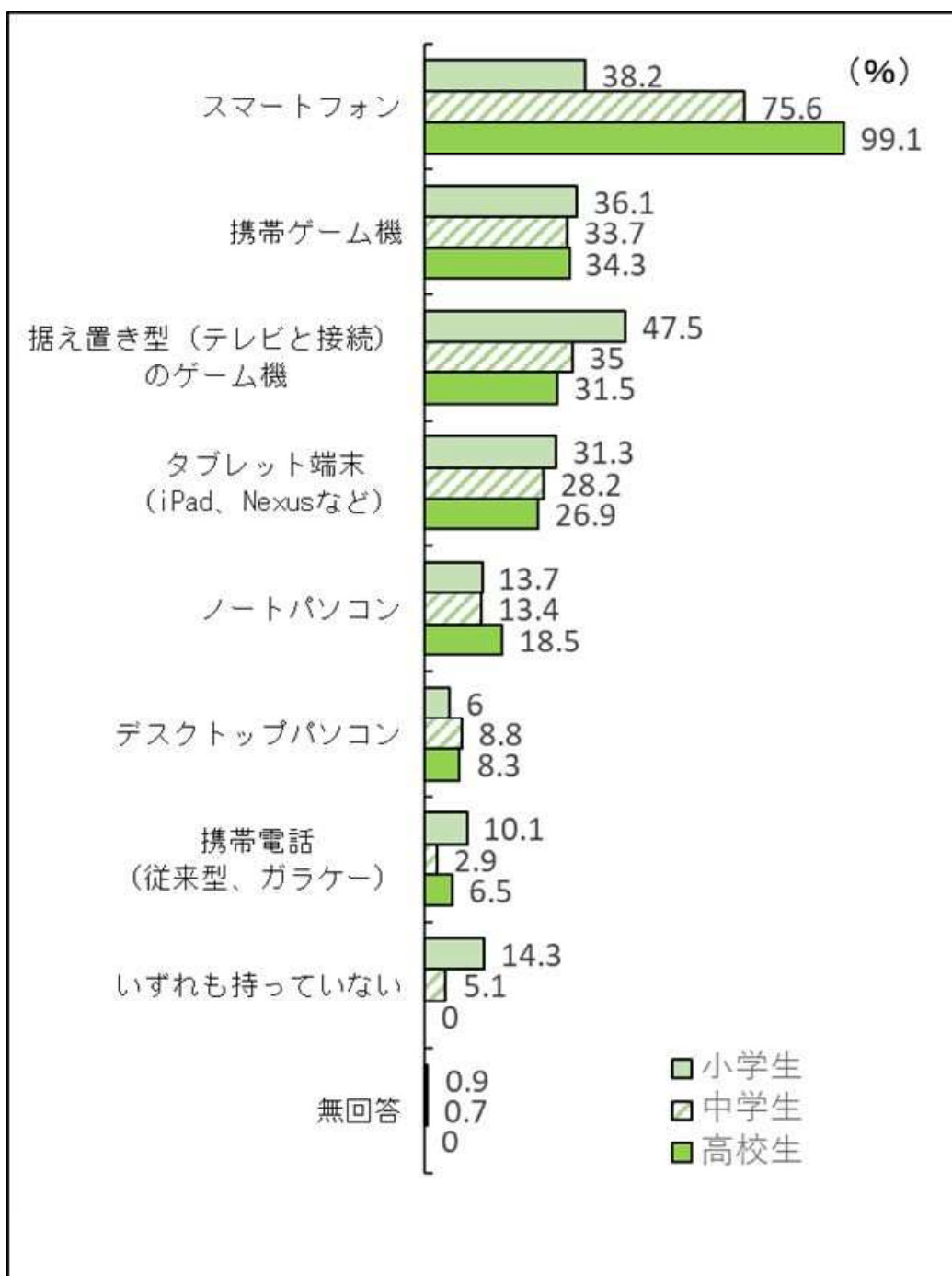
(資料: 令和5年度文部科学省「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査」)

(9) インターネットの利用

令和3年度埼玉県青少年の意識と行動調査によると、スマートフォンの保有率は、小学生では38.2%、中学生では75.6%、高校生では99.1%と年齢が上がるにつれて上昇しています。

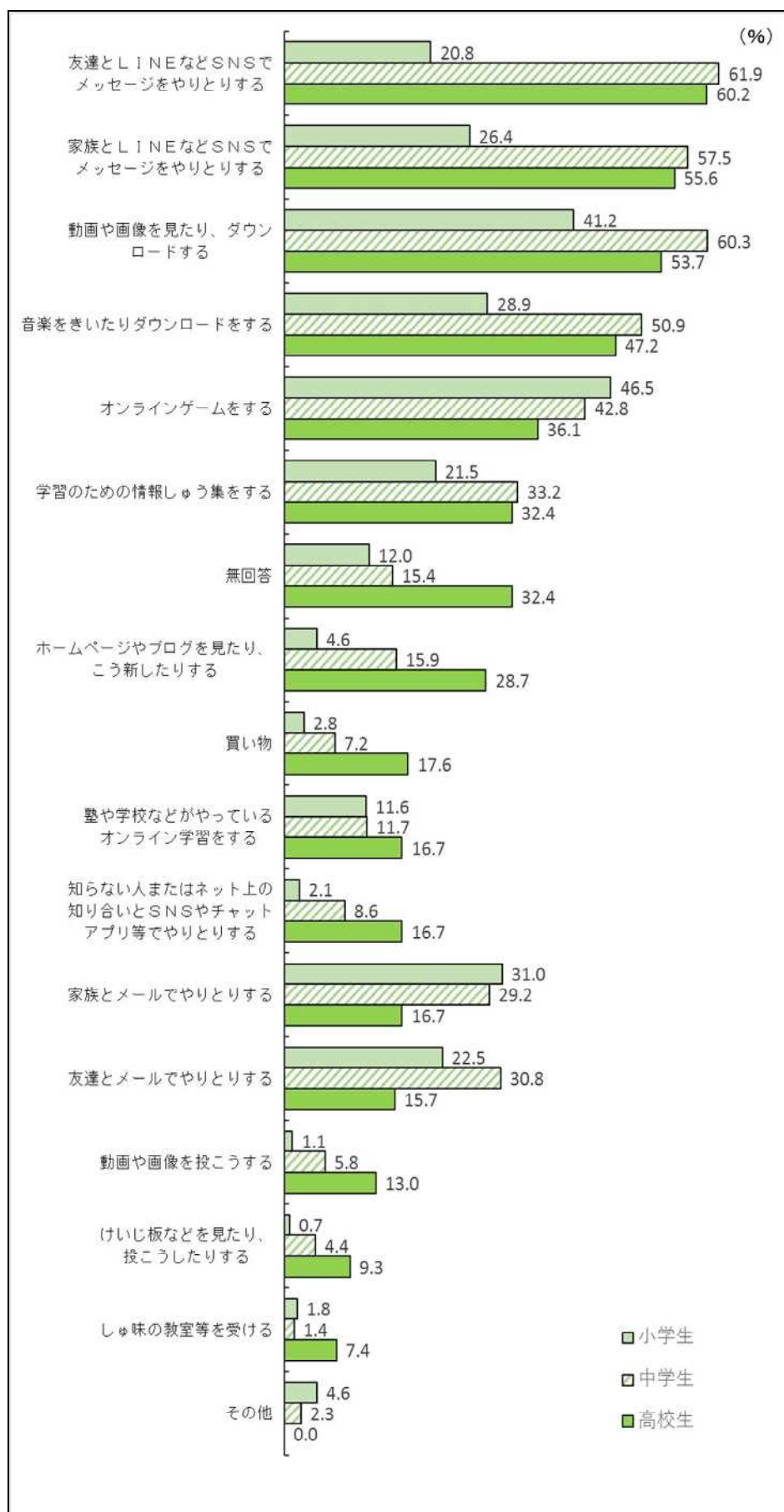
インターネットを利用する目的については、「友達とLINEなどSNSでメッセージをやりとりする」「動画や画像を見たり、ダウンロードする」「オンラインゲームをする」などが多いものの、「学習のための情報収集をする」「塾や学校などがやっているオンライン学習をする」といった利用もありました。

(図表47)所有している情報端末機器の保有率(埼玉県)



(資料:埼玉県「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」)

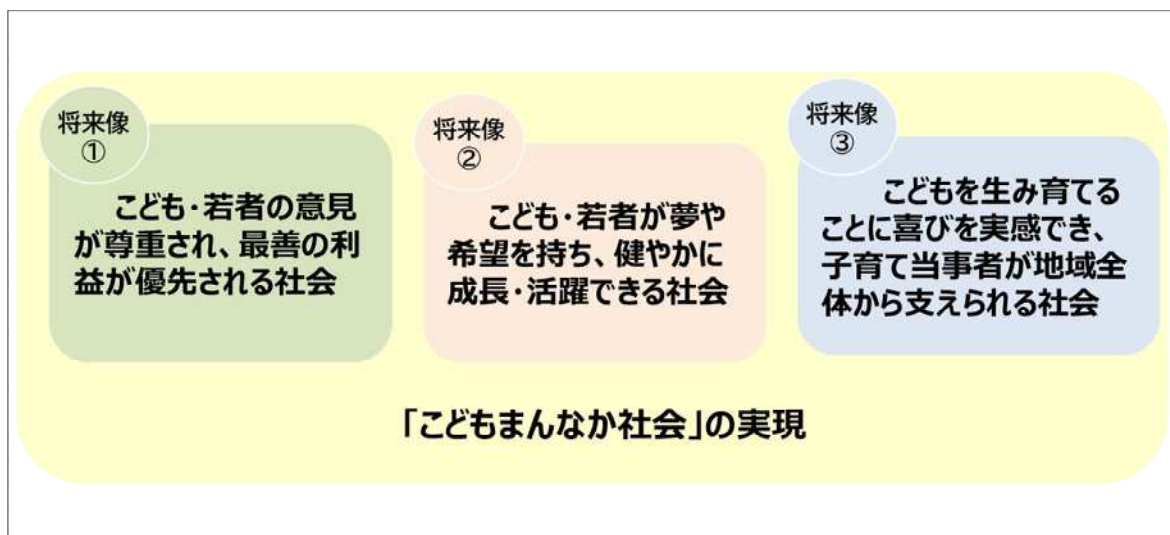
(図表48) インターネットを利用する目的(埼玉県)



(資料:埼玉県「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」)

Ⅲ 将来像

こども・若者、子育てをめぐる状況が多様化・複雑化する中で、「埼玉県こども・若者計画(仮称)」では、これまでの取組の充実を図りつつ、新たな課題に対応し、こどもまんなか社会の実現を目指します。



こども・若者は、「社会の大切な宝」であり、次世代の担い手です。

全てのこども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けないこと、自己に直接関係する全ての事項に関して、様々な場面でその年齢及び発達の程度に応じて意見を表明する機会が確保されることが必要です。

また、次代を担うこども・若者が健やかに成長・活躍する社会を実現するためには、こども・若者が愛され、夢や希望を持ちながら、その持てる能力を十分に発揮できることが重要です。

さらに、こどもを持つことに希望を持ち、その希望が叶う社会を目指すためには、地域全体で子育て当事者を支え、こどもを生み育てることに喜びを実感できることが大切となります。

これらは、本県が目指す「日本一暮らしやすい埼玉」の理念にも共通するものです。

こども・若者が誰一人取り残されず、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指します。

将来像1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

(1)背景

こどもを権利の主体とし、こどもの最善の利益を第一に考えることを原則に、こどもの様々な権利を定めた「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」に沿って、「こども基本法」が制定・施行されました。「こども基本法」では、こどもたちが意見を表明する機会が確保されること、意見が尊重され最善の利益が優先して考慮されること、こども施策に当事者であるこどもたちの意見を反映すること等が求められています。

(2)目指すべき将来像

全てのこども・若者が、一人ひとり多様な人格を持った個人として尊重され、その権利が保障されるために、様々な場面でその年齢及び発達程度に応じてこども・若者の意見表明の機会を確保するとともに、自己選択や自己実現を促す取組を進め、こども・若者の最善の利益が優先して考慮される社会を目指します。

将来像2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

(1)背景

こども・若者を取り巻く環境は変化しており、いじめや不登校、貧困などの様々な困難を有するこども・若者の問題に加え、ヤングケアラーに関する問題の顕在化、性の多様性への意識の高まりなど、新たな課題への対応も求められます。

全てのこども・若者が生まれ育った環境に左右されずに夢や希望を持ってチャレンジできる環境をつくり、適切に養育・保護されながら成長・活躍できるよう、こども・若者を地域全体で見守り、手を差し伸べていくことが重要です。

(2)目指すべき将来像

こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育む居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。

親と子の健康支援や、様々な状況にあるこども・若者への支援、こども・若者を取り巻く犯罪などの危険への対策等により、全てのこども・若者が健やかに成長することを目指します。

虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、家庭養育を優先しながら、家庭と同様の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるよう支援(*)する社会を目指します。*こども・若者等が自立をした後も、必要な支援は実施します。

キャリア教育や就労支援により、自らの可能性に果敢に挑戦するこども・若者が未来を切り拓いていけることを目指します。

将来像3 こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

(1)背景

未婚化や晩婚化、非正規雇用者の増加など、様々な要因により少子化が進む中、結婚や出産を考える世代が、結婚、妊娠・出産、子育てに希望を持ち、その希望が叶えられる社会が求められます。

こどもが教育を受ける機会を確保するとともに、体験活動等を通じた自立的な成長を支援することが求められます。

子育て支援策の充実やワークライフバランスの推進などにより、安心してこどもを生み育てることができる環境づくりが必要です。

(2)目指すべき将来像

こども・若者や子育て当事者、こども・若者を養育しようと思う者等が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。

結婚・出産に希望を持つ人が、安心・安全にこどもを生み育てられるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。

変化する時代にこども・若者が対応する力を持てるよう、学校教育の充実や自立的な「子育て」の推進を目指します。

学校や地域、NPO 等の多様な担い手が、それぞれの得意分野や知見を生かし、子育てしやすい環境づくりに向けた活動ができる社会、働き方改革の進展と、共に家事・育児を担う「共育て」の推進を目指します。

第2章 施策の展開

計画の体系

施策の柱

「こども大綱」の「こども施策の重要事項」を踏まえ、本計画では次の12の施策の柱に基づき、施策を展開します。

- 1 こどもの権利擁護、意見の反映
- 2 居場所づくり、社会的活動の参画支援
- 3 親と子の健康・医療の充実
- 4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援
- 5 児童虐待防止・社会的養育の充実
- 6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組
- 7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進
- 8 結婚・出産の希望実現
- 9 「子育て」と「子育て」の支援
- 10 未来を切り拓くこども・若者の応援
- 11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援
- 12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

※施策の柱1～7が「ライフステージを通した施策」、8～12が「ライフステージ別の施策」。

将来像1 こども・若者の意見が尊重され、最善の利益が優先される社会

施策の柱

【ライフステージを通した施策】

1 こどもの権利擁護、意見の反映

具体的施策

- (1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり
- (2) こども等が意見を表明する機会の確保

将来像2 こども・若者が夢や希望を持ち、健やかに成長・活躍できる社会

施策の柱

【ライフステージを通した施策】

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

- (1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援
- (2) こども・若者の社会形成への参画支援

3 親と子の健康・医療の充実

- (1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援
- (2) 医療提供体制の充実
- (3) 医療に係る経済的支援

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

- (1) 「こどもの貧困」対策の推進
- (2) ひとり親家庭への支援
- (3) 障害などのあるこども・若者への支援
- (4) ヤングケアラーへの支援
- (5) ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援
- (6) 一人ひとりの状況に応じた支援

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

- (1) こどもを虐待から守る地域づくり
- (2) 社会的養育の充実

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

- (1) こども・若者の自殺対策
- (2) インターネット対策の推進
- (3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策
- (4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備
- (5) 非行防止と立ち直り支援

【ライフステージ別の施策】

10 未来を切り拓くこども・若者の支援

- (1) 若者の職業的自立、就労等支援
- (2) 若年者の経済的自立の支援
- (3) グローバル社会で活躍する人材の育成

将来像3 こどもを生み育てることに喜びを実感でき、子育て当事者が地域全体から支えられる社会

施策の柱

具体的施策

【ライフステージを通した施策】

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

- (1)こどもまんなか社会への気運醸成
- (2)こども政策 DX の推進
- (3)こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進
- (4)子育てしやすい住環境の整備

【ライフステージを通した施策】

8 結婚・出産の希望実現

- (1)結婚を望む人への支援
- (2)不妊・不育症に悩む人への支援
- (3)プレコンセプションケアの推進

9 「子育て」と「子育て」の支援

- (1)家庭の子育て力の充実
- (2)「孤育て」にしない地域の子育て力の充実
- (3)質の高い幼児教育・保育の充実
- (4)学校教育の充実
- (5)自立的な子育ての支援
- (6)子育てに係る経済的負担の軽減

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

- (1)分野横断的な支援人材の育成
- (2)多様な担い手による持続的な活動の推進

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

- (1)企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成
- (2)共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

1 こどもの権利擁護、意見の反映

(1) こどもの人権が尊重される社会環境づくり

- こどもや若者の有する権利についての関心や理解が深まるように、こども・若者や子育て当事者を始め広く県民に対し、こども基本法や埼玉県こども・若者基本条例等の趣旨や内容に関して県ホームページや SNS 等を通じた情報発信を行います。1
- こどもの権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会においてこどもから意見聴取を行い、調査や是正の働き掛けを行うなど、こどもの権利擁護に取り組みます。2
- 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩むこどもからの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談を行います。3
- 児童相談所職員がこどもの意向をくみ取る能力を高める研修を実施するなどし、児童への面接を適切に実施します。4
- 社会的養育を受けるこどもの権利をこども自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、こどもが意見を述べることができる機会を確保します。5
- 児童養護施設等が民間機関等による第三者評価制度を活用し、入所児童の意向等の客観的な把握や施設運営の改善ができるよう指導・助言します。6
- 親権を行う者がいないこどもの権利利益を守るため、未成年後見人制度の活用に向けて専門家と連携して適切に支援します。7
- 児童養護施設職員等を対象に研修を行い、性的マイノリティのこどもが安心して施設で生活できるように支援します。8
- 教職員を対象とした研修において「児童の権利に関する条約」及び「こども基本法」について理解の促進を図り、こどもの権利や最善の利益を擁護する取組を推進します。9
- 人権教育等を通じて、こどもの権利や最善の利益について、児童生徒の理解促進を図ります。10

(2) こども等が意見を表明する機会の提供

- こども等の意見を施策に反映するために、「さいたまけん★こどものこえ」など、こどもや子育て当事者等からの意見を聴取することができる仕組みを構築します。こども等からの意見聴取に当たっては、その年齢・発達の程度に応じた分かりやすい情報提供を行います。11
- 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み（アドボケート制度）を構築します。12
- 学校評価の一環として、学校評価懇話会において生徒に意見表明の機会を提供します。13
- 「総合的な探究の時間」等において、こどもたちが地域活動への参画や地域課題の解決に取り組むとともに、意見を表明する機会を確保する等、こどもが主体的に取り組む活動を推進します。14
- 児童生徒が主体となって、自身に関わるルール（校則など）等の制定や見直しの過程に参画する取組を推進します。15
- こどもたちが様々な課題の解決に向け、主体的に行動を起こす力を育成するため、地域の課題や特性を踏まえて設定したSDGsのテーマに基づき、地域の企業、団体等と連携した教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を推進します。16

2 居場所づくり、社会的活動の参画支援

(1) こども・若者と共につくる切れ目のない居場所づくりの支援

- 生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生、高校生を対象とした学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。17
- こども食堂や学習支援、プレーパークなどの居場所を支える人材を養成するとともに、企業と居場所づくりに取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。18
- こどもの居場所づくりアドバイザーを養成し派遣するなど、こどもの居場所の立ち上げと安定的な運営を支援します。19

- 社会貢献活動等に取り組む団体や個人のネットワーク「こども応援ネットワーク埼玉」を活用して県民の社会貢献活動の推進を図るとともに、専用のポータルサイトにより、会員間のマッチングや取組の情報発信を行い、地域全体でこどもを育てる社会づくりを進めます。20
- こども食堂や学習支援、プレーパークなど居場所づくりに取り組む団体等の好事例を紹介するとともに、こどもの居場所を中心に多様な主体がこども支援に携わる「地域ネットワーク」の充実を図ります。21
- メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターをこども・若者の意見を反映しながら運営し、その過程で得られたノウハウを提供することで、市町村のユースセンター設置を後押しします。22
- こどもの居場所づくりに取り組む NPO 等を会員とする孤独・孤立対策官民連携プラットフォームを運営し、活動情報の発信や事例の共有などにより会員の活動を支援します。23
- 市町村が主体となって質と量の両面からこども食堂などのこどもの居場所づくりを計画的に推進するよう、市町村の取組を支えるとともに、広域的なこどもの居場所づくりの環境整備を行います。24
- 地域におけるこどもたちの安心・安全な居場所づくりの支援と、放課後や週末などに地域の多様な人材の参画によるプログラムの実施等に取り組めます。25
- 高校における中途退学を防ぐため、NPO 等と連携して、学校内に生徒が安心できる居場所として「居場所カフェ」を作るなど、学校生活への意欲を高める取組を推進することで、高校生の社会的自立に向けた支援を推進します。26

(2) こども・若者の社会形成への参画支援

-
- こども・若者が広い視野に立ち物事を考える力や感受性を養うため、若い世代を含めた県民の声の把握、選挙や政治への関心を高める主権者教育や啓発活動に取り組めます。27
 - 社会福祉協議会と連携した小・中学生、高校生に対するボランティア体験学習の実施、若者による社会貢献活動の支援、こども・若者の育成支援に積極的に取り組む団体等の運営支援や寄附いただいた企業・個人等への表彰など、こども・若者の地域課題への理

解と解決に向けた行動を促進します。28

- メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。29

3 親と子の健康・医療の充実

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

ア 普及啓発

- 妊娠中の健康管理と胎児への影響、妊婦健診・乳幼児健診・定期予防接種の重要性などの母子の健康保持に関する知識、発達段階に応じた親子の関わりや男性の育児参加などの親としての心構えについて、母子健康手帳副読本等により、市町村と連携して普及啓発を図ります。30
- 流産や先天性風しん症候群等を予防するため、麻しん・風しんに関する正しい知識や予防接種について普及啓発を進めます。31
- 妊産婦に優しい環境づくりのため、市町村とともにマタニティマークの普及啓発に努めます。32
- 安心で安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。33

イ 情報提供・相談支援

- 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。34
- 「埼玉県結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、妊娠・出産・子育てに役立つ情報を発信します。35
- 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。36

- 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うことも家庭センターの設置・運営を支援します。37
- 予期せぬ妊娠に悩む方からの相談に対して正しい情報を提供し、必要に応じてこども家庭センター等へつなげることで、関係機関が連携して支援を行います。38
- 産後のメンタルヘルス対策と、養育支援が必要な親への支援が効果的に実施されるよう市町村保健師を対象とした事例検討会や研修会を開催し、資質の向上を図ります。39
- 流産・死産を経験された方への心理的支援のために相談窓口を設置するとともに、市町村保健師等を対象とした研修会を開催し資質の向上を図ります。40

ウ 新生児の健全育成支援

- 新生児に対するマススクリーニング検査の実施により、先天性の疾病を早期に発見し、適切な治療につなげ、健全育成を図ります。41
- 管内市町村における新生児聴覚検査実施状況や医療機関における検査の実施状況等を把握するとともに、県の母子保健運営協議会において新生児聴覚検査について協議し、聴覚障害の早期発見・早期療育を図ります。42

(2) 医療提供体制の充実

ア 周産期医療の充実

- 周産期医療施設の運営支援などにより、周産期医療体制の充実を図ります。43
- 病状に応じた搬送先の調整を行うコーディネーターの配置などにより、ハイリスクな妊産婦や新生児を適切に高度医療に繋ぐ体制を整備します。44
- 産科、小児科などを目指す研修医に対して研修資金を貸与し、県内周産期母子医療センターその他の県内の病院への誘導・定着を図ります。45

イ 小児医療の充実（医療提供体制の充実）

- 小児専門病院や大学病院などの小児科医を県内各地域の小児救急医療機関の当直医等として派遣するシステムを構築するなど、小児救急医療体制の充実を図ります。46

- 初期救急から第三次救急までの機能が適切に発揮されるよう、市町村と連携して小児医療体制の整備に取り組みます。47
- 開業医が地域の小児医療拠点病院等を支援することにより、病院勤務医の負担軽減を図ります。48
- 心の健康に関する問題を抱えるこどもを含めた精神保健相談体制を充実させ、体制整備を進めます。49
- 17圏域（さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域）において、在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。50

ウ 小児医療の充実（相談支援・普及啓発）

- こどもの急な病気やけがに対する保護者の不安に対応し、救急医療機関の負担を軽減するため、小児救急電話相談やA I 救急相談の周知、こどもの急病等の対応等について啓発を実施します。51
- 保健所において定期的に、医師など専門職によるこどもの心の健康相談を実施します。52
- こどもの心の問題に関する対応技術の向上を図るため、専門的知識を有する医師等による研修や福祉・教育機関等とのネットワーク会議を開催します。53
- 慢性的な疾病により長期療養をしているこどもの自立と成長を支援するとともに、家族の負担軽減を図るため、相談支援を行います。54

（３）医療に係る経済的支援

-
- 長期の治療と高額な医療費負担が必要となる小児慢性特定疾病にかかっているこどもに対する医療費の助成を行います。55
 - 養育のため病院に入院することを必要とする未熟児に対し、医療の給付を行います。56
 - 身体に障害があるこども、又は医療を行わなければ将来において障害が残ると認められるこどもで、その障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を助成します。また、結核に罹患するこどもに対して療育の給付を行います。57

- 43歳未満のがん患者が将来子どもを授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。58
- こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。59

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

（１）「こどもの貧困」対策の推進

ア 学習支援

- 生活困窮世帯及び生活保護世帯の小学生、中学生、高校生を対象とした学習・生活支援事業を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。（再掲）60
- 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。61
- 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。62
- 経済的理由により修学が困難な生徒に対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。63
- 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し支援します。64
- 家庭の経済状況などが厳しく学力に課題を抱える児童が多く存在する学校を対象として、学力向上の支援に取り組みます。65
- 生活困窮世帯及び生活保護世帯のこどもを支援するため、関係機関が連携し、高校進学に向けた学習支援や高校中退防止、卒業後の就労相談など一人一人の課題に応じた相談支援を行います。66

イ 生活支援

- 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象にした自立支援の取組を推進します。67

- 進学や就労を目指す生活困窮世帯のこどもを支援するため、自立相談支援機関を活用して、関係機関が連携した包括的な支援を行います。68
- 所得が少なく、住宅に困窮している子育て世帯に住まいのセーフティーネットとしての県営住宅を供給します。69
- 子育て世帯をはじめ、賃貸住宅への入居制限を受けやすい方々（低額所得者等）をサポートし、入居の円滑化と安定した賃貸借関係の構築を支援します。70
- 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。71
- 児童養護施設等において個々のこどもに応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。72

ウ 保護者に対する就労支援

- 生活困窮世帯や生活保護世帯の保護者を対象に個々の状況に応じて、自立に向けた段階的な就労支援を行います。73
- 埼玉しごとセンターにおいて、情報提供やキャリアカウンセリング、職業紹介などにより就職活動をワンストップで支援します。74
- 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。75
- 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。76

(2) ひとり親家庭への支援

ア 経済的自立と生活支援

- 埼玉県母子・父子福祉センターに専門の職員を配置し、ひとり親家庭からの相談をワンストップで受け付け、自立に向けた支援を行います。77

- 養育費の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、普及啓発に努めます。また、養育費の確保等法律的な問題については、弁護士による相談を行います。78
- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付けなどにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭を支援します。79
- こども、ひとり親家庭等及び重度心身障害者（児）の医療費の自己負担額を助成し、経済的負担の軽減を行います。（再掲）80
- 「こども応援ネットワーク埼玉」の団体会員、個人会員と連携し、孤立しがちなひとり親家庭との接点づくりを進め、ひとり親家庭向けの情報提供やフードパントリー活動、居場所づくりを支援します。81
- 配偶者暴力（DV）被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立とこどもの健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。82
- 離婚により離れて暮らすことになった、別居する親とこどもとの面談や電話、手紙等による定期的な交流を行うための支援を行います。83

イ 自立に向けた就労支援や就労に役立つ資格取得支援

- 県の福祉事務所に専門の職員を配置し、ひとり親家庭の就業相談や就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。（再掲）84
- ひとり親がより条件のよい就職・転職に結びつくよう、安定した就労につながりやすい資格取得を支援します。85
- ひとり親家庭の自立支援のため、母子・父子自立支援員による各種相談支援や就業支援を行います。86
- 児童扶養手当の支給、福祉資金の貸付け、医療費の自己負担額の助成などにより、経済的に厳しい状況にあるひとり親家庭等を支援します。87

（３）障害などのあるこども・若者への支援

ア 障害等のあるこども・若者への支援

- 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、そのこどもの障害特性を理解し、こどもに寄り添った幼児教育・保育の機会の充実を図ります。88
- 障害のあるこどもへの支援が適切に行われるために、就学・卒業時の支援が円滑に移行されることを含め、学校、事業所、施設等の連携を図ります。89
- 在宅障害児に対する日常生活における基本動作の支援、集団生活への適応支援などを障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス）により実施し、障害児の療育支援体制の整備を推進します。90
- 障害児（者）やその家族の多様なニーズに対応するため、民間活力を生かして個々の生活にあった柔軟なサービスの提供を行い、住み慣れた地域での生活を支援します。91
- 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受入を進めるとともに、円滑な受入を行うため、放課後児童支援員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行うとともに、対応する放課後児童支援員等の確保に努める市町村を支援します。92
- 17圏域（さいたま市及び中核市を除く人口約30万人圏域）において、在宅の障害児（者）に対し、訪問や外来による療育指導や相談を行う体制整備を推進します。（再掲）93
- 障害のある学齢児の生活を保障するために放課後児童クラブと放課後等デイサービスの連携と協力を進めます。94
- 高次脳機能障害を有する障害児が適切な支援を受けられるよう、医療や療育などの関係者の理解を深めるとともに、地域における支援体制づくりを進めます。95
- 障害のある人もない人も共に生きる共生社会の実現に向けて障害者差別の解消に取り組むほか、障害や障害者についての県民の理解を深めるため、障害者週間などの普及啓発に取り組めます。96
- インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進するため、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限り共に過ごすための条件整備や一人一人のニーズに応じた連続性のある多様な学びの場の充実を図ります。97
- 障害のある生徒の自立と社会参加を実現するため、企業や就労支援アドバイザーと連携しながら、特別支援学校の生徒の就労支援の充実を図ります。
また、障害者就業・生活支援センターにおいて、障害者の就業面や生活面での支援を一

体的に行い、障害者の就業とその継続を進めます。98

- 多様であることを認め合う豊かな共生社会の実現を目指し、障害者による芸術・文化・スポーツ活動の発表や体験の場を創出するとともに、障害者による芸術・文化とスポーツの魅力発信に取り組みます。99
- 小児慢性特定疾病により長期療養を要する児童の健全な育成を図るため、ピアカウンセリングなどの相談支援や日常生活に必要な生活用具の給付などの支援に取り組みます。100
- 43歳未満のがん患者が将来子どもを授かる可能性を残すため、卵子、精子等の凍結保存の費用の一部を助成します。(再掲) 101
- 医療的ケア児者への支援を推進するとともに、地域の支援体制整備の促進を図ります。102
- 医療的ケア児が保育所等の利用を希望する場合に、受入れが可能となるよう、保育所等の体制を整備する市町村を支援し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。103

イ 発達障害者支援体制の整備

- 発達に課題を抱えるこどもの早期発見と早期支援のため、乳幼児健診に関わる保健師や、保育士・幼稚園教諭、小学校教員、市町村職員等の資質向上と関係機関の連携を図ります。104
- 発達障害総合支援センターにおいて、発達が気になるこどもやその家族等から相談を受けるほか、関係機関に対して研修や助言指導を行います。105
- 地域の関係機関において、発達障害への適切な対応や親への支援ができるよう、医療・療育の専門職や、障害児通所支援事業所の職員等の人材を育成します。106
- 保育所、幼稚園及び認定こども園から小学校へ継続的に支援が進められるよう、小学校教員を対象に研修を実施します。107
- 発達障害の診療・療育を一貫して行う拠点施設である中核発達支援センターと、個別療育と親の子育て支援を行う地域療育センターを運営し、診療・療育体制の強化を図ります。108

- 発達障害児を育てた経験のある親（ペアレントメンター）が、自らの経験や知識を生かし、同じく発達障害児を持つ親に対し相談支援を実施します。109
- 19歳以上の発達障害者やその家族からの相談への適切な指導や助言、就労相談から職場定着まで総合的な支援に取り組みます。110

（４）ヤングケアラーへの支援

- 埼玉県ケアラー支援条例及び埼玉県ケアラー支援計画の基本理念に基づき、ヤングケアラーや18歳からおおむね30歳代までの若者ケアラーを含めた全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるよう、支援体制の構築・強化を行います。111
- ヤングケアラーに関する理解を促進するため、学校関係者や広く県民に対し広報・啓発を実施するとともに、福祉分野と教育分野の連携構築や、専門職、民間支援団体等への研修等を行い、ヤングケアラー支援体制の構築を支援します。
また、ヤングケアラーや若者ケアラーが抱える悩みや問題等について気軽に相談できる環境を整備します。112

（５）ニート、ひきこもり、不登校等のこども・若者への支援

- 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。113
- ひきこもりに関する専門的な相談窓口を設置し、電話・来所・メール・訪問・ZOOMにて、ひきこもり支援コーディネーターがひきこもりに悩む本人や家族等からの相談に対応し、助言や情報提供など適切な支援を行います。相談窓口については、Xでの発信やYouTube掲載の活動動画等を通じて周知を図ります。114
- 不登校・いじめ等を解決するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置や生徒指導重点校の指定など、教育相談体制の整備・充実に取り組みます。また、「中一ギャップ」の解消を図るため、小中一貫教育構築の支援に取り組みます。115
- 進路、卒業に不安や悩みを抱える高校生と保護者、中途退学をした方を対象に「高校生生活に関する相談会」を開催し、高校中途退学の防止と、中途退学後のフォローアップに取り組みます。116

(6) 一人ひとりの状況に応じた支援

- 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。（再掲）117
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、支援団体・機関のネットワークを形成し、関係機関の情報共有を図るとともに、支援者のスキルアップを図ります。118
- いじめや不登校などについて、「彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談」で相談を実施します。119
- 外国人児童生徒等が学校生活へ円滑に適応できるよう、日本語の指導を行うための教員等の配置や実践的な教員研修の実施、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別の教育課程の編成など、教育支援の充実を図ります。120
- 学校や市町村等のニーズに応じた帰国児童生徒等支援アドバイザーの派遣や、県立高校への日本語支援員の配置を行うほか、ポルトガル語やスペイン語、中国語、英語のニュースレターを発行して情報提供を行います。121
- 日本語を母語としない子どもと保護者のために、日本の高校進学について多言語での説明・相談会を行うガイダンスを開催します。122
- 外国人総合相談センター埼玉において、多言語による相談窓口として、生活相談のほか、入管相談、労働相談、法律相談や福祉相談などの専門相談に対応します。123
- 性的マイノリティとされる子どもに対し、心情等に配慮したきめ細かな対応を進めるとともに、全てのセクシュアリティの子どもが安心して学校に通えるよう支援します。124
- 性的マイノリティについての正しい理解が進むよう、県民や企業に対する啓発を実施するとともに、専門窓口で性的マイノリティ当事者やその家族等からの相談に対応します。また、性の多様性の尊重について学校における意識啓発や理解促進、児童生徒に寄り添った相談体制の整備に取り組みます。125
- 父母の離婚等により生じる子どもの貧困問題に対応するため、離婚前後親支援の取組を行います。126
- 生活にお困りの方に対しては、自立相談支援機関において、一人ひとりの悩みに寄り添

いながら相談支援を実施します。また、アウトリーチ等に携わる人材の養成を図る研修等を実施します。127

- メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。(再掲) 128
- 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。129

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

(1) こどもを虐待から守る地域づくり

ア 児童相談所の体制・機能強化

- 児童福祉司や児童心理司などの専門職員の採用・育成を適切に行うとともに、スーパーバイザーや里親支援、市町村支援のための児童福祉司を適切に配置するなど職員体制の充実と組織体制の強化を図ります。130
- 児童相談所の職員の専門性を高めるため、階層別研修や専門研修などを充実させます。131
- 児童相談所に警察官OBを配置し、児童福祉司と同行訪問するなどこどもの安全確認や安全確保の徹底を図ります。132
- 医師や弁護士などの専門的知見を活かし、困難な事案への対応力の強化を図ります。133
- 休日・夜間もつながる電話相談窓口を設置し、24時間体制で児童虐待通告への対応を行います。134
- 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。135
- 児童相談所の業務について、ICTや民間の力を活用し、円滑に遂行できるよう取り組

みます。136

- 児童相談所において、虐待を含む養育、非行、発達などこどもに関する県民からの相談に対して指導・助言をします。137

- 虐待（再発）防止のためには家族全体を含めた相談や支援を行うことが重要なことから、児童相談所の心理・家族支援機能を強化します。また、家族支援プログラムを用いて、虐待等により施設に入所したこどもを安全に家庭環境に戻す家族再統合を進めます。138

- 中核市における児童相談所の設置について、県内中核市と継続的に意見交換をし、設置を希望する中核市に対し、必要な支援や助言、情報提供などを行います。139

イ 一時保護の充実

- 一時保護を要する児童の安全確保やアセスメント（評価）が適切に行われるよう一時保護所の体制強化を図っていきます。140
- 一時保護所に心理職員を配置するとともに、児童精神科医によるカウンセリングを実施し、虐待により心に傷を負ったこどものケアを行います。141
- 一時保護を必要とする、DVの被害者に同伴するこどもの心理的ケアや適切に教育を受けられる体制を整備します。142
- 一時保護所に学習指導員を配置し、一時保護中のこどもの学習機会の拡充に努めます。143
- 一時保護所において、こどもの権利を尊重し環境改善に取り組むとともに、第三者による評価を実施するなどし運営改善に取り組めます。144
- 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実を図ります。145
- 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み（アドボケイト制度）を構築します。（再掲）146

ウ 虐待防止・早期発見・早期対応の推進

- 子育てに悩む保護者、また、家族関係などに悩むこどもからの相談を受ける電話相談窓口として「子どもスマイルネット」を設置し、相談者の気持ちに寄り添って話を聞き、いじめ、体罰、虐待などこどもに関わる様々な悩みに関する相談を行います。（再掲）147
- 埼玉県虐待禁止条例に基づき、児童虐待の通報等を行いやすい環境を整備するとともに、県民に対する虐待防止の普及・啓発等を行い、虐待の予防や早期発見・早期対応につなげます。148
- 妊娠や出産後の子の養育、経済的不安などに対応できる相談窓口について、妊産婦やその家族へ情報提供を行います。（再掲）149
- 保護者に対して各種のプログラムを実施し、親子関係の改善を図ります。150
- 啓発リーフレットの配布やオレンジリボンの活用により、体罰禁止を含めた児童虐待防止に関する広報及び啓発活動を展開します。また、社会貢献活動と協働したオレンジリボンキャンペーンを展開します。151
- 保育士・幼稚園教諭、民生委員・児童委員など児童福祉に関わる方などを対象とした研修を実施することにより、児童虐待に適切に対応できる人材を確保し、こどもを虐待から守る地域づくりを進めます。152
- 小・中学校と市町村教育委員会の児童虐待対応担当者の資質向上を図り、関係機関等と連携してこどもを虐待から守る学校づくりを推進します。153
- 教職員を対象に児童虐待を早期発見、早期対応する力を養成するとともに、関係機関等との連携などについて研修会を実施します。154
- 児童虐待の疑いのある事案の積極的な通告について、医療機関に対して啓発・周知を図ります。155
- DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入のため、DVと児童虐待の特性や関連性に関する理解の促進を図るとともに関係機関との連携強化を図ります。156
- DV被害母子の心のケアをすることで、DV被害母子の自立とこどもの健全な成長を支援し、将来的なDVの連鎖を防止する取組を進めます。またDV被害父子の相談に取り組みます。157
- DVがある家庭における児童虐待の早期発見・早期介入と被害親子に寄り添った保護が

行われるように、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための研修を行います。
158

- 虐待情報について、児童相談所と警察署間を直接システムでつなぎ全件共有を図ることにより、児童虐待に迅速かつ適切に対応します。また、警察と定期的に意見交換を行い、適切に運用します。（再掲）159
- 児童虐待による重大事例が発生した際は、第三者による検証委員会を設置して十分な検証を行い、再発防止策の策定を行います。160

エ 市町村のこども家庭相談体制への支援

- 要保護児童を早期に発見し、適切かつ継続的な支援を行うため、各市町村に設置されている「要保護児童対策地域協議会」において情報交換や適切な役割分担による関係機関の連携強化を図るとともに、地域の実情を踏まえた支援を促進できるようにその運営について積極的な支援を行います。161
- 児童相談の第一義的窓口を担う市町村の児童相談体制の強化のため、職員の資質向上に係る研修の実施など人材育成に取り組めます。また、市町村が相談等対応する児童・家庭について心理、精神保健の分野などでの専門的、技術的な助言を行えるよう支援します。162
- 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。（再掲）163
- 養育支援が必要な家庭の早期把握・早期支援のため、市町村と医療機関の連携体制を整備するとともに、研修や事例検討会による市町村担当者の資質向上を図り、妊娠期からの支援の充実を図ります。164
- 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）165
- 児童家庭支援センターにおいてこども、家庭及び地域からの相談等に応じ、助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働き掛け、必要な支援を行います。166

- 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備する市町村を支援するとともに、質の充実を図ります。167
- 地域子育て支援拠点等相談支援機関の職員に対し、複合課題の対応や、地域の社会資源のネットワークを構築しコーディネートする能力を高める研修を実施します。168
- 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。169
- 児童虐待の早期発見、早期対応を図るため、休日夜間に対応できる児童虐待専用の電話通告窓口を設置するとともに、子育てに悩みを抱える保護者や、こども本人からの相談に対して、SNS を活用した窓口を設置し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行います。
また、啓発リーフレットの配布等により、児童虐待防止に関する啓発活動を実施します。170
- 市町村が実施する、訪問による生活の支援、学校や家以外のこどもの居場所支援、親子関係の構築に向けた支援といった地域子ども子育て支援事業について適切に行われるよう支援します。171
- 生活に困難を抱える妊産婦等を母子生活支援施設等で受入れ、安心して出産、生活できる環境を整え、妊娠期からの支援の充実を図ります。172

（２）社会的養育の充実

ア 里親等委託の推進

- 保護を必要とするこどもの里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。173
- 明らかに家庭引取りが見込めない新生児などのできる限り早い段階での乳幼児里親委託を推進します。174
- 未委託里親に社会的養育が必要なこどもの現状を知ってもらい、理解を深めてもらうため、未委託里親と施設入所児とのふれあい交流を進めます。 175

- 未委託里親に対する委託中の里親宅での実習やこどもとの交流を進めるなど委託の推進に取り組みます。また、委託後も定期的に訪問するなど切れ目のない支援を行います。176
- 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。177
- 市町村、里親・児童養護施設等、民間団体、企業、メディア等と連携し、広く県民に里親制度の周知を図り、里親登録を促進していきます。178
- 里親や里親に関心がある方の意見を聞き、里親委託の推進のための取組に活かします。179
- 家庭的な養育環境の体制整備を進めるため、ファミリーホーム開設の支援や、里親制度の普及・啓発、里親へのサポート、里親入門講座や研修等の開催による新たな人材確保に取り組みます。180

イ 特別養子縁組等の推進

- 児童相談所において、パーマネンシー（永続的）保障としての普通養子縁組や特別養子縁組に関する相談・支援に取り組みます。また、民間あっせん機関に対し、特別養子縁組等に関する適切な手続や養親等への支援について助言・指導等を行います。181
- 出産に悩みや不安がある妊産婦に対し、産科医療機関と連携して出産後の生活や特別養子縁組などの相談に応じます。また、市町村等とも連携し、相談窓口の周知や事業の理解促進を図ります。182

ウ 児童養護施設等の体制整備、人材確保・育成

- 児童養護施設等における児童の安全確保及び居住環境の向上のため、国の方針を踏まえ、施設の計画的な整備等を支援します。183
- 児童養護施設等において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、児童のニーズや施設の状態に応じて小規模化かつ地域分散化を促進します。184
- 児童養護施設等の一時保護のための施設の整備や里親支援専門相談員の配置による家庭養育の推進など、ニーズに合った多機能化を支援します。185
- 児童福祉施設協議会等と連携して人材の確保や育成の取組を支援します。186

- 児童養護施設等において個々のこどもに応じたきめ細かいケアができるよう職員体制を充実させ、機能の強化を図ります。(再掲) 187
- 児童養護施設等における心理担当職員の常勤化を促進し、体制の充実を図ります。188
- 児童養護施設等のこどもに対する心理的ケア、乳児院等の乳幼児に対する心身障害・病虚弱乳幼児のケアを充実し、安全確保及び受入体制の強化を図ります。また、乳児院等の乳幼児の緊急受入及び重症心身障害児の受入体制の強化を図ります。189
- 専門的ケアを行う児童心理治療施設の機能強化を支援するとともに、児童自立支援施設の充実を図ります。190
- 母子を分離せずに保護することができる児童福祉施設である母子生活支援施設について、ケアの充実及び施設の活用を図ります。また、母子生活支援施設を活用し、緊急を要する母子の一時保護を実施します。191
- 被措置児童等虐待の未然防止を図るため、施設職員等の研修の充実を図るとともに、児童養護施設等への指導・支援をきめ細かく行います。192
- 児童養護施設、関係する学校、市町村教育委員会の三者の連携強化と支援の充実を図ります。193
- 児童養護施設の職員等を対象に、虐待を受けた児童生徒への効果的なケアの在り方について研修会を実施します。194
- 児童・地域のニーズに応じて一時保護の充実、里親等の家庭支援、相談機能の充実など、児童養護施設等の多機能化を支援します。195
- 児童養護施設等における一時保護のための施設整備を支援し、拡充に努めます。また、児童養護施設等や里親と連携する一時保護委託の充実を図ります。(再掲) 196
- 児童家庭支援センターにおいてこども、家庭及び地域からの相談等に応じ、助言・指導を行うとともに里親を支援します。また、地域への支援を適切に行うことができるよう、児童養護施設等に児童家庭支援センターの設置を働き掛け、必要な支援を行います。(再掲) 197
- 児童養護施設等に専任の里親支援専門相談員を配置し、児童家庭支援センターとの連携と併せて、養育相談など里親の支援を強化します。(再掲) 198

- 国の方針や地域のニーズを踏まえ、被虐待児など処遇が困難な児童の受入を進めるため、県立児童養護施設の機能強化を図ります。199
- 障害児入所施設において、国の方針及び本県の地域性を踏まえ、できる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、ユニット化等によりケア単位の小規模化を促進します。200

エ 入所児童等の自立支援

- 家庭での養育が困難な児童に対して共同生活を通じて就労援助や生活指導を行う自立援助ホームについて、開設支援、体制整備及び利用者に対するケアの充実を図ります。201
- 児童養護施設等の入所児童に対して野外体験など多様な体験の機会を確保し、児童の健全な成長や自立を促します。202
- 児童養護施設等の入所児童等が自立後のイメージを持つことができるよう、社会人や退所者等との交流の機会の確保に取り組めます。203
- 児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。(再掲) 204
- 進学、就労が困難な児童養護施設等の入所児童等に対して、学習、就労、生活を支援する市町村などの関係機関と連携を図ります。205
- 社会的養護が必要なこどもの意見表明を支援する仕組み(アドボケイト制度)を構築します。(再掲) 206
- 社会的養育を受けるこどもの権利をこども自身に伝えるため、全ての児童養護施設等入所児童及び里親等委託児童に「子どもの権利ノート」を配布し、こどもが意見を述べる可以保证の機会を確保します。(再掲) 207
- 児童養護施設退所者等が気軽に集い、相談できる居場所を提供するとともに、退所者や施設入所児童の就労や自立のための支援を行い、自立した社会人として安心して生活できる体制を構築します。208
- 児童養護施設等の退所者等を支援する交流拠点を活用し、退所者等の孤立化を防ぐとともに、関係機関と連携し、個々のニーズに合った支援を行います。209

- 児童養護施設等の退所者等に対して、退所者等の状況に応じて引き続き施設等に居住させることなどにより、自立のための支援を行います。210
- 児童養護施設等の退所者等が円滑に自立生活を営めるよう、就学、就労、住宅、生活相談、資金貸付、身元保証など総合的な支援を行います。また、大学・専門学校等に進学した退所者等の就学と生活の両立を図るため、住宅と生活相談を一体とした支援を行います。（再掲）211
- 児童養護施設等の退所者等のニーズに合った自立支援を行うため、入所者及び社会的養育経験者の意見を聞き、その取組に活かします。212

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

（１）こども・若者の自殺対策

- 若年層の自殺防止対策として、小学校４年生から高校生までの児童生徒を対象として、メッセージと相談窓口を記載したカードを配布するなど、自殺予防の啓発に取り組みます。
また、民間団体や関係機関との連携や活動費補助により、ＳＮＳや電話による相談事業に取り組みます。213
- SOS の出し方に関する教育や、児童生徒１人１台端末等を活用した心の健康観察、教職員向け研修など、学校におけるメンタルヘルスリテラシーの向上に資する取組を実施します。214

（２）インターネット対策の推進

- ネットアドバイザーを講師として、保護者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取り決めに啓発し、保護者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。215
- フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報や犯罪から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。また、ＳＮＳなどインターネットに起因した犯罪からこどもを守るため、インターネットの適正な利用方法等についての講演などの啓発活動を通じて、こどもの情報モラル向上の気運の醸成を図ります。216
- サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有

害情報の排除に向けた取組を強化します。217

(3) こども・若者の性犯罪・性暴力対策

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、青少年の犯罪被害を防止するため、青少年の非行・被害防止特別強調月間キャンペーン、青少年健全育成キャンペーンでの普及・啓発に取り組めます。218
- 性暴力等犯罪被害専用相談電話「アイリスホットライン」において、性犯罪・性暴力被害にあったこども・若者及びその家族等からの相談に応じ、被害の早期回復及び軽減がされるよう必要な支援を行います。
また、アイリスホットラインを紹介するカードを、学校を通じて生徒に配布するなどし、相談窓口の周知に取り組めます。219

(4) 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

ア 犯罪被害からこどもを守る環境整備

- 犯罪被害からこどもを守るため、「埼玉県防犯のまちづくり推進条例」に基づき「犯罪を起こさせにくい地域環境づくり」を推進します。220
- 地域で防犯パトロールやこどもの見守りを行う自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」の活動を支援します。221
- こどもの危険回避能力を高めるため、防犯教室を開催し、防犯意識の高揚を図ります。222
- 学校との連携によるこどもの犯罪被害防止対策や、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティア、地域の青少年育成関係者、地域住民等との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進します。また、学校と警察との橋渡し役としてのスクール・サポーターの効果的な運用を図ります。223
- 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。(再掲) 224
- 地域におけるこどもの身体やこころの健康、薬物乱用、性、非行、いじめ、こどもの権利の侵害等に関する相談体制の充実を図るとともに、インターネット等を活用し、相談

窓口等の情報提供に取り組みます。225

- こども・若者支援に関する各相談機関担当者の研修等を実施して、相談機関担当者間や市町村間のネットワークづくりを支援し、効果的な相談対応を図ります。226
- 困難を抱えた場合に適切に相談を行うことができるよう、能動的かつ適切に他者に頼る意識・態度や、ときに漠然とした自らの思いや状況等を言葉にできる力など、自ら考え自らを守る力を育成する取組を推進します。
また、児童生徒が消費者として自覚をもち、主体的に判断し責任をもって行動できるようにするために消費者教育の充実に取り組みます。227
- DV（ドメスティック・バイオレンス）の根絶に向け、被害者への支援として電話やインターネットによる相談体制の充実や相談担当者のスキルアップを図り、予防のための啓発活動に取り組みます。228
- 複雑多様化する消費者問題に対応できる「自立した消費者」の育成を推進します。229
- 情報社会で犯罪の被害者にも加害者にもなることを防止するため、インターネットを正しく安全に利用できるようにするための教育や啓発活動を推進します。230
- ネットアドバイザーを講師として、保護者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取り決めを啓発し、保護者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。（再掲）231
- フィルタリングサービスの利用など、インターネット上の有害情報や犯罪から青少年を守るための方策の普及・啓発に取り組みます。また、SNSなどインターネットに起因した犯罪からこどもを守るため、インターネットの適正な利用方法等についての講演などの啓発活動を通じて、こどもの情報モラル向上の気運の醸成を図ります。（再掲）232
- サイバーパトロールや県民からの情報提供などに基づき、インターネット上に氾濫する違法・有害情報を把握し、事件化やプロバイダ等に対する削除等依頼により、違法・有害情報の排除に向けた取組を強化します。（再掲）233
- ネットいじめ・トラブルの未然防止を図るため、児童生徒のインターネット利用実態把握のためのサイトの監視を行い、必要な情報を市町村教育委員会、学校、児童生徒、保護者に発信するとともに、児童生徒自身が主体的に取り組む仕組みを構築します。234
- 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図るため、アイリスホットラインによ

る相談対応や、彩の国犯罪被害者ワンストップ支援センターの支援体制強化など、犯罪被害者等支援に取り組めます。235

- 自転車盗など生活に身近な犯罪の被害防止対策の普及・啓発を図るとともに、防犯カメラの整備など犯罪を起こさせにくい地域環境づくりを支援します。
また、犯罪から子どもを守るため、SNS等を活用し、子どもを対象とした犯罪や防犯対策についてタイムリーな情報発信に努めます。236
- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組めます。237
- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組めます。238
- 子どもを含む県民を対象としたリーフレットの配布などにより、依存症の予防及び依存症についての正しい理解の普及に取り組めます。239
- 学校における薬物乱用防止教室の開催などを通して、薬物乱用の未然防止を図ります。240
- （成年年齢の引下げに伴う）消費者教育の一環として、消費相談窓口の周知等の取組を推進します。241

イ 事故・災害から子どもを守る環境整備

- 子どもに対する交通安全教育を推進するため、交通安全教育に当たる交通安全ボランティア等の育成・支援に努めます。242
- 「交通安全教育指針」に則した年齢、通行の態様に応じた体系的な交通安全教育を推進して、交通ルールの周知を図ります。243
- 交通事故発生時における被害軽減等、チャイルドシートの必要性について、あらゆる機会を通じて周知するとともに、着用率の向上に努めます。244
- 子どもに対し、交通安全教育等を通じて、自転車の交通ルールや安全な乗り方について指導するとともに、自転車ヘルメットの着用と反射材の普及を促進します。245

- こどもに対する自転車運転免許制度の普及や「自転車安全利用五則」等を用いた啓発活動を展開して、交通ルールの周知を図り、自転車の安全利用を促進します。246
- 県、県警察、市町村、教育委員会、関係機関・団体が連携して、交通安全運動などの交通安全対策に取り組むとともに、交通安全教室の実施などを通じて、生徒の自転車や自動二輪車等による交通事故の防止とマナー向上に努めます。また、事件、事故、災害から身を守るため、学校で行う安全教育を通じて、児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を育成します。247
- イツモ防災講座の実施支援や防災マニュアルブック配布などにより、若い世代に対して防災に関する知識の普及啓発を図ります。248

(5) 非行防止と立ち直り支援

ア 非行防止の取組の推進

- 埼玉県青少年健全育成条例に基づき、深夜外出や有害情報に接する危険性などを青少年や保護者に啓発するほか、コンビニエンスストアやカラオケボックスなどへの立入調査や指導等に取り組めます。
学校が保護者、地域、警察等の関係機関と連携して児童生徒を対象とした非行防止教室を実施し、非行・問題行動等の予防・根絶を目指します。
生徒の非行・問題行動が深刻化している中学校等からの要請に基づきスクール・サポーターを派遣し、教職員や保護者等と連携して学校運営の正常化に向けた支援を行います。
249
- 青少年の非行を防止するため、青少年育成埼玉県民会議が市町村や青少年育成推進団体等と連携して実施する非行防止パトロール活動を積極的に支援し、地域ぐるみでの非行防止活動を推進します。250
- 少年警察ボランティアや市町村の非行防止ボランティア、学校など関係機関と連携して街頭補導活動を積極的に推進し、少年の非行防止に取り組めます。
また、関係する業界団体の自主的な取組を積極的に促進するとともに県と業界団体との連携を強化し、青少年の健全育成に取り組めます。251
- 関係機関、事業者、青少年関係団体と連携し、20歳未満の喫煙・飲酒対策に取り組めます。
薬物乱用防止の啓発活動や保健所等における相談などを通じて、薬物乱用の未然防止を図ります。また、麻薬などの取扱施設に対する監視指導や危険ドラッグに係るインター

ネット監視などの取締りを徹底します。

学校における薬物乱用防止教室の開催などを通じて、薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。252

イ 立ち直りに向けた支援

- 少年相談や親子カウンセリングを通じて、非行などの問題を抱える少年の立ち直りを支援するとともに、非行少年の立ち直りに関する相談を実施し、保護者等の支援に取り組みます。

また、県内の企業や団体の協力により、非行少年が社会活動や就労等の体験を通して社会とのつながりを自覚する取組を実施するとともに、専門家等による講演、同じ悩みを持つ方と意見交換できる体験交流会を実施し、非行少年の立ち直りを促進します。

さらに、関係機関が連携して支援できるよう、支援団体間のネットワーク形成や支援者のスキルアップを図るほか、再非行防止に向けた地域の機運醸成を推進します。253

- 再犯防止対策を推進するため、埼玉県再犯防止推進関係機関連絡会議を設置するとともに刑事司法関係機関と地域の社会資源をつなぐネットワークの構築を行います。254

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

(1) こどもまんなか社会への気運醸成

- こども・若者の有する権利についての関心や理解が深まるよう広く県民に対し、こども基本法や埼玉県こども・若者基本条例等に関する情報発信を行うことを通じて、こども・若者が健やかに成長し、誰もがこども・若者、子育て当事者にやさしい社会づくりを進めます。255
- 「こどもまんなか応援サポーター」の宣言を行い、全てのこども・若者の利益を第一に考え、こども・若者が健やかに成長できる社会を実現するためのアクションに取り組みます。256
- 出会いの機会の提供や、これから結婚する方への新生活の支援等を通じて、結婚を望む方の希望実現を進めます。257
- 「パパ・ママ応援ショップ（子育て家庭への優待制度）」等の子育て世帯を応援する取組により、社会全体で子育て家庭を支える気運を高めます。258
- 20年、30年先の将来においても地域の活力を維持し、こども・若者や子育て世帯を含

めた誰もが安心・快適に暮らせる持続可能なまちづくりを進める「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進し、社会全体でこどもや子育て当事者を支える気運を醸成します。259

(2) こども政策DXの推進

- こども等の意見を施策に反映するため、WEB システムを活用してこどもや子育て当事者等からの意見を聴取する仕組みを構築します。260
- 子育て関連事業者における働き方改革や利用者の利便性向上のため、保育所等での ICT 導入及び活用促進を行います。261
- 子育て世帯の利便性向上のため、子育てに係る行政サービスのオンライン化を市町村に働きかけます。262
- 結婚を希望する男女に、デジタル技術を活用した結婚支援を行います。263
- メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。(再掲) 264

(3) こどもにとって安全・安心なまちづくりの推進

- 市町村のコンパクト、スマート、レジリエントの3つの要素を兼ね備えたまちづくりを県が支援する「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」を推進し、こども・若者や子育て世帯を含めた誰もが安心・快適に暮らせる持続可能なまちの実現を目指します。265
- こどもが被害者となる犯罪、特にこどもの通学路となる道路や遊び場である公園などの公共空間で発生する犯罪からこどもを守るため、「犯罪の防止に配慮した道路等の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯のまちづくりに向けた環境整備と市町村や設備管理者への助言に取り組みます。266
- こどもが通う施設について、敷地内の安全点検など安全管理を進めるとともに、長期保全に資する改修工事やバリアフリー化などを推進し、安全で快適な環境を整備します。267
- 通学途中のこどもが犠牲になる交通事故が全国的に多発しており、次代を担うこどもを

交通事故から守るため、通学路の歩道整備を推進します。268

- 駅、官公庁施設、病院等を相互に連絡する道路について、通行空間の確保やバリアフリーに配慮した交通安全施設の整備を行い、移動等の円滑化を推進します。また、生活道路における通過車両の進入や速度の抑制、幹線道路における交通の流れの円滑化などを推進します。269
- 小・中学校等の通学路や未就学児が園外活動等で使用する道路等について、点検等の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備を行い、こどもの安全な通行空間を確保します。270

（４）子育てしやすい住環境の整備

- 県営住宅について、子育て世帯向けの専用募集枠を設定するなどにより子育て家庭の居住の安定確保に努めます。271
- 既存県営住宅の建て替えの際にバリアフリー化等を図ることにより、居住水準を向上させ子育てしやすい住環境の整備を推進します。272
- 同居・近居などにより子育て世帯の住み替えを促進します。273
- 県営住宅の建替えにより生み出した土地を活用し、民間事業者が整備・運営する子育て支援施設などを誘致します。274
- 市町村や民間企業などと協働して、官公庁施設や民間企業施設などのおむつ替えや授乳のできるスペースを「赤ちゃんの駅」として登録し、乳幼児がいる子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めます。275
- 妊産婦やこどもが円滑に利用できる建築物や駅等の整備を促進するとともに、福祉のまちづくりに関する施策を推進します。276
- こどもや家族連れの方が集い、遊べる場を提供できるように、県営公園の整備拡充を図ります。277

8 結婚・出産の希望実現

（１）結婚を望む人への支援

- 「結婚・妊娠・出産・子育て応援公式サイト」から、結婚を希望する方へ出会いの機会

や結婚等に関するセミナー、イベント等の情報を発信します。278

- 官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA 出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する方の出会いから結婚までの支援を行います。279
- 結婚に伴う新生活のスタートを経済的に支援するために、市町村による「結婚新生活支援事業費補助金」を活用した所得の低い世帯に対する助成（新居の家賃・引っ越し費用等）の実施を促進します。280
- 結婚を希望する男女を後押しして、様々な出会いの場やきっかけづくりの機会を創出します。281

（２）不妊・不育症に悩む人への支援

- 不妊、不育症に悩む方の精神的負担の軽減を図るため、専門職による相談を実施します。282
- 不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。283
- 不妊治療の相談窓口である保健所において、ポスターの掲示やリーフレットの配架等を行い、里親制度等についての情報提供を行います。284

（３）プレコンセプションケアの推進

- 思春期にある子どもや母子保健関係者に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の普及・啓発を行います。285
- 思春期の子どもを対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、子どもたちが妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。286

9 「子育て」と「子育て」の支援

（１）家庭の子育て力の充実

ア 家庭の子育て支援

- 市町村、保育所、幼稚園、認定こども園等と連携して、県が作成した「親の学習」プログラムを活用し、子育て中の親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。287
- 保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点などにおいて、家庭や地域と連携し、子育てに関する相談や保護者の保育参加の実施の場の提供などにより、保護者の不安や孤立感の解消を図るなど子育ての支援を行う市町村等を支援します。288
- 家庭教育支援に興味のある方々を対象に、「親の学習」など家庭教育に関するアドバイザーの養成研修を実施します。また、研修を修了したアドバイザーは、県内各地からの要望に合わせて、講座、親子体操などの家庭教育に関する学習を支援します。289
- 地域や学校の実態に合ったPTA活動や、保護者と学校が一体となった取組を支援します。290
- ネットアドバイザーを講師として、保護者やこどもたちにインターネットトラブル事例を踏まえた予防策や家庭内ルールの取り決めに啓発し、保護者の見守る力とこどもたちのインターネットリテラシーの向上を図ります。（再掲）291

イ 家庭における食育の推進

- 食べ物をおいしくいただくことを通して、食は「いのち」をいただくこと、いろいろな人たちのおかげで食べられること、食べられる環境に生まれ育ったことなどへの感謝の気持ちを育む取組を進めます。292
- こどもに望ましい食習慣を身に付けさせるため、学校や保育所等と家庭とが連携し、食育を推進する取組を支援します。293

（２）「孤育て」にしない地域の子育て力の充実

ア 子育て家庭を支える社会的気運の醸成・地域の子育て支援ネットワークの活性化

- 企業等と連携し、「パパ・ママ応援ショップ」、「赤ちゃんの駅」などの一層の拡大を図るなど、社会全体で子育て家庭を支える気運の醸成を図ります。294
- 広く子育て支援に関するNPO関連の情報発信をするとともに、子育てに関する課題を解決しようとしているNPOに対し、必要に応じて他のNPOや専門家、活動資金等をつなぐ取組を進めます。295

- 地域の子育て支援など地域活動やボランティアに関心のある高齢者が活動に参加できるきっかけづくりなどの支援を行います。296
- ボランティア活動など地域福祉活動の支援やボランティア参加の促進を図ることにより、地域住民が支え合う社会の構築を推進します。297

イ 地域の子育て支援事業・アウトリーチ ＊ 支援の充実

＊ 「アウトリーチ支援」…支援の対象となる人のところに支援者が出向く、訪問型の子育て支援。
 (様々な事情により地域から孤立しがちで、自ら積極的に支援を求めることが困難な状況にある家庭への支援については、地域子育て支援拠点などの「通所型」支援では対応ができないため、「アウトリーチ型」の支援が求められている。)

- 子育て家庭が地域で孤立しないよう、子育て中の親子が集い、相互交流できる地域子育て支援拠点を整備する市町村を支援するとともに、質の充実を図ります。(再掲) 298
- 地域で子育て支援を行いたい方と支援を受けたい方とをコーディネートし、地域での子育ての支え合い機能を調整するファミリー・サポート・センター事業を実施する市町村を支援します。299
- 子育て家庭に寄り添って保護者を支えられる人材や、こどもの健やかな成長を支える環境づくりができる人材を育成するため、保育所、認定こども園、地域子育て支援拠点や児童館の職員、ファミリー・サポート・センター事業に関わるコーディネーターなどを対象とした研修を実施します。300
- 妊娠・出産・育児に関する様々な相談にワンストップで応じ、母子保健機能と児童福祉機能との相互連携により、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行うこども家庭センターの設置・運営を支援します。(再掲) 301
- 子育て家庭が抱える複雑で様々な悩みにきめ細かく対応できる体制を整備します。こども家庭センターをはじめ母子保健施策と子育て支援施策が連携して、支援を必要とする子育て家庭のニーズを把握し、支援の実施を目指します。302
- 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。(再掲) 303
- 学校の教育活動の活性化と家庭・地域の教育力の向上を図るため、地域住民・保護者が

ボランティアとして学校の教育活動を支援する「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となってこどもの健全育成を図ります。304

- 教育に対する県民の理解と関心を一層深めるとともに、学校・家庭・地域社会が一体となって教育に関する取組を推進します。305
- 孤立しがちな子育て家庭を地域の支援に繋ぎ支えるなど、地域で子育て支援の橋渡しを行うNPOの活動を支援します。306
- 市町村が児童福祉施設・里親等と連携して実施する短期入所生活援助（ショートステイ）事業及び夜間養護等（トワイライトステイ）事業の拡充を図り、家庭養育が適切に行われるよう支援します。（再掲）307
- 市町村による乳児家庭の孤立防止や養育上の諸問題への支援を図るための「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」及び「養育支援訪問事業」の実施に関し、家庭への支援が適切に実施されるよう、情報の提供その他の必要な支援を行います。（再掲）308
- 子育て中の親に寄り添うための訪問支援活動を行う市町村を支援し、孤立感やストレスを感じている子育て家庭を支援します。309

ウ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実

- 放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」に定める基準を踏まえた新設・改修整備等により、市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。310
- 放課後児童クラブを利用することで子どもが安心・安全に過ごせるよう、「埼玉県放課後児童クラブガイドライン」を通じた助言を行うなど、実施主体である市町村と連携して設備・運営基準の維持・改善を含めた放課後児童クラブの環境整備を進めます。311
- 放課後児童クラブの利用を希望する障害児の受入を進めるとともに、円滑な受入を行うため、放課後児童支援員を対象とした専門的知識の習得を図るための研修を行うとともに、対応する放課後児童支援員等の確保に努める市町村を支援します。（再掲）312
- 放課後児童支援員等について、国の制度・施策を活用した処遇改善及び就職フェアの開催、保育士養成校へのアプローチ等を進めるなど適切な人材の確保のための取組を進めます。313

- 放課後児童支援員等に対し、こどもの発達に関する知識、配慮を必要とするこどもへの対応、保護者・関係機関との連携や組織のマネジメントなどキャリアに応じて必要となる能力を身に付けるための研修を実施し、人材育成を支援します。314
- 新たに放課後児童クラブを設置するため、新設や学校の余裕教室等を活用した改修整備を行う市町村や、放課後児童クラブでの児童の健全な育成を図る活動に取り組む市町村を支援します。315
- 市町村において、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携して実施できるよう、それぞれの職員等を対象とした合同研修を開催するなど、福祉部局と教育委員会が連携して市町村を支援します。316
- 放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、こどもたちに学習や様々な体験・交流活動の機会（放課後子供教室等）を提供し、地域全体でこどもたちの成長を支える多様な活動を推進する市町村を支援します。317

（３）質の高い幼児教育・保育の充実

ア 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

- 市町村の保育ニーズを踏まえた保育施設整備を支援し、保育所等の待機児童対策を推進します。318
- 幼稚園、保育所及び地域子育て支援の機能を兼ね備え、幼児教育と保育の一体的な提供を図る「認定こども園」の整備を支援し、待機児童対策を推進します。319
- 乳幼児に対する保育が適切かつ継続的に提供されるよう小規模保育事業等の連携施設の確保を促進します。320
- 就業形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。321
- 病気になったこどもをやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児保育施設の整備を促進します。322
- 保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、こどもを一時的に預かる事業の拡充に努めます。323
- 全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、親の就労

状況にかかわらない支援の充実を図るため、保育所等において、令和8年度から開始される「こども誰でも通園制度」（予定）の実施を推進します。324

- 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。325
- 障害のある乳幼児の健全な発達を促進するため、そのこどもの障害特性を理解し、こどもに寄り添った幼児教育・保育の機会の充実を図ります。（再掲）326
- 幼稚園における預かり保育の充実が図られるよう、幼稚園を支援します。327

イ 保育人材の確保

- 保育の専門性を高める研修等の実施により保育士の資質の向上を図ります。328
- 保育所等に勤務する職員の働きやすい職場環境づくりを進める市町村や保育所等の取組を支援し、保育士の処遇改善や職場定着を推進します。329
- 保育士・保育園支援センターや県内ハローワーク、保育士養成施設と連携し、新たに保育士となる人材の県内保育所等への就職を支援するとともに、潜在保育士の再就職支援に取り組みます。330

ウ 保育環境の向上

- 幼稚園・保育所・認定こども園と小学校の教職員の合同研修会を実施するなど、幼児期の教育から小学校への接続を円滑にし、小学校入学時の生活の充実を図ります。また、幼児教育の修了時までには領域ごとに育ってほしい資質能力を示した「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や子育ての目安「3つのめばえ」の活用を促進し、幼児期の教育の一層の充実を図ります。331
- 幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の内容を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園において、家庭や地域と連携・協力しつつ、「生きる力」の基礎を育む幼児教育を推進します。332
- 保育所等における事故防止を図るとともに、感染症への対応についての取組を支援します。また、アレルギー等に対応した特別給食を提供する取組を支援し、健康・安全な保育環境の確保に努めます。333

- 国が定める児童福祉施設設備運営基準を超えて保育士を配置できるように支援します。334
- 市町村と連携し、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設の質の確保、向上が図られるよう支援します。335
- 保育所の第三者評価の取組を支援し、保育サービスの向上に努めます。336

（４）学校教育の充実

ア 確かな学力の育成

- 児童生徒に対するきめ細かな指導を実現するため、少人数指導や習熟度別指導、補充的指導など「個に応じた指導」を進めます。337
- こどもたちの学習意欲を高め、確かな学力を身に付けさせるため、教員研修などを充実させ、基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力・判断力・表現力等の育成、学びに向かう力・人間性の向上を図る指導方法等の工夫・改善に取り組めます。338
- 児童生徒同士が相互に意見を述べることで課題を多面的に捉え、より質の高い思考力・判断力・表現力等を身に付ける「協調学習」に取り組むなど、授業改善を推進します。339
- 児童生徒のコミュニケーション能力や問題発見・解決能力、情報活用能力など、将来の予測が困難な時代を生きていくための基礎となる資質・能力を育成するため、大学や研究機関、企業と連携した取組を進めます。340
- 小・中学校段階の学習内容を確実に身に付けることができるよう、児童生徒や学校の実態を把握し、指導方法の工夫改善を図り、児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育を実践します。また、学校生活になじめない児童生徒に対しても、小・中学校段階の教育の機会の確保を推進します。341
- 専門高校等において企業や関係機関等と連携し、職業教育の充実を図り、専門的知識、技術及び技能の向上を図るなど、特色・魅力ある教育活動を推進します。342
- 地域の課題や特性に応じて設定したSDGsのテーマに基づき、地域の企業、団体等と連携した教科等横断的な視点による教育課程の編成・実施を推進します。343

イ 特別支援教育の推進

- 特別支援教育推進専門員、臨床心理士など専門家による巡回支援や、特別支援学校のセンター的機能の活用を進めるとともに特別な教育的支援を必要とする児童生徒や幼児への切れ目のない支援体制を整えます。344
- 各市町村との連携の下、学校において障害のあるこどもと障害のないこどもが共に学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習の充実を図ります。345

ウ 豊かな心を育む教育の推進

- こどもの夢と豊かな心を育むため、道德の授業などにおいて、専門的な知識を有する外部講師を招いて講演会などを実施します。346
- 全ての児童生徒が、在学中に自然体験、職場体験、勤労・生産体験、社会奉仕体験や世代間交流を行うなど、家庭・地域・企業・NPOなどと連携して、発達の段階に応じた様々な体験活動を進めます。347
- 学校単位に農園を設置し、児童生徒が複数の農業体験活動を通して、命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした「学校ファーム」を支援します。348
- 学校と美術館等や文化芸術団体との連携を図り、文化芸術教育や体験活動を行う機会の充実を図るとともに、児童生徒が学んだ成果を社会に発信することを進めます。349
- 家庭の生活習慣等に関する質問調査の結果を、小学校4年生から中学校3年生まで毎年度継続して本人・保護者・学校が共有・活用するなどの取組により、児童生徒一人ひとりの規律ある態度の育成を図ります。350
- 本県独自の道德教材「彩の国の道德」を活用します。特に、小・中学校においては「特別の教科 道德」を要として、発達段階に応じた道德教育の取組を推進するとともに、家庭用「彩の国の道德」を活用し、家庭・地域・学校が連携した道德教育を推進します。351
- 学習活動、安全確保、環境整備等のボランティアとして保護者や地域住民の参加を積極的に進めるとともに、学校以外の人的・物的資源を活用した実社会からの学びの充実を図るなど、「学校応援団」の活動の活性化を推進し、学校・家庭・地域が一体となったこどもの育成を支援します。352

エ いじめ・不登校・中途退学の防止及び対応、人権を尊重した取組の推進

- いじめや不登校などについて、「彩の国 よりそうみんなの電話・メール教育相談」で相談を実施します。(再掲) 353
- こどもたちの悩み相談を電話やチャットで受け止める「さいたまチャイルドライン」の実施主体であるNPO等の団体の活動を支援します。354
- 児童生徒の心理又は福祉に関する専門的な知識・経験を有する人材を活用するとともに、市町村が行う教育相談体制の整備を支援するなど、教育相談活動を推進します。(再掲) 355
- いじめや虐待、体罰などのこどもの権利侵害に対応するため、相談窓口を設置し、こどもの気持ちを最優先に考えて相談を実施します。356
- ネットいじめ問題を解消するため、関係機関と連携し、教職員への研修を実施するとともに、保護者や児童生徒への啓発を行います。357
- 「いじめ撲滅強調月間」(11月)を中心とした「いじめ撲滅キャンペーン」を通じて、いじめ問題の解決に社会全体で取り組む気運の醸成を図ります。358
- 児童生徒の豊かな人権感覚を育むため、参加体験型学習を取り入れた「人権感覚育成プログラム」の活用を推進します。359
- こどもの権利侵害の問題を解決するため、子どもの権利擁護委員会においてこどもから意見聴取を行い、調査や是正の働き掛けを行うなど、こどもの権利擁護に取り組みます。(再掲) 360
- 教職員に対する研修や教育相談体制の充実を図り、いじめの未然防止、早期発見・早期対応につながる取組を推進します。
また、埼玉県いじめ問題対策会議等を通じて、関係機関が一体となって、いじめ問題の根絶に取り組めます。361
- 全ての県民がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現に向けた人権啓発に取り組めます。362

オ 学校・地域と連携した非行・問題行動の防止及び対応

- 学校、警察等による非行防止のためのネットワークづくりや中学校等からの要請に基づくスクール・サポーターの派遣等に地域の関係機関・団体が連携して取り組みます。363
- いじめ・非行・問題行動等を防止し、有害環境から子どもを守るため、家庭・地域と協力した取組を推進するとともに、関係機関と連携した体制の充実を図ります。364
- 非行防止教室や薬物乱用防止教室を充実させるとともに、保護者の参加も促し、非行・問題行動の未然防止に取り組みます。365
- 少年・保護者の相談を受け、専門知識を有する職員や少年非行の取扱い経験の豊富な職員による指導・助言を実施します。366
- 関係行政機関や民間団体等と連携してキャンペーンを行うなど、非行防止の啓発に取り組みます。367
- 非行等の問題を抱える青少年を対象に、関係行政機関や民間団体等と連携し、相談や社会体験等を行い、立ち直りを支援します。368

カ 学校における食育の推進

- こどもたちに望ましい食習慣が身に付くようにするとともに、自ら「食」を選択する力を育むため、学校・家庭・地域が連携し、食育の推進に取り組みます。369
- 学校給食における地場産物の活用を推進し、食に対する理解と関心を高める取組を進めます。370

キ 日常生活能力の習得

- こどもたちに身に付けさせたい生活習慣や学習規律を確実に身に付けさせる取組を推進するとともに、健康の保持促進を図るため、家庭、学校、保育所、地域等が連携した食育の取組を推進します。371
- 規範意識や思いやりの心、コミュニケーション能力を育てるため、本県独自の教材を活用した道徳教育、非行防止教育、インターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を推進します。372
- 性別による固定的な役割分担の見直しにつながる意識啓発や、性の多様性に関する啓発等を行い、性別に関わらず活躍できる環境の整備を推進します。

また、学校における教職員の意識啓発や児童生徒の理解促進に取り組むなど、男女共同参画の視点に立った教育や性の多様性を尊重した教育を推進します。373

ク 健康教育の推進と健康の確保・増進等

- 児童生徒が生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指し、また、複雑化・多様化する児童生徒の現代的な健康課題に対応するため、がんや薬物乱用防止、心の健康に関する指導など学習指導要領に基づく、保健教育や健康相談、保健指導、健康診断等の保健管理、保健組織活動等の学校保健の充実を図ります。374
- 児童生徒が薬物乱用に関する知識等を身に付けられるように薬物乱用防止教育の充実に取り組みます。また、薬物乱用を防止するため関係機関と連携し、麻薬などの取扱施設に対する指導・取締等や啓発、薬物相談を実施します。375
- 小・中・高等学校等において、こどもの発達の段階に応じ、学習指導要領に基づく性に関する指導が着実に実施されるよう、学習指導要領の趣旨の周知徹底を図ります。376
- 教員の負担軽減に配慮した部活動に係る指導の充実や地域のスポーツ大会への参加を通して、生徒の体力向上や豊かな心を育成するとともに、スポーツの楽しさや喜びを実感できる取組を推進します。377
- 体力・運動能力に関するデータ等や実践研究の活用、指導方法の工夫・改善及び教職員研修等の充実により、児童生徒一人一人の総合的な体力の向上と運動好きな児童生徒の育成を図る取組を推進します。378
- 県民総合スポーツ大会の開催を始め、スポーツイベント等の開催を支援することや県民のスポーツに親しむ機会を充実することにより、本県のスポーツ・レクリエーションの振興を図ります。379
- 地域スポーツアドバイザーを活用するなどの取組により、地域の実情に応じた、年代や志向が変わってもスポーツが継続できる環境を整えます。380

ケ 思春期の健康の確保

- 予期せぬ妊娠等により、身体的、精神的な悩みを抱えた若年妊婦等が身近な地域で必要な支援を受けられるよう、相談体制の充実などの取組を推進します。381

- 思春期にある子どもや母子保健関係者に対し、母子保健に関する正しい知識（妊娠・出産、避妊や不妊、人工妊娠中絶、性感染症など）の普及・啓発を行います。（再掲）382
- 安心で安全で健やかな妊娠・出産、産後を支援するため、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援体制の充実に取り組みます。（再掲）383
- 自殺未遂や自殺企図、摂食障害などに対する精神保健相談、精神障害者及びその家族に対する訪問相談を通し、受診援助等の保健指導に取り組みます。
また、自傷行為等をはじめとした若年層のメンタルヘルスに関する関係機関職員向けの研修や普及・啓発に取り組みます。384

（５）自立的な子育ての支援

- 自然ふれあい施設で行う自然観察会や里山体験教室などを通して、子どもが自然に親しみ、豊かな感性を養う機会を提供します。385
- 川に学び、元気に遊ぶ子ども（愛称「川ガキ」）を養成し、川の恵みや生き物を大切に
する心を育む取組を進めます。386
- 見沼田圃公有地を活用した農業体験（米、野菜づくり）や自然観察等を通じて、参加する
子どもや家族の交流の場を提供します。387
- 環境活動に取り組む「子どもエコクラブ」の活動を支援します。388
- 環境科学国際センターの施設を活用した講座や観察会、実験教室の実施による環境学習
の機会を提供します。389
- 環境学習の専門人材の育成・活用などを通して環境学習を支援します。390
- 県内の森林や身近な緑を県民共有の財産として社会全体で支え、持続的な保全活用を進
めるため、ボランティア団体等のみどりの担い手による県民参加・地域主体のみどりの
保全と創出を促進する取組を支援します。391
- 自然ふれあい施設やげんきプラザ等において、体験講座や自然体験活動、集団宿泊活動
の機会を提供します。農業体験活動を通じ、複合的な効果の発揮を目指す学校ファーム
の充実を図ります。392
- 豊かな人間性や社会性、自己肯定感、チャレンジ精神等を涵養し、「生きる力」を育む

とともに夢や目標の実現を支援するため、自然体験や社会体験、スポーツ活動など、様々な体験活動等を促進します。393

- こども・若者の健全育成に役立つ図書の推奨や、家庭・地域・学校におけるこどもの読書活動を支援し、読書活動を推進します。394
- メタバース空間に、小学生から義務教育修了後の大学生程度までのこども・若者が安心して気軽に参加でき、体験・交流・相談等の機能を備えた居場所であるバーチャルユースセンターを、こども・若者の意見を反映しながら運営します。また、市町村のユースセンター設置を後押しします。(再掲) 395

(6) 子育てに係る経済的負担の軽減

- 市町村と連携し、幼児教育・保育の無償化を着実に実施し子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、良質な幼児教育・保育環境の整備を進めます。(再掲) 396
- 低所得世帯の保育所・幼稚園・認定こども園の利用者負担の軽減を図り、低所得世帯の子育てを支援します。397
- 多子世帯の保育所・認定こども園・地域型保育事業の利用者負担の軽減を図り、多子世帯の子育てを支援します。398
- 経済的理由により修学が困難な生徒に対し、授業料等の負担を軽減することで、修学機会の確保を図ります。(再掲) 399
- 高等学校・大学等における修学に関する奨学金を貸与し、経済的理由により修学が困難な生徒・学生に対し支援します。(再掲) 400

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

(1) 若者の職業的自立、就労等支援

ア 職業能力・意欲の習得、就労支援の充実

- こども・若者が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に必要な基盤となる能力や態度を身に付けられるよう、キャリア教育を充実させます。
また、就業意欲を高め、チャレンジ精神を持った人材育成につながる意識啓発に取り組みます。401

- 職業に必要な知識・技能の習得により若者の就職を支援するため、職業訓練の充実を図ります。402
- 技能者の表彰や発表の場の創出により技能習得意欲の向上を図ります。また、次世代のものづくり技能者の育成を図ります。403
- 高校生・大学生等に対し、アントレプレナーシップ教育を推進することにより、イノベーション人材の育成を図ります。404

イ ライフデザイン構築の支援

- 大学生や若年無業者（ニート）などの就職を希望する若者への就職相談、セミナー、企業面接会などを開催し、若者の就業を支援します。405
- 将来働くことについての意欲や関心が持てるように、学校、地域、企業などが一体となって、中高生対象の実際の職場での体験活動や小学生対象の職場見学を推進する取組を進めます。406
- 小学校段階からの組織的・系統的なキャリア教育、高校生のインターンシップ（就業体験）や労働に関する基本的知識（労働法令など）の理解などを通して、望ましい勤労観や職業観を育む取組を進めます。407
- 県内の大学や企業等と連携し、リアルな職業体験を提供することで、将来の夢の発見、実現を支援します。特に、家庭環境等により体験活動の機会に恵まれないこどもたちの参加を促すため、児童養護施設やジュニア・アスポート教室等と連携して、体験の機会を提供します。408
- 中学生・高校生を対象とした「親になるための学習」を行い、子育てなどへの理解を図るとともに、「命」の大切さを実感できるような取組を進めます。また、妊娠・出産・不妊や人工妊娠中絶、避妊に関する正しい知識の普及啓発や性感染症の予防・啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導を進めます。409
- 保育所、幼稚園及び認定こども園などにおいて、高校生が保育体験などを行うことにより、子育ての意義に対する認識を深める取組を進めます。410
- 思春期のこどもを対象とした講座や思春期保健関係者を対象とした研修を通して、こどもたちが妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、将来のライフプランを考える機会となるよう知識の普及啓発を行います。（再掲）411

- 「親の学習」の指導者を養成し、中学生・高校生が親になった場合を想定した「親になるための学習」及び親を対象とした「親が親として育ち、力をつけるための学習」を推進します。412

(2) 若年者の経済的自立の支援

- 求職者を対象に、就職に資する公共職業訓練を民間教育訓練機関等を活用して実施します。413
- 埼玉しごとセンターにおいて、ハローワーク等の関係機関と連携を図りながら、情報提供、就職相談、職業紹介などにより、若年者の就職活動をワンストップで支援します。414
- 高等技術専門校で知識や技能を習得する職業訓練を実施するとともに、企業実習や就業体験の場を設けることにより、若年者の職業意識を醸成し、就職を支援します。415
- 若者自立支援センター埼玉において、若年無業者（ニート）などの職業的自立に悩みを抱える若者とその家族を対象に就業支援を行います。（再掲）416

(3) グローバル社会で活躍する人材の育成

- グローバル化する社会の中で、我が国と郷土埼玉の伝統・文化を尊重する教育を推進するとともに、発信力や交渉力の育成や異文化に対しても理解を深める取組を推進します。また、次世代を担う文化芸術の人材育成を推進します。417
- 姉妹友好州省との友好関係に基づき留学生を派遣するほか、オンラインとオフラインでのハイブリッド型国際交流や高校生の留学支援を実施し、グローバル社会で活躍する人材の育成に取り組みます。418
- 世界をリードする科学技術を生み出す人材の育成や、理科への関心を高める取組の実施など、将来の技術革新や社会に新たな価値を創り出す人材の育成を進めます。419
- 世界で活躍できる人材を育成するため、幅広い教養や異文化・多様性に対する理解、課題解決能力などの国際的素養をはぐくむ教育を推進します。420
- 各教科等の学びを基盤としつつ、様々な情報を活用しながらそれを統合し、課題の発見・解決や社会的な価値の創造に結び付けていく資質・能力の育成のために、教科等横断的な学習や探究活動の充実を図ります。421

11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

(1) 分野横断的な支援人材の育成

- 複合的な困難や課題を有するこども・若者支援に必要となる人材の育成と連携を図るため、教育、保健医療、福祉、雇用などの関係機関による埼玉県若者支援協議会を開催します。また、市町村における子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）の設置を推進します。422
- 社会生活を円滑に営む上で困難を有するこども・若者に対して、分野横断的な支援人材を育成し関係機関が連携して効果的な支援を実施できるよう、支援者のスキルアップ研修会の開催や市町村・支援団体等のネットワーク形成を図ります。研修会の開催に当たっては、オンライン開催を積極的に取り入れます。423
- 困難を有するこども・若者を総合的に支援するために、ホームページ等で、個別の相談機関の情報を提供し、支援機関相互の連携促進を図ります。424
- 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（再掲）425

(2) 多様な担い手による持続的な活動の推進

- 青少年育成埼玉県民会議や地域ボランティアの取り組みを始めとした、こども・若者を取り巻く多様な担い手（家庭、学校、地域、NPO、企業、大学等、地域の身近な大人や当事者であるこども・若者自身など）による活動が持続的に可能となるよう支援します。426
- 特定非営利活動促進基金（NPO基金）を活用し、NPO法人がSDGsの視点を持って取り組む地域課題解決の取組を支援します。427
- 市町村において、こどもや高齢者、障害者、生活困窮者などの各分野を超えた包括的な対応が必要なケースや各制度の狭間に陥りがちなケースなどに適切に対応できるよう、市町村における包括的な支援体制の構築を支援します。（再掲）428

12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

(1) 企業による働き方改革の推進、社会全体の気運醸成

- 企業に働き方改革を促すとともに、働き方に対する企業の経営者等の意識改革を促すほか、各企業等の課題に応じた支援を行います。429
- 短時間勤務やフレックスタイム、テレワーク、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、働くことを希望する誰もが生き生きと働ける職場環境づくりを推進します。430
- 企業による働き方改革を促進することで、ワークライフバランスや仕事と子育て等の両立を支援します。431
- 子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を支援するとともに、企業における両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを促進します。432
- 企業等が設置する保育施設の利用促進について支援します。433
- 埼玉県女性キャリアセンターにおいて、働くことを希望しながら子育てとの両立や職業上のブランクに課題を抱えている女性を後押しするため、個別相談やセミナーの実施のほか、職業紹介などを行い、女性の就業を総合的に支援します。(再掲) 434
- 企業等を対象にハラスメントの防止に関するセミナーを行うほか、埼玉県労働相談センターにおいて解雇や雇止めなどの不利益な取扱いが行われる職場のハラスメントに関する相談に応じます。435

(2) 共働き・共育ての推進、男性の家事・育児の促進

- 男女相互の理解と協力、職業生活や社会参画において男女が対等な構成員であること、男女が協力して、家族の一員としての役割を果たし家庭を築くことの重要性などについて、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科など関係の深い教科等を中心に指導を行います。436
- 子育て当事者や専門家の意見を踏まえた、共育てのヒント集である「共育てハンドブック」を活用し、男性の家事・育児参画を推進します。437
- 県内企業におけるテレワークや短時間勤務など多様な働き方を促進することで、従業員が働きやすい職場環境づくりを進めます。438

- 男性の育休取得を促進するとともに、男性も共に子育てする機運を醸成します。439
- 子育て等と仕事との両立に悩む勤労者を支援するとともに、企業における両立のための雇用環境の整備や支援制度の導入などを促進します。(再掲) 440

指標

1 こどもの権利擁護、意見の反映

No.	指標名	現状値	目標値
1	「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合	調査中	検討中

2 居場所づくり、社会的活動の支援

No.	指標名	現状値	目標値
2	こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数	調査中	63市町村 (令和11年度末)
3	こどもの居場所数	628か所 (令和4年度末)	800か所以上 (令和11年度末)
4	主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合	55.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)

3 親と子の健康・医療の充実

No.	指標名	現状値	目標値
5	乳幼児健康診査未受診者の状況把握率	1歳6か月児健康診査 90.7% 3歳児健康診査 93.3% (令和4年度)	1歳6か月児健康診査 100% 3歳児健康診査 100% (令和11年度)
6	母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合	18.7% (令和4年度)	15.0% (令和11年度)
7	小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合	3.5% (令和4年)	2.0% (令和11年)

4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

No.	指標名	現状値	目標値
8	生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率	99.0% (令和5年度)	99.0% (令和11年度)
9	希望する進路に進めた児童養護施設退所児童の割合	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)
10	子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数	25市町 (令和5年度)	63市町村 (令和9年度)
11	こどもの居場所数【再掲】	628か所 (令和4年度末)	800か所以上 (令和11年度末)
12	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	85.4% (令和5年度)	92.3% (令和11年度)

5 児童虐待防止・社会的養育の充実

No.	指標名	現状値	目標値
13	里親等委託率	24.3% (令和5年度)	42.0% (令和11年度)
14	希望する進路に進めた児童養護施設退所児童の割合【再掲】	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)

6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

No.	指標名	現状値	目標値
15	自主防犯活動が実施されている地域の割合	86% (令和5年度末)	90% (令和11年度末)
16	青少年の再非行（犯罪）防止活動に取り組む市町村の数	20市町村 (令和5年度)	63市町村 (令和9年度)
17	児童生徒を対象とした防犯教育（防犯教室等）の実施率（公立小・中・義・高・特別支援学校）	100% (令和6年度)	100% (令和11年度)

7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進

No.	指標名	現状値	目標値
18	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	調査中	検討中
19	自主防犯活動が実施されている地域の割合【再掲】	86% (令和5年度末)	90% (令和11年度末)

8 結婚・出産の希望実現

No.	指標名	現状値	目標値
20	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	調査中	検討中
21	SAITAMA出会いサポートセンターの成婚退会組数	458組 (令和5年度末)	1,180組 (令和11年度末)
22	不妊検査助成件数	2,363件 (令和5年度)	2,404件 (令和11年度)
23	プレコンセプションケアの取組を実施している市町村数	24市町 (令和5年度)	63市町村 (令和11年度)

9 「子育て」と「子育て」の支援

No.	指標名	現状値	目標値
24	保育所等受入枠	調査中	検討中
25	延長保育事業	調査中	検討中
26	一時預かり事業	調査中	検討中
27	病児保育事業	調査中	検討中
28	放課後児童クラブ受入枠	調査中	検討中
29	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	小学校：85.0% 中学校：86.1% (令和5年度)	小学校：100% 中学校：100% (令和11年度)
30	「地域でこどもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)

10 未来を切り拓くこども・若者の応援

No.	指標名	現状値	目標値
31	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	6.3% (令和4年度末)	3.9% (令和11年度末)
32	職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合	27.5% (令和4年度)	85.0%以上 (令和11年度)

1 1 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援

No.	指標名	現状値	目標値
33	子ども・若者支援地域協議会（これに相当する体制を含む。）を設置している市町村の数【再掲】	25市町 (令和5年度)	63市町村 (令和9年度)
34	「地域でこどもを育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合【再掲】	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)

1 2 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

No.	指標名	現状値	目標値
35	男性の育児休業取得率 ※現状値は埼玉県就労実態調査の数値であり、目標値は現状値をもとに算出しているが、サンプル数が少ないことから、幅を持って捉える必要がある。	28.7% (令和5年度)	76.9% (令和11年度)

別表1 子ども・子育て支援事業支援計画における「量の見込み」と「提供体制等」

1. 区域設定

「1号認定」は「県全体を1区域」、「2号認定」、「3号認定」、「地域子ども・子育て支援事業」は「1市町村を1区域」とする。
 (1号認定…3歳以上(教育)、2号認定…3歳以上(保育)、3号…3歳未満(保育))

※「保育所」、「幼稚園」、「認定こども園」、小規模保育等(地域型保育事業)の教育・保育を利用することについては、以下の3つの認定区分が設けられている。
 設定区分
 利用施設(事業)

1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの	幼稚園・認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所・認定こども園
3号認定	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働等の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所・認定こども園・小規模保育等

2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」

(1)県全体

	令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度							
	2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号		2号		3号					
	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳	1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み																								
提供体制																								
特定教育・保育施設 1)																								
特定地域型保育事業 2)																								
認可外(地方単独事業) 3)																								
新制度未移行の幼稚園																								
その他 4)																								
提供体制確保の状況 5)																								

- 1) 新制度幼稚園、保育所、認定こども園
 2) 小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
 3) 地方自治体が一定の基準に基づき運営費支援を行っている認可外保育施設
 4) 幼稚園における種別保育(長時間・通年)、一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業等
 5) 「提供体制」から「量の見込み」を除いた数
 ※「幼児期の学校教育の利用希望の強い」の量の見込みに係る確保方策については、1号認定と2号認定を合わせて適切な提供体制の確保が図られるよう調整している。

(2)県内市町村

	令和7年度						令和8年度						令和9年度						令和10年度						令和11年度			
	2号		3号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	2号		3号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	2号		3号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	2号		3号		1号	幼児期の学校の教育の利用率が強い	2号		3号	
	1号	左記以外	0歳	1歳			2歳	左記以外	0歳	1歳			2歳	左記以外	0歳	1歳			2歳	左記以外	0歳	1歳			2歳	左記以外	0歳	1歳
量の見込み																												
提供体制																												
うち特定教育・保育施設																												
うち特定地域型保育事業																												
うち認可外(地方単独事業)																												
広域利用による提供体制確保																												
提供体制確保の状況																												
量の見込み																												
提供体制																												
うち特定教育・保育施設																												
うち特定地域型保育事業																												
うち認可外(地方単独事業)																												
広域利用による提供体制確保																												
提供体制確保の状況																												
量の見込み																												
提供体制																												
うち特定教育・保育施設																												
うち特定地域型保育事業																												
うち認可外(地方単独事業)																												
広域利用による提供体制確保																												
提供体制確保の状況																												
量の見込み																												
提供体制																												
うち特定教育・保育施設																												
うち特定地域型保育事業																												
うち認可外(地方単独事業)																												
広域利用による提供体制確保																												
提供体制確保の状況																												

市町村計画の内容等を本票に記載するが、現時点では、市町村計画策定中のため未記載

3. 教育・保育施設、地域型保育事業の「従事者数」

「2. 教育・保育施設、地域型保育事業の「量の見込み」と「提供体制」」の数値等から、保育教諭等の従事者数を推計

(単位:人)

職種	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育教諭 1)					
保育士 2)					
幼稚園教諭 3)					
保育従事者 4)					
家庭的保育者 5)					
家庭的保育補助者 6)					
県全体					

市町村計画の内容等を本票に記載するが、現時点では、市町村計画策定中のため未記載

- 1) 幼保連携型認定こども園に勤務する「保育教諭」の人数
- 2) 保育所、幼保連携型以外の認定こども園及び地域型保育事業に従事する「保育士」の人数
- 3) 幼稚園または幼稚園型認定こども園に勤務する「幼稚園教諭」の人数
- 4) 地域型保育事業に従事する「保育従事者(保育資格を有していない)」の人数
- 5) 地域型保育事業に従事する「家庭的保育者」の人数
- 6) 地域型保育事業に従事する「家庭的保育補助者」の人数

4. 地域子ども・子育て支援事業（市町村事業）の「量の見込み」と「提供体制」

（1）県全体

事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
県計	放課後児童クラブ 1)	量の見込み(人)				
		提供体制(人)	市町村計画の内容等を本票に記載するが、現時点では、市町村計画策定中のため未記載			
	地域子育て支援拠点 2)	提供体制(か所)				
	延長保育事業 3)	提供体制(人)				
	一時預かり事業 4)	提供体制(人日)				
	病児保育事業 5)	提供体制(人日)				

- 1) 子ども・子育て支援法（以下、「法」）第59条に定める「放課後児童健全育成事業」の『実人数』を記載
- 2) 法第59条に定める「地域子育て支援拠点事業」及び地方単独事業による地域子育て支援拠点の『実施か所数』を記載
- 3) 法第59条に定める「時間外保育事業」の『実人数』を記載
- 4) 法第59条に定める「一時預かり」事業のうち、「幼稚園在園児以外を対象とした一時預かり」の『のべ人数』を記載
- 5) 法第59条に定める「病児保育事業」の『のべ人数』を記載

(2)県内市町村

	事業等名称		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
〇〇市	放課後児童クラブ	量の見込み(人)					
		提供体制(人)					
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)					
	延長保育事業	提供体制(人)					
	一時預かり事業	提供体制(人日)					
〇〇市	病児保育事業	提供体制(人日)					
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)					
		提供体制(人)					
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)					
	延長保育事業	提供体制(人)					
〇〇市	一時預かり事業	提供体制(人日)					
	病児保育事業	提供体制(人日)					
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)					
		提供体制(人)					
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)					
〇〇市	延長保育事業	提供体制(人)					
	一時預かり事業	提供体制(人日)					
	病児保育事業	提供体制(人日)					
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)					
		提供体制(人)					
〇〇市	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)					
	延長保育事業	提供体制(人)					
	一時預かり事業	提供体制(人日)					
	病児保育事業	提供体制(人日)					
	放課後児童クラブ	量の見込み(人)					
〇〇市		提供体制(人)					
	地域子育て支援拠点	提供体制(か所)					
	延長保育事業	提供体制(人)					
	一時預かり事業	提供体制(人日)					
	病児保育事業	提供体制(人日)					

市町村計画の内容等を本票に記載する
が、現時点では、市町村計画策定中のため未
記載

埼玉県 福祉部 こども政策課

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL 048-830-3320 FAX 048-830-4784

Email a3320-46@pref.saitama.lg.jp

「埼玉県こども・若者計画(仮称)」の指標案 (1/4)

資料2

<指標設定における基本的な考え方>

- ・ 現「子育て応援行動計画」及び「青少年健全育成・支援プラン」の指標のうち、新計画においても施策の達成状況の把握に有用と考えられるものは、引き続き指標として設定。
- ・ 「こども大綱」や他の県計画等の数値目標のうち、「埼玉県こども・若者計画(仮称)」が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向けた指標として重要と考えられるものを指標に設定。そのほか必要な見直しを実施。

項目	No.	指標名	新規／継続	現状値	目標値
1 こどもの権利擁護、意見の反映	1	「学校や社会全体等で、自分の意見を言える機会がある」と感じるこどもの割合	新規 (こども大綱(※1)数値目標)	調査中	検討中
2 居場所づくり、社会的活動の参画支援	2	こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数	新規	調査中	63市町村 (令和11年度末)
	3	こどもの居場所数	継続 (子育て応援行動計画) (青少年健全育成・支援プラン)	628か所 (令和4年度末)	800か所以上 (令和11年度末)
	4	主体的に社会に参画していく力を育成するために外部機関と連携した取組を実施している高等学校の割合	新規 (教育振興基本計画指標)	55.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)
3 親と子の健康・医療の充実	5	乳幼児健康診査未受診者の状況把握率	新規 【「乳幼児健康診査の未受診率」の代替指標】	1歳6か月児健康診査 90.7% 3歳児健康診査 93.3% (令和4年度)	1歳6か月児健康診査 100% 3歳児健康診査 100% (令和11年度)
	6	母体・新生児搬送コーディネーターの母体搬送調整で4回以上の受入照会を行った割合	新規 (地域保健医療計画指標)	18.7% (令和4年度)	15.0% (令和11年度)
	7	小児救急搬送で4回以上の受入照会を行った割合	新規 (地域保健医療計画指標)	3.5% (令和4年)	2.0% (令和11年)
4 「こどもの貧困」対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	8	生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率	新規 【「生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率」の代替指標】	99.0% (令和5年度)	99.0% (令和11年度)
	9	希望する進路に進めた児童養護施設退所児童の割合	新規 【「児童養護施設退所児童の大学等進学率」の代替指標】	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)
	10	子ども・若者支援地域協議会(これに相当する体制を含む。)を設置している市町村の数	継続 (青少年健全育成・支援プラン)	25市町 (令和5年度)	63市町村 (令和9年度)
	11	こどもの居場所数【再掲】	継続 (子育て応援行動計画) (青少年健全育成・支援プラン)	628か所 (令和4年度末)	800か所以上 (令和11年度末)
	12	特別支援学校高等部で一般就労を希望する生徒の就職率	新規 (埼玉県教育振興基本計画指標)	85.4% (令和5年度)	92.3% (令和11年度)

※1 こども大綱では『こども政策に関して自身の意見が聴いてもらえている』と思うこども・若者の割合」

「埼玉県こども・若者計画(仮称)」の指標案 (2/4)

項目	No.	指標名	新規／継続	現状値	目標値
5 児童虐待防止・社会的養育の充実	13	里親等委託率	継続 (子育て応援行動計画)	24.3% (令和5年度)	42.0% (令和11年度)
	14	希望する進路に進めた児童養護施設退所児童の割合【再掲】	新規 【「児童養護施設退所児童の大学等進学率」の代替指標】	92.4% (令和5年度)	100% (令和11年度)
6 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組	15	自主防犯活動が実施されている地域の割合	継続 (子育て応援行動計画)	86% (令和5年度末)	90% (令和11年度末)
	16	青少年の再非行(犯罪)防止活動に取り組む市町村の数	継続 (青少年健全育成・支援プラン)	20市町村 (令和5年度)	63市町村 (令和9年度)
	17	児童生徒を対象とした防犯教育(防犯教室等)の実施率(公立小・中・義・高・特別支援学校)	新規 (防犯のまちづくり推進計画指標)	100% (令和6年度)	100% (令和11年度)
7 こども・若者、子育てにやさしい社会づくりの推進	18	「こどもまんなか社会の実現に向かっている」と思う人の割合	新規 (こども大綱数値目標)	調査中	検討中
	19	自主防犯活動が実施されている地域の割合【再掲】	継続 (子育て応援行動計画)	86% (令和5年度末)	90% (令和11年度末)
8 結婚・出産の希望実現	20	「結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている」と思う人の割合	新規 (こども大綱数値目標) 【合計特殊出生率の代替指標】	調査中	検討中
	21	SAITAMA出会いサポートセンターの成婚退会組数	新規 【「SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数」の代替指標】	458組 (令和5年度末)	1,180組 (令和11年度末)
	22	不妊検査助成件数	継続 (子育て応援行動計画)	2,363件 (令和5年度)	2,404件 (令和11年度)
	23	プレコンセプションケアの取組を実施している市町村数	新規	24市町 (令和5年度)	63市町村 (令和11年度)

「埼玉県こども・若者計画(仮称)」の指標案 (3/4)

項目	No.	指標名	新規／継続	現状値	目標値
9 「子育て」と「子育て」の支援	24	保育所等受入枠	継続 (子育て応援行動計画)	調査中	市町村計画値の合計 (令和11年度)
	25	延長保育事業	継続 (子育て応援行動計画)	調査中	市町村計画値の合計 (令和11年度)
	26	一時預かり事業	継続 (子育て応援行動計画)	調査中	市町村計画値の合計 (令和11年度)
	27	病児保育事業	継続 (子育て応援行動計画)	調査中	市町村計画値の合計 (令和11年度)
	28	放課後児童クラブ受入枠	継続 (子育て応援行動計画)	調査中	市町村計画値の合計 (令和11年度)
	29	児童生徒が身に付けている「規律ある態度」の達成状況	継続 (青少年健全育成・支援プラン)	小学校:85.0% 中学校:86.1% (令和5年度)	小学校:100% 中学校:100% (令和11年度)
	30	「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合	継続 (青少年健全育成・支援プラン)	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)
10 未来を切り拓くこども・若者の応援	31	県内大学新規卒業者に占める不安定雇用者の割合	継続 (青少年健全育成・支援プラン)	6.3% (令和4年度末)	3.9% (令和11年度末)
	32	職場体験やインターンシップを実施した高等学校の割合	新規 (教育振興基本計画指標)	27.5% (令和4年度)	85.0%以上 (令和11年度)
11 こども・若者の健やかな成長を支える担い手の養成・支援	33	子ども・若者支援地域協議会(これに相当する体制を含む。)を設置している市町村の数【再掲】	継続 (青少年健全育成・支援プラン)	25市町 (令和5年度)	63市町村 (令和9年度)
	34	「地域で子供を育てる意識が向上した」と回答した小・中学校の割合【再掲】	継続 (青少年健全育成・支援プラン)	55.7% (令和5年度)	60.0% (令和11年度)
12 ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	35	男性の育児休業取得率	新規 (こども未来戦略目標) 【「多様な働き方実践企業の認定数」の代替指標】	28.7% (令和5年度)	76.9% (令和11年度)

「埼玉県こども・若者計画(仮称)」の指標案 (4/4)

終了する指標

指標 (すべて子育て応援行動計画)	現行計画で終了する理由
合計特殊出生率	国こども大綱策定に伴うもの(合計特殊出生率の数値目標を掲げていない)
SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数	既に60市町村が加入しており、会員市町村数の目標は概ね達成できており、よりふさわしい指標に変更するため
乳幼児健康診査の未受診率	転居等により必ずしも健診時期に受検できない児童もいるため、未受診率そのものより、未受診の理由を把握していることが重要であり、よりふさわしい指標に変更するため
麻しん・風しん第2期定期接種率	特定感染症予防指針において当該接種率は国の目標値とされており、また予防接種の実施主体は市町村とされており、県は予防接種等の普及啓発をすることとされているため
多様な働き方実践企業の認定数	令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、令和12年までに男性の育児休業取得率を85%にする国の方針を踏まえ、こども・若者計画(仮称)の施策の推進に関連性が高く、よりふさわしい指標に変更するため
生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	学習支援事業の先にある高校進学率を目標とすることが適当であり、よりふさわしい指標に変更するため
児童養護施設退所児童の大学等進学率	児童養護施設退所児童の多様な希望進路の実現を目指すことが適当であり、よりふさわしい指標に変更するため
ひとり親世帯向け住宅の供給戸数	令和4年度に目標値を達成したため
声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	令和5年度の達成率が98.2%となり、青少年健全育成・支援プラン(令和5年度～令和9年度)において指標を「青少年の再非行(犯罪)防止活動に取り組む市町村の数」としたため、本計画でも同様に指標を変更するもの

令和6年度第2回埼玉県児童福祉審議会における計画案への意見及び対応案

御意見・御質問(要約)	対応案
「計画案の名称」 計画の名称案が、現時点では埼玉県こども計画(仮称)となっている。計画の中にこどもが対象となっている事業が多くあることは理解しているが、若者に対する事業もある。連続性があり切れ目がないということを示すため、例えば「埼玉県こども・若者計画」とすることを検討してはどうか。	【修正】 以下のとおり計画名称を変更しました。 「埼玉県こども計画(仮称)」 ↓ 「埼玉県こども・若者計画(仮称)」
「目指す将来像(案)ほか」 障害のあるこどもたちのことが触れられている部分もあるが、多様性という意味合いから、人種・国籍・性別・障害の有無で差別されないという趣旨で言葉を盛り込んだほうがよい。	【修正】 将来像の解説文を以下のとおり修正しました。 「全てのこども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、差別的な取扱いを受けないこと」 ↓ 「全てのこども・若者は、個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、 人種、国籍、性別、障害の有無等による差別的な取扱いを受けないこと 」
「骨子案(イメージ)」 骨子案(イメージ)の「2(1)こども食堂など切れ目のないこどもの居場所づくりの支援」について、こども食堂は地域によって取組に温度差があること、こどもの居場所はこども食堂に限ったものではないことから、こども食堂を特出しするべきではないのではないかと。	【修正】 項目名を以下のとおり修正しました。 2(1) こども食堂など 切れ目のないこどもの居場所づくりの支援 ↓ 2(1) こども・若者と共につくる 切れ目のない居場所づくりの支援 また、個別の施策において、プレーパーク、バーチャルユースセンター等について記載しています。
「目指す将来像1～3(案)」 将来像1～3全体の、「目指すべき将来像」の書きぶりについて、結びを「…社会を目指します。」ではなく、「実現されています」や「そうした社会になっています」というようにしたほうがよいのではないかと。	【修正なし】 県の上位計画である「埼玉県5か年計画」における「目指すべき将来像」の記載に合わせ、原案どおりとさせていただきます。
「目指す将来像1(案)」 将来像1の「目指すべき将来像」の最初の部分「全てのこども・若者は、一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重し、…」について、「全てのこども・若者は、一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重され、…」としたほうがよい。権利の主体者は「こども・若者」であり、こどもをまんなかにして応援するということを示すため、「こどもと若者が尊重されている姿が将来像にある」としたほうがよい。	【修正】 将来像1の「(2)目指すべき将来像」を以下のとおり修正しました。 「全てのこども・若者を、一人ひとりが多様な人格を持った個人として尊重し、その権利をその権利を保障するために…」 ↓ 「全てのこども・若者が、一人ひとり多様な人格を持った個人として尊重され、その権利が保障されるために…」
「目指す将来像2(案)」 将来像2の「目指すべき将来像」のうち二つ目の項目の次の文章について。「こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや生き抜く力を得るための糧となるような多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育み、こども・若者の成長を育み、こども・若者とともにつくる居場所の充実を目指します。」 様々なことが盛り込まれていて読み取りにくいので、区切りを入れる等の整理をしたほうがよい。	【修正】 将来像2の「(2)目指すべき将来像」を以下のとおり修正しました。 「こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや 生き抜く力を得るための糧となるような 多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を 育み、こども・若者とともにつくる 居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。」 ↓ 「こども・若者が安心して過ごすことができ、様々な学びや多様な活動に接することのできる、こども・若者の成長を育む居場所の充実を目指します。また、こども・若者の社会的活動への参画の推進を目指します。」
「目指す将来像2(案)」 将来像②の「目指すべき将来像」のうち三つ目の項目について。 策定作業部会員の意見をもとに「虐待のない社会を実現するとともに、実親による養育が困難であれば、 <u>家庭養育を優先しながら</u> 」としたと認識している。これについて、直後に「家庭と同様の養育環境である里親等による養育を行う」と記載があり、ここに里親等と入っているので、こども基本法の趣旨と合わせて「家庭養育優先のもと」に戻したほうがよい。	【修正なし】 こども基本法 第三条「基本理念」 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、…… 原案の「家庭環境を優先しながら」でも、こども基本法の趣旨は反映できていると考え、原案のとおりとさせていただきます。
「目指す将来像2(案)」 ・将来像2の「目指すべき将来像」のうち三つ目の項目について。 「自立」という言葉について。こどもや若者を突き放すようなイメージを持ってしまふ。 ・「自立」とは本当に自分ですることだったり、できないことは人に助けを求めることまでも含めたことだったりする。「何でも自分で行うことだけが自立ではない」ということを示すため、埼玉版の「自立」の定義を注釈等で入れたらどうか。	【修正】 将来像2の「(2)目指すべき将来像」を以下のとおり修正しました。 「虐待のない社会を実現するとともに、親による養育が困難であれば、家庭養育を優先しながら、家庭と同等の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるよう支援する社会を目指します。」 ↓ 「虐待のない社会を実現するとともに、親による養育が困難であれば、家庭養育を優先しながら、家庭と同等の養育環境である里親等による養育を行うなど、生まれ育った環境に左右されずに成長し、自立できるよう支援(★)する社会を目指します。 *こども・若者等が自立をしたあとも、必要な支援は実施します。 」
「目指す将来像3(案)」 将来像③の「目指すべき将来像」のうち二つ目の項目について。 「こども・若者や子育て当事者が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します」とあるが、「子育て当事者」とすると結婚や出産を考えるとまだ子育てをしていない方が対象でなくなってしまうのではないかと。 二つ目の項目の「結婚・出産に希望を持つ人」という記載のように、一つ目の項目も「子育て当事者」ではなく別の表現にしたほうがよいのではないかと。	【修正】 将来像3の「(2)目指すべき将来像」を以下のとおり修正しました。 「こども・若者や子育て当事者が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。」 ↓ 「こども・若者や子育て当事者、 こども・若者を養育しようと思う者等 が暮らしやすい社会に向けた気運の醸成やまちづくりを目指します。」
「目指す将来像3(案)」 将来像③の「目指すべき将来像」のうち二つ目の項目について。 「結婚・出産に希望を持つ人、安心してこどもを産み育てられるように」、「安心して子育てできる社会を」とあるが、安心だけでなく安全も入れたほうがよいのではないかと。	【修正】 将来像3の「(2)目指すべき将来像」を以下のとおり修正しました。 「結婚・出産に希望を持つ人、安心してこどもを生み育てられるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。」 ↓ 「結婚・出産に希望を持つ人、安心・安全にこどもを生み育てられるように、家庭での子育てを支援するとともに、地域全体で子育て当事者を支えることで、孤独や不安を軽減し、安心して子育てできる社会を目指します。」

埼玉県こども・若者計画（仮称）策定スケジュール案

資料 4

項目	令和 6 年度					
	1 0	1 1	1 2	1	2	3
・ 議会					● 議案提出 (2 定)	
・ 児童福祉審議会		● 計画案	県民コメント反映後の計画案	●		
・ 作業部会	● 計画案		県民コメント反映後の計画案	●		
・ 県民コメント等		県民コメント こどものこえアンケート				

令和 6 年度第 3 回埼玉県こども計画（仮称）策定作業部会 議事概要

【日 時】 令和 6 年 1 0 月 2 3 日（水）

【方 法】 オンライン開催

【出 席】 作業部会員（以下 8 名）

石丸 靖子（認定 NPO 法人さいたまユースサポートネット）

黒澤 万里子（埼玉県福祉部こども政策課）

佐藤 啓子（公益財団法人埼玉県看護協会）

塚越 優子（全国認定こども園協会）

羽澤 憲治（埼玉県学童保育連絡協議会）

福田 由美子（埼玉県家庭教育振興協議会）

保角 美代（埼玉県里親会）

本田 尚美（埼玉県ひとり親福祉連合会）

（事務局）埼玉県福祉部こども政策課

【議題】 「埼玉県こども・若者計画（仮称）」の計画案について

【各委員からの主な意見と事務局からの応答】

- 今後予定している「こどものこえアンケート」では具体的に何を想定しているのか。また、県民コメント反映後の計画案の検討のため作業部会を開催するということか。

→ 「こどものこえ」は、県政についてのアンケートを通じてこどもの声を聴くシステムであり、新たな計画案での追加内容であるこどもまんなか社会や、こどもたちの意見を聴くということについて現状こどもたちがどのように考えているのかや、その他計画案に関連する事項についてアンケートを実施予定である。

県民コメント結果を反映した後の計画案については、作業部会で検討いただくことを想定している。

- 指標 8「生活困窮世帯及び生活保護世帯の学習支援対象者の高校進学率」は現状値 99%で目標値も 99%だが、現状値が既に高いので指標として適当ではないのではないか。むしろ、高校卒業後の高等教育進学率を指標にすべきではないか。

→ 現行の「埼玉県子育て応援行動計画」にある「生活保護世帯の中学３年生の学習支援事業利用率」の指標を終了し、代わりに、「生活困窮世帯」を対象世帯を広げつつ、事業利用の先にある「高校進学率」を目標として設定することを考えた。現状値９９％を維持、充実することが重要である。

高校卒業後の高等教育進学率の指標設定は今後検討させていただく。

- 指標１４「児童養護施設退所児童の大学等進学率」は現状値３８％で、以前よりは上がってきていると認識しているが、５年後の目標値が４０％ということで個人的には低いと思うがいかがか。
また、障害の有無等を考慮せず児童養護施設等でまとめて４０％の目標値とするよりは、分けて考えることはできないか。

→ 特別支援学校に通学するこどもや福祉的就労に携わるこどもがいる中で、これ以上の進学率を目指すのは現実的ではない。進学を希望するこどもは全て進学できるように支援することが大前提である中で、年度によって４０％を超えたり下回ったりという状況であり、４０％程度が現実的と考え目標値とした。

なお、児童養護施設のこどもの中には障害者の手帳を持っていたても大学進学するこどももあり、分けて考えるのは困難である。

- 指標２９「児童生徒が身に着けている「規律ある態度」の達成状況」について。目標値１００％のところ、過去のデータを確認すると値が低下傾向にある。また、多様なこどもたちがいる中みんなと同じように行動することができないこどもがいる。こども大綱を踏まえ、個別最適な学び、協働的な学びを目指すべく学校教育が転換点を迎える中、この指標で目標値１００％を目指すべきなのか。

→ 当該指標は「埼玉県教育振興基本計画」で設定されている指標で、そちらとの連動を考慮する必要がある。

多様なこどもたちのフォローやこどもたちに沿った関係を築くことを重要であり、委員の懸念されているようなことがないよう目標達成に向けて努めるが、御意見として承る。

- 総論の図表１５「放課後児童クラブの登録児童数の推移」について。利用児童数の経年推移のシンプルなグラフだが、県として把握

している待機児童数等も記載したほうがよいのではないか。

→ 放課後児童クラブの登録児童数のグラフについては、掲載する図表について改めて検討させていただく。

- 「9（2）ウ 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の充実」の取組について。放課後留守家庭のこどもたちの場としての放課後児童クラブと、遊びの1つの選択肢としての放課後子供教室とでは事業の性格が異なるので、項目を分けたほうがよいのではないか。

あるいは、最初に放課後児童クラブの取組、その後に放課後子供教室の取組等と記載の順番を変えたほうがよいのではないか。

→ おっしゃるとおり2つの事業は別のものだが、連携して実施できるような取組を今後進めるべく計画の記載を整理した。

記載の順番の御指摘は検討させていただく。

- 計画案にひとり親家庭に関する指標がないのは残念である。県でも結婚支援の取組をしているが、婚姻したカップルの3組に1組は離婚しているのが現状であり、結婚を経てひとり親家庭になる可能性がある。

ひとり親家庭になっても安心して子育てできる社会を提示すれば若者が結婚する気持ちになるのではないか。万が一ひとり親家庭になっても子育てが安心してできるということを具現化したような指標を設定していただきたい。

母子家庭の9割が困窮する子育て支援家庭と言われており、その点を考慮して指標を設定いただきたい。

→ ひとり親家庭の支援の施策については既に計画案に盛り込んでいるが、指標については検討させていただく。

- 指標1「こどもの権利擁護、意見の反映」について。意見を言う機会を作りそれを聴くことと、意見を反映することとは違うと考える。行政の役割である意見の反映を指標に入れていただきたい。

また指標2「こどもの居場所数」、指標3「こどもの居場所等地域ネットワークのある市町村数」について。こどもの居場所を増やすことは大事だが、家庭に居場所や食料がないこどもたちがいる状況

を根本的に解決しなければいけないのではないか。

→ 意見を反映することについての指標は検討させていただく。
貧困の家庭を減らすという大きな目標の進捗を、短い期間の中では把握しづらいため、まずは実際に困っている家庭や子どもへの対応ということで指標として挙げている。今後大きな目標に関する指標も検討していかななくてはいけないと思う。

○ 国は「本来子ども・若者自身が居場所を決めるものであるが、居場所づくりは第三者が中心となって行ってしまうため両者に隔たりがあり、子どもや若者の意見を聴いて、自然に子どもたちの視点に立った居場所づくりを進めることが重要である」としている。こどものこえのアンケート等でこどもの意見をたくさん聴いていただき意見を通すことを重要視してほしい。

→ こどもの居場所に限らず、子ども・若者の意見を踏まえていくことは計画案の作成に当たり重要であると考えている。施策の推進に当たっても意見を踏まえていく。

○ 子どもと若者との線引きがしっかりできるわけではない中、計画名に「若者」が加えられ広がりを持ったと考える。

→ もともと「子ども」に「若者」は含まれていたが、青少年健全育成・支援プランを統合するに当たり「若者」が対象であることが明確になると考える。

児童養護部会 審議結果報告

資料6

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和6年度	第3回	R6. 9. 6	4	4	0	0	4
計			4	4	0	0	4

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯、カッコ内は人数)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
うち専門里親					
0	0	4※ (6)	1※ (1)	0	5 (7)

※世帯で「養育里親＋養子縁組里親」及び「養子縁組里親」の登録となった1件について、両方に計上した。よって「計」は延べ数。

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	1	0	1	1	0	0	3
里母	0	2	0	1	1	0	4
計	1	2	1	2	1	0	7

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	0	1	1	0	1	0	3
里母	1	0	1	1	1	0	4
計	1	1	2	1	2	0	7

2 児童相談所の採る措置に関する審議

単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和6年度	第3回	R6. 9. 6	6	6	0	0	6
計			6	6	0	0	6

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

資料7-1

経緯

○令和4年6月15日 改正児童福祉法公布（令和6年4月1日施行）

一時保護施設の環境改善を図るため、国において一時保護施設の設備・運営基準を策定することとされ、都道府県はその基準に従い又は基準を参酌して、条例で基準を定めなければならないこととされた。

なお、基準については、施行日から起算して1年を超えない範囲内において都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、国が定める基準を条例で定められた基準とみなすこととする経過措置が設けられている。

＜児童福祉法（抜粋）＞

第12条の4 児童相談所には、必要に応じ、児童を一時保護する施設（以下「一時保護施設」という。）を設けなければならない。

② 都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

③ 都道府県が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二 一時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であって、児童の適切な処遇に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 一時保護施設の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

附則第6条 新児童福祉法第12条の4第1項に規定する一時保護施設に係る同条第2項に規定する基準については、施行日から起算して1年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第3項に規定する内閣府令で定める基準をもって、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

○令和6年3月27日 一時保護施設の設備及び運営に関する基準 公布（令和6年4月1日施行）

令和6年度中に県条例で基準を制定する必要あり

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

基準の概要①

※赤字は従うべき基準

全般	一時保護施設は、基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。 基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。
	一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
	一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。
施設	児童の居室の一室の定員は4人以下、 面積は一人につき4.95㎡以上 とする。ただし、乳幼児のみの居室の一室の定員は6人以下、 面積は一人につき3.3㎡以上 とする。 少年の居室の一室の定員は一人、面積は8㎡以上とするよう努める。
	できる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるようユニットを整備するよう努める。
	居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。
人員	児童指導員及び保育士(2歳以上3歳未満:おおむね2人につき1人以上、3歳以上:おおむね3人につき1人以上)、嘱託医、看護師、心理療法担当職員(おおむね10人につき1人以上)、個別対応職員、学習指導員(児童の人数に応じた適切な数)等を置かなければならない。
	夜間は職員を2人以上置かなければならない。また、ユニットを整備している一時保護施設については、1つのユニットごとに職員を1人以上を置かなければならない。 さらに、夜間通告対応を行う場合には、別に必要な職員を置くよう努めなければならない。
	都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

基準の概要②

※赤字は従うべき基準

運営	一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。
	一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向を尊重した支援を行わなければならない。
	一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならず、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るように努めなければならない。
	一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。
	入所している児童に食事を提供するときは、施設内で調理する方法により行わなければならない、その献立は、できる限り、変化に富み、入所児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。
	合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならず、やむを得ず持込みを禁止するに当たっては、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。
	児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
経過措置	基準の施行の際現に存する一時保護施設に係る設備については、従前の規定を準用する。
	一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数および夜間の職員体制につき、基準により難しいときは、令和8年3月31日まで、これによらないことができる。

今後の対応

- ・ 入所児童アンケートの実施（R6. 8. 27～9. 30）
- ・ 他自治体の事例調査



一時保護所運営の見直しに向けた検討

「一時保護施設の設備及び運営に関する基準」について

＜参考＞入所児童アンケート結果概要

【実施時期】 令和6年8月27日～9月30日

【回答者数】 99人／305人(回答率32.5%)

【主な意見】 ※基準に関係する不満点のみ抽出

○施設について

- ・個室を増やしてほしい
- ・窓が開かない
- ・古くて部屋に穴が開いていたり、落書きも多い

○職員について

- ・自傷などをしてしまう子供が持つ感情に理解があってほしい
- ・ルールに厳しかったり、こわい職員がいる

○勉強について

- ・自分のレベルにあった勉強をしたい
- ・質問ができないため、学習指導員の数を増やしてほしい
- ・オンライン授業の方がいい

○食事について

- ・同じものが多い
- ・マクドナルドや吉野家、コンビニスイーツなどが食べたい

○身だしなみについて

- ・洋服を増やしてほしい
- ・ムダ毛処理をもっとさせてほしい
- ・髪の毛を自由にさせてほしい
- ・おしゃれをしたい

○持ち物について

- ・安心できるお守りみたいなものの持ち込みはOKにしてほしい
- ・持ち込みの範囲を広げてほしい(スマホ、化粧水、おもちゃ等)

○その他

- ・外遊びや娯楽が少ない
- ・イベントを増やしてほしい
- ・外出の機会が少ないので増やしてほしい
- ・自分の好きな物(楽器、車など)に触れられる機会を作してほしい

一時保護施設の設備及び運営に関する基準

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十二条の四第三項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

（趣旨）

第一条 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。）第十二条の四第三項の内閣府令で定める基準（以下この条において「一時保護施設設備運営基準」という。）は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- 一 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第一号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十八条から第二十三条まで及び第二十四条第二項（入所している児童の保護に直接従事する職員に係る部分に限る。）の規定による基準
 - 二 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第十五条第一号、第四号（面積に係る部分に限る。）及び第十二号並びに第二十四条第二項（入所している児童の居室及び一時保護施設（法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設をいう。以下同じ。）に特有の設備に係る部分に限る。）の規定による基準
 - 三 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たって従うべき基準 第六条から第十三条まで、第十七条第二項、第二十六条、第二十九条第三項及び第三十三条の規定による基準
 - 四 法第十二条の四第二項の規定により、同条第三項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 この府令に定める基準のうち、前三号に定める規定による基準以外のもの
- 2 一時保護施設設備運営基準は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（児童相談所長及び一時保護施設の管理者を含む。以下同じ。）の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。
- 3 内閣総理大臣は、一時保護施設設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準の目的等）

第二条 法第十二条の四第二項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下この条及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第三条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第四条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第五条 一時保護施設においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第六条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第七条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所した児童を平等に取り扱う原則）

第八条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第九条 都道府県知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢、発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所した児童に対し、その意見又は意向（法第三十三条の三の三に規定する意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十一条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第十二条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項に規定する合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、き損等が生じないような設備に保管しなければならない。

（虐待等の禁止）

第十三条 一時保護施設の職員は、入所中の児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（業務継続計画の策定等）

第十四条 一時保護施設は、感染症や非常災害の発生時において、入所している児童に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

（設備の基準）

第十五条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十八条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第十九条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全にかつ安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年（法第四条第一項第三号に規定する少年をいう。次号において同じ。）の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

- 九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にする。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等に配慮すること。
- 十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。
- 十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

（一時保護施設における職員の一般的要件）

第十六条 一時保護施設に入所している児童の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等）

第十七条 一時保護施設の職員は、常に自己研鑽^{けんさん}に励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 都道府県知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

（職員）

第十八条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十一条において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の五第五項に規定する事業実施区域内にある一時保護施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。）、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあっては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあっては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあっては調理員を置かないことができる。

- 2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。
- 3 心理療法担当職員の数、児童おおむね十人につき一人以上とする。
- 4 学習指導員の数、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

（夜間の職員配置）

第十九条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

- 2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。
- 3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

（一時保護施設の管理者等）

第二十条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

- 2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。
- 3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務（法第十三条第三項第三号に規定する相談援助業務をいう。）に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。
- 4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのこども家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

（児童指導員の資格）

第二十一条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 精神保健福祉士の資格を有する者
- 四 学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。次号において同じ。）において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
- 六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

2 前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）別表に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

（心理療法担当職員の資格）

第二十二条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（学習指導員の資格）

第二十三条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）を入所させる一時保護施設であって学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び教育職員免許法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第二十四条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

（衛生管理等）

第二十五条 一時保護施設に入所している児童の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 一時保護施設は、当該一時保護施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めなければならない。
- 3 一時保護施設においては、入所している児童の希望等を勘案し、清潔を維持することができるよう適切に、入所している児童を入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 4 一時保護施設は、入所している児童に対し清潔な衣服を提供しなければならない。なお、下着は児童の所持する物を使用させ、又は未使用のものを提供しなければならない。
- 5 一時保護施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第二十六条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法（第二十四条の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。
- 5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した児童及び職員の健康状態の把握等）

第二十七条 児童相談所長は、入所した児童の健康状態を把握するために、当該児童の状況等に応じ、医師又は歯科医師による診察その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の実施により児童の健康状態を把握した医師又は歯科医師は、その結果必要な事項を入所した児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ一時保護の解除及び医療上の措置等必要な手続をとることを、児童相談所長又は都道府県知事に勧告しなければならない。
- 3 一時保護施設の職員の健康状態の把握に当たっては、特に入所している児童の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

（養護）

第二十八条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

（生活支援、教育及び親子関係再構築支援等）

第二十九条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

（関係機関との連携）

第三十条 児童相談所長は、児童の通学する学校及び必要に応じ警察、医療機関等関係機関と密接に連携して児童の支援に当たらなければならない。

（一時保護施設内部の規程）

第三十一条 一時保護施設においては、次に掲げる事項のうち必要な事項につき規程を設けなければならない。

- 一 入所する児童の支援に関する事項
- 二 その他施設の管理についての重要事項

（一時保護施設に備える帳簿）

第三十二条 一時保護施設には、入所している児童の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

（秘密保持等）

第三十三条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 都道府県知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

（苦情への対応）

第三十四条 都道府県知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

（電磁的記録）

第三十五条 一時保護施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

（大都市等の特例）

第三十六条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「指定都市」と、第九条第一項、第十七条第二項、第二十一条第一項第九号及び第十号、第二十七条第二項、第三十三条第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と読み替えるものとする。

- 2 法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市（以下この項において「児童相談所設置市」という。）にあつては、第一条第一項及び第二条中「都道府県」とあるのは「児童相談所設置市」と、第九条第一項、第十七条第二項、第二十一条第一項第九号及び第十号、第二十七条第二項、第三十三条第二項並びに第三十四条中「都道府県知事」とあるのは「児童相談所設置市の市長」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、令和六年四月一日から施行する。

（設備に関する経過措置）

第二条 この府令の施行の際現に存する一時保護施設（建築中のものを含み、この府令の施行の後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十五条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。次条において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第四十一条の規定を準用する。

（職員及び夜間の職員配置に関する経過措置）

第三条 一時保護施設の職員の確保の状況その他特別の事由により、一時保護施設の職員の数及び夜間の職員体制につき、この府令で定める規定により難いときは、当該一時保護施設は、令和八年三月三十一日まで、これによらないことができる。この場合においては、児童福祉施設設備運営基準第四十二条及び第四十六条の規定を準用する。

（指導教育担当職員に関する経過措置）

第四条 令和八年三月三十一日までの間は、第二十条第三項の規定にかかわらず、一時保護施設には、法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司であつて、一時保護施設の職員の指導及び教育を行うために必要な知識及び経験を有する者として児童相談所長が適当と認めた者を指導教育担当職員として置くことができる。